

2023

# 藍住町

暮らしの便利帳  
Aizumi Town Guide Book 2023



🔍 藍住町ガイド 6

🚶 消防・防災 28

📄 暮らしの手続 36

💰 税金 39

💡 年金と健康 41

👶 子ども 50

📖 教育・文化・スポーツ 56

👴 福祉 60

🏠 住まいと環境 64

🗳️ 議会と選挙 73

🔊 相談・広報・広聴 75

🌳 生活ガイド 77

## 藍住町役場

〒771-1292

徳島県板野郡藍住町  
奥野字矢上前52番地1

☎️ 088-637-3111 (代)

藍住町公式  
ホームページ▶



URL <https://www.town.aizumi.lg.jp/>

🌐 藍住町

株式会社サイネックス

藍住町ガイド

わがまち再発見!  
歴史・自然・イベント

暮らしの情報

町民のための様々な  
手続・窓口案内など

医療機関情報

まちの身近な  
医療機関などのご案内



暮らしに役立つ情報がスムーズに探せます。

# 藍住町暮らしの便利帳の使い方

皆さんのお宅にお届けした「藍住町暮らしの便利帳」は、これから藍住町で、そしてずっと藍住町で暮らしていく、そんな皆さんのためのガイドブックです。ぜひ、毎日の暮らしの中でお役立てください。



表紙と本文のカラーインデックスが連動しているため、直感的にスピーディに、目的の情報にたどり着くことができます。



● ● ● とっても便利な三部構成！ ● ● ●

町への愛情が深まる

困った時に頼れる

毎日の暮らしを支える

地域情報 行政情報 生活情報

📺 藍住町ホームページ 藍住町 検索

インターネットで様々な藍住町の情報を発信しています



楽しいイベント情報や生活情報、防災情報や新着情報など、役立つ情報がいっぱい！

手に取りやすい雑誌サイズだから目につく場所に置いておけば重宝！

調べごとを思いついた際、パソコンと違って電源を入れる必要がないから、知りたい情報にすぐたどり着きます。テレビリモコンなど普段使いが多い道具のそばに置いておくとも便利です。

わが街の魅力を再発見できる楽しい記事がぎっしり満載！

行政情報のほかに、地域情報のページには、自分たちが暮らす町の年中行事やみどころなど、お子さんから高齢者の方まで誰もが楽しめる記事がいっぱい詰まっています。

たとえ急に病気になってもお医者さんがすぐ見つかる！

町の身近なお医者さんリストや地図を掲載しているので、困ったときはすぐに目を通しましょう。きっとあなたの力になる、あなたを支えてくれるお医者さんが見つかります！

町内公共施設の利用方法がひとめでパッとわかります！

テニスコートやグラウンドなどの運動施設はもちろん、図書館などの情報が掲載されています。町の公共施設を賢く利用して有意義な時間を過ごしましょう。



## ごあいさつ



藍住町長 高橋 英夫

皆さまには、日頃から、町行政の推進にご理解とご協力を頂いておりますこと、厚くお礼申し上げます。

藍住町は、県内で3番目に小さな町ですが、恵まれた自然環境や利便性の高い生活環境から、人口3万5千人を超える四国の中で最も人口が多い町として、発展を遂げてまいりました。

全国的に人口減少時代を迎えるなか、本町の名前の由来である「藍」を地域資源とする地方創生に積極的に取り組み、「“あい”（藍・愛）でつながるまちづくり」を基本理念に、町民の皆さまとともに、子どもからお年寄りまで幅広い年代の方が、住んでよかったと思えるまちづくりを推進しています。

この度、「藍住町暮らしの便利帳」を刷新いたしました。町の業務や施設などをご案内するとともに、防災情報や医療機関情報、地域の様々な情報を掲載しておりますので、ぜひ皆さまの身近なところに置いていただき、日々の暮らしにご活用ください。

結びに、「藍住町暮らしの便利帳」は広告掲載料を活用して発行しております。広告掲載にご協力を賜りました企業、事業所、団体等の皆さまに、深く感謝申し上げます。

### ご利用にあたって

この「藍住町暮らしの便利帳」は、令和5年8月31日現在の内容で編集しています。

その後、法改正等により内容が変わる場合がありますので、詳しくはそれぞれの担当課にお問い合わせください。

お問い合わせ先が分からない場合は、☎ **637-3111** (藍住町 総務企画課) へどうぞ



# INDEX

▶ごあいさつ ..... 1  
 ▶INDEX ..... 2  
 ▶ライフサイクルインデックス 4

広告

## さんた整骨院

健康保険適用可  
 ※骨折・脱臼の場合は医師の同意が必要です。

受付時間	月	火	水	木	金	土	日
9:00~12:00	×	●	●	▲	●	●	▲
15:00~20:00	×	●	●	×	●	●	×

● 月曜・祝日 ▲ 木曜・日曜 13:00まで

藍住町富吉字地神 29-11 ☎635-3212  
<http://seikotsu-santa3.com/>

## 徳真電機工業株式会社

最新の技術で  
 あすのニーズに応える

□専用機械製作 □自動制御装置製作  
 □搬送装置製作 □電気工事

板野郡藍住町富吉字須崎 17-32  
 TEL (088) 692-5588  
 FAX (088) 692-5986

**🔍 藍住町ガイド 6**

子育てカレンダー ..... 6  
 藍住町のプロフィール ..... 8  
 藍住町のかたちを探る ..... 10  
 藍住町イラストMAP ..... 14  
 藍住の伝統産業 ..... 16  
 藍住の歴史探訪 ..... 18  
 藍住の自然風景 ..... 20  
 藍住町総合文化ホール ..... 21  
 藍住の年中行事 ..... 22  
 藍住の名品と味覚 ..... 24  
 あなたのそばの医療機関 ..... 26  
 行政ガイドINDEX ..... 27

**🚒 消防・防災 28**

過去の災害からの教訓 ..... 28  
 洪水災害の被災から避難までの  
 考え方 ..... 29  
 地震災害の被災から避難までの  
 考え方 ..... 31  
 災害情報の入手方法 ..... 33  
 避難時の携行物 ..... 35

**📄 暮らしの手続 36**

戸籍 ..... 36  
 住民登録 ..... 36  
 印鑑登録 ..... 38  
 証明書コンビニ交付サービス ..... 38  
 外国人住民の方 ..... 38  
 その他 ..... 38

**💰 税金 39**

町税 ..... 39

**👤 年金と健康 41**

国民年金 ..... 41  
 国民健康保険 ..... 42  
 後期高齢者医療制度 ..... 43  
 介護保険 ..... 45  
 健康 ..... 48  
 予防接種 ..... 49

**👶 子ども 50**

赤ちゃん ..... 50  
 各種健診 ..... 51  
 保育 ..... 51

広告

## あなただけのプライベートジムが藍住町に OPEN !!



**ゴルフ**  
 全打席ゴルフシミュレーション完備  
 選い放題でお得に利用していただけます！  
 日々の練習だけでなく、コースもプレ  
 イしていただけます。

**パーソナルトレーニング**  
 月額5,000円税込(50分)~のパーソ  
 ナルトレーニング！  
 追加料金なくフリートレーニングス  
 ペースの使い放題付き。  
 資格を持ったトレーナーがあなたに合  
 ったトレーニングを一緒に考えます！

**フリートレーニング**  
 営業時間内ならいつでも自由に使用  
 できます。パーソナルで使用している  
 機械に加え有酸素マシン、ストレッチ  
 エリアもあります！  
 少人数でプライベートな空間な為、人  
 目を気にせず運動できます。



**おすすめ会員プラン**

プライベートフィットネス 月額6,600円税込~  
 インドアゴルフ練習場 月額7,700円税込~  
 その他 法人会員 短期ダイエットコース  
 ゴルフお子様レッスンもごさいます。

**golf&fitness UP ONE**  
**TEL 088-679-1750**  
 〒771-1201 藍住町奥野字西中須56-2  
 営業時間 9:00~22:00 休館日 水曜日





## 教育・文化・スポーツ 56

学校教育	56
藍住町青少年相談室	57
人権講座	57
文化財	57
生涯学習	58
文化	58
スポーツ	59



## 福祉 60

高齢者	60
障がい者	61
ひとり親家庭	63
援護	63
生活保護	63
民生委員・児童委員	63



## 住まいと環境 64

土地・住居	64
道路	64
ごみ	65
し尿	69
公害	69
野外焼却	69
あき地の適正管理	70
水道	70
生活排水	71

交通	72
飼い犬	72



## 議会と選挙 73

町議会	73
選挙	73



## 相談・広報・広聴 75

いろいろな相談	75
広報	76
広聴	76



## 生活ガイド 77

生活ガイドINDEX	77
藍住町医師会	78
徳島県歯科医師会 板野歯科医師会	79
徳島県薬剤師会 板野支部	80
藍住町商工会	81
藍住町健康マップ(病院・薬局)	82
藍住町 藍住町近隣 健康マップ	84
藍住町タウンマップ	86
リフォームの基礎知識	88
空き家を放置すると どうなるの?	90
愛車の健康法	92
話題の店舗をご案内	93
葬儀について	94

# UD FONT

見やすいユニバーサルデザイン  
フォントを採用しています。

広告

**クレーンオペレーター!  
現場スタッフ  
作業員!**

**一宮建設重量株式会社**

本社 板野郡北島町高房字堤下16  
TEL: 088-698-2421  
FAX: 088-698-7099

出張所 東亜合成株式会社内  
TEL: 088-698-8720  
FAX: 088-698-9689

<https://ichimiya-kj.net>

**鉄骨建築・総合建設業**

鉄骨組立・溶接・小物加工各種  
現場鍛冶・現場半自動溶接  
高圧洗浄・解体受け賜います

**後藤工業株式会社**

板野郡藍住町奥野字西中須105-1  
TEL 088-693-4515  
FAX 088-693-4516

広告



処分にお金がかかって困っている身の回りの物…  
(ご自宅・店舗大掃除・引っ越し後、解体前出る家財や家電など)

**不用品を無料で  
引き取ります。**

不動産 解体/売却時の家の片付け  
**無料見積もり!**

・貴金属/貴金属は  
…**査定買い取り**

・服・食器、工具、キッチン用品  
…**1キロ20円〜で買い取り**

※出張引き取りの際は無料引き取りとなります

フリーダイヤル(通話料無料)  
**0120-007-595**

お問い合わせできないものもございますので詳しくはお電話ください

トリマウス 営業時間 **10:00 ~ 17:00**  
不用品回収・引越し  
生活相談センター

定休日: 毎週水曜日(※お盆・年末年始お休み)  
古物商許可証番号: 徳島県公安委員会許可  
801020001279号

徳島県 板野郡 藍住町 藍住 1-1-1  
電話 088-693-4515

**TAKIGUCHI**

**(株)瀧口塗装**

板野郡藍住町富吉字豊吉11-7  
TEL 088-693-0604  
FAX 088-679-6590

✉ [tsuyoshi@takiguchi-toso.jp](mailto:tsuyoshi@takiguchi-toso.jp)



こんなとき、  
どうするの？

# Life Cycle Index

## ライフサイクルインデックス

広告

### みなみ動物病院 MINAMI PET CLINIC

診察時間	月	火	水	木	金	土	日・祝
午前 9:00~12:00	●	●	△	●	●	●	●
午後 4:00~ 7:30	●	●	△	●	●	●	△

但し、受付は診察終了30分前まで



休診日 水曜日  
日・祝午後

駐車場13台

藍住町奥野字矢上前44-1 (藍住町役場北)

☎ 088-679-6714



- ▶ 出生届…P36
- ▶ 国民健康保険…P42
- ▶ 母子健康手帳…P50
- ▶ 妊婦一般健康診査…P51

### 誕生

赤ちゃんが生まれたら

出生届 P36

生まれた日から  
14日以内に届出

家族が亡くなったら

死亡届 P36

死亡の事実を知った日  
から7日以内に届出

戸籍の届出・  
各種登録は、  
**役場**へ  
届け出てください



### 老後



- ▶ 国民年金…P41
- ▶ 後期高齢者  
医療制度…P43
- ▶ 介護保険…P45
- ▶ 高齢者福祉…P60

### 生活

- ▶ 税金…P39
- ▶ 国民年金…P41
- ▶ 国民健康保険…P42
- ▶ 各種健(検)診…P48
- ▶ スポーツ施設…P59
- ▶ ごみ…P65
- ▶ 水道…P70
- ▶ 下水道…P71



広告

### 浄化槽維持管理 保守点検業・清掃業(鳴門市許可)



### 高橋クリーン衛生社

Takahashi clean sanitation Co., Ltd.

徳島本社

徳島市神町東角方字北野38

☎ 088-641-0155

鳴門営業所

鳴門市海部町立岩字六枚29-1Eビル2A号室

☎ 088-686-7788

<http://takahashi-clean.com/>

<p>麻雀卓・モデルガン カメラ・時計・他</p>	<p>骨董・絵画 アンティーク家具 ブラインド家具・他</p>	<p>県下全域対応 他店より高く 他店より安く</p>	<p>フィッシング用品 自転車・キャンプ用品・他</p>	<p>ボート・船・船外機 車・バイク・農機具・他</p>
<p>電動工具・建設機械 農機具・医療機器・他</p>	<p>給湯機・暖房機器 オフィス用品・他</p>	<p>家電・オーディオ ピアノ・楽器・他</p>	<p>古酒・他</p>	



多数取り揃えております!! お気軽にご相談ください!

〒773-0007 徳島県小松島市金福町9-36

0120-770-718

TEL 0885-38-7111 FAX 0885-38-6660

<http://shikokukaitori.com>

[dream232422@yahoo.co.jp](mailto:dream232422@yahoo.co.jp)



買取  
問屋

シークル 徳島  
SHIKUKU ENTERPRISE  
マスタートレード

Vainqueur Enterprise Co., Ltd. 株式会社ヴァンクールエンタープライズ





▶ 防災 P28



- ▶ 予防接種…P49
- ▶ 子どもはぐくみ医療費…P50
- ▶ 保育所…P51
- ▶ 子育て支援センター…P53
- ▶ 幼稚園…P56

- ▶ 放課後児童クラブ…P54
- ▶ 小学校…P56
- ▶ 中学校…P56
- ▶ 就学援助制度など…P56
- ▶ 教育相談…P56

広告

## 育児

## 教育



引っ越ししてきたら  
**転入届 P36**

引っ越ししてきた日から  
14日以内に届出

町内で住まいが変わったら  
**転居届 P37**

引っ越しした日から  
14日以内に届出

町外へ引っ越ししていくとき  
**転出届 P37**

引っ越し日の  
前後14日以内に届出

結婚したら  
**婚姻届 P36**

届け出た日から効力



必要な方  
**印鑑登録 P38**

## 結婚

## 成人



- ▶ 戸籍…P36
- ▶ 婚姻届…P36
- ▶ 住民登録…P36



- ▶ 国民年金…P41
- ▶ 国民健康保険…P42

**徳島中央不動産**

フットワークの軽さが自慢です!  
**お電話一本で  
駆けつけます!**

土地探し

不動産売却 相談無料

WEB Instagram LINE

**アモウ工業は  
仕事する職人さんの  
味方です!!**

土木建築資材  
工具販売

**アモウ工業** 持ち込み大歓迎  
出張査定無料!!

アモウ工業 徳島 北島町 TEL088(698)5606

広告



watanomama

心の込もった  
ものづくり

株式会社 近藤紡績所 徳島工場  
〒771-1272  
徳島県板野郡藍住町勝瑞字成長 174 番地  
TEL 0886-641-1711 FAX 088-641-2220

側溝・排水路・グリストラップ清掃  
浄化槽清掃・維持管理 プロフ各種・販売・修理

徳島県知事許可 304号

**(有)たいち**

(本社) 徳島市北田宮2-15-48  
☎(088)632-5376(代)  
(北島営業所) 北島町中村  
☎(088)698-7470(代)  
http://www.taichi-c.co.jp

**(有)徳島化洗**

徳島市北田宮2-15-48  
☎(088)631-1238



# 子育てカレンダー



成長に合わせたサポートカレンダー

## 妊娠

- 母子健康手帳の交付(妊娠届出書) **P.50**
- 妊婦一般健康診査(公費負担は14回) **P.51**  
※県外受診者には払戻しによる助成あり
- 沐浴教室
- 妊婦訪問

問合せ

保健センター ☎ 692-8658

## 出生

- 新生児聴覚検査(初回検査を公費負担で1回) **P.51**
- 産婦健康診査(公費負担は2回) **P.51**
- 乳児一般健康診査(公費負担は2回) **P.51**
- こんにちは赤ちゃん訪問(全戸対象) **P.50**
  - 股関節脱臼検診 **P.51**
  - 離乳食教室

9・10  
か月児  
健康  
診査  
**P.51**

藍住町ガイド

保健・子育て  
サービス

手当、助成金  
等の申請

- 出産・子育て応援給付金 **P.50**

問合せ 保健センター ☎ 692-8658



- 児童手当申請 **P.54**

問合せ 福祉課 ☎ 637-3114



- 子どもはぐくみ医療費助成 **P.50**

問合せ 福祉課 ☎ 637-3114

予防接種

予防接種について  
詳しくは **P.49**

問合せ

保健センター ☎ 692-8658



- ロタウイルス感染症 個別接種 回数:2回又は3回
- BCG(結核) 個別接種 回数:1回
- 四種混合(百日ぜき・ジフテリア・破傷風・不活化ポリオ) 2か月以上7歳6か月未満 個別接種  
第1期初回 回数:3回 第1期追加 回数:1回
- 日本脳炎 6か月以上7歳6か月未満 (標準的接種年齢3歳から4歳) 個別接種  
第1期初回 回数:2回 第1期追加 回数:1回
- ヒブ及び小児用肺炎球菌ワクチン 2か月以上
- B型肝炎ワクチン 1歳未満 回数:3回

広告

藍住町のカンコー学生服の  
正規取扱店です。  
本店では婦人おしゃれ衣料も  
扱っています。

おしゃれのお店 おくむら  
**奥村呉服店**  
(本店)

スクールショップ **おくむら**  
(ゆめタウン徳島店)

☎ **088-692-2417**  
藍住町奥野字前川70

**あかざわ**  
FASHION PLAZA  
あかざわ藍住店

**学生衣料  
販売店**

LINE @友だち募集中!!  
LINE QRコード

HP ☎ **088-692-6321**  
FAX 088-692-7797

藍住町 中富長江傍示73-1  
藍住町 あかざわ 検索

学生服リユース Shop  
**さくらや徳島北店**

入学準備も!! 制服のバトンタッチ  
子育てママの家計応援!!

安く買えて良かった! 誰かに使ってもらって  
お役に立てうれしいな あげる人が  
いないし捨てるの  
もったいなくて...

こんなお店ほしかったの (ママ)

不要になった学生服や体操服を  
どんどんお売りください!!

北島小 北村団地  
北島町 鯛浜字かや118-4  
☎ **(088) 698-9451**

営業時間 月・水・金 10:00~18:00  
土 10:00~16:00  
(※祝日の場合は16:00まで)

※クリーニングはしなくて大丈夫です

Instagram QRコード  
LINE QRコード  
HP QRコード



1歳

2歳

3歳

就学

☑ 1歳6か月児健康診査 **P.51** ☑ 3歳児健康診査 **P.51**

☑ フッ素塗布事業



☑ 就学時健康診断

問合せ

教育委員会  
☎ 637-3128



中学校終了まで

☑ 就学援助制度

問合せ 教育委員会 ☎ 637-3128



中学校3年生終了まで

☑ MR(麻疹・風疹) 第Ⅰ期 1歳以上2歳未満 **個別接種** **回数:1回**

☑ 水痘 1歳以上3歳未満 **個別接種** **回数:2回**

☑ 二種混合(ジフテリア・破傷風) 11歳以上13歳未満

**個別接種** **回数:1回**

☑ MR 第Ⅱ期 小学校就学前の1年間 **個別接種** **回数:1回**

☑ ヒトパピローマウイルス感染症 小学6年生から高校1年生相当までの女子

**個別接種** **回数:2回又は3回**

☑ ヒトパピローマウイルス感染症 (キャッチアップ接種) **個別接種** **回数:3回** 平成9年度から平成18年度生まれの女性 ※令和4年度から令和6年度のみ

☑ 日本脳炎 第Ⅱ期 9歳以上13歳未満

**個別接種** **回数:1回**



5歳未満接種開始年齢により接種回数が異なります **個別接種**



広告



第一種・第二種運転免許、フォークリフト資格  
鳴門自動車教習所へぜひお越しください。

**鳴門ならではのポイント!!**

土・日・祝日教習実施 日曜日検定OK!  
無料送迎バス有り  
担当者があなたに合った技能計画を作成します。  
特定一般給付金制度あり

一種免許から 二種免許 全車種とれる

**総合自動車教習所**  
その他 フォークリフト・各種講習あり

フォークリフト 技能資格講習

鳴門自動車教習所  
徳島県鳴門市大津町矢倉字四の越52番地  
☎088-685-3242 FAX 088-685-3233

小児歯科・歯科・矯正歯科

**あいおい歯科医院**

診療時間 午前 9:00~13:00  
午後 14:30~19:00

休診日 木曜・日曜・祝日  
(祝日のある週は木曜診療しています)

徳島市応神町西貞方字小島48

**☎641-1883 往診可**

住吉神社 成興寺 当院 応神産業団地  
コーナン 洋服の青山 タックルベリー  
藍住 北環状線 北島  
四国三郎橋





# 藍住町のプロフィール



徳島県の中央を流れる吉野川の下流北岸に位置する藍住町は、旧吉野川と吉野川に囲まれたデルタ地帯で、板野郡のほぼ中央にあります。いわば、たゆまぬ吉野川の沖積が生み出した平坦な土地で、海拔はわずか5.17m。山がまったくない珍しい町です。

北緯34度7分、東経134度29分。南は徳島市、北は鳴門市、西は板野町、上板町、東は北島町と隣接しています。四方は約4kmで面積は16.27km<sup>2</sup>。かつては藍の栽培が隆盛を極め、全国的に広まりましたが、近年では肥沃な地味と温暖多湿で水利の便に恵まれた条件を生かし、全国有数の春ニンジンの産地となっています。



町章

藍の色は澄みきった大空と、肥沃なみどりの平野、そして吉野川の清流をあらわします。円は人の和と無限の発展を象徴し、平和で住みよい理想郷実現の願いを込めています。



町木 樟

常緑高木で成長も早く、樹勢さわめて旺盛でよく巨木となる樟は、たくましい力のシンボルとして本町にふさわしく、また町内には「矢上の大クス」もあり、ゆかりの深いものとして制定しました。



町花 菊

藍住町では、切り花用の菊の栽培がさかんなこともあって、誰からも愛される菊を町の花に選びました。菊が小さな花びらをいっぱいつけ、ついには大輪となるよう、本町もみんなが力を合わせ、文化や産業が花開くことを願っています。

広告

植木剪定・除草・表具・建物・家事(家事全般)援助・介護(付添い等)支援  
 屋外施設の管理・簡単な大工左官電気工事の  
 お申し付けは  
**公益社団法人 藍住町シルバー人材センター**  
  
**シルバー会員募集 (60才以上)**  
 藍住町矢上字川向5-1  
**TEL(088)692-1830**  
**FAX(088)692-6873**

**想いをつくる**  
  
 のびやかな空間  
 心地よい空気  
 家族の安心  
**有限会社 笹木建築事務所**  
 〒771-1231 徳島県板野郡藍住町富吉字富吉 20-5  
**TEL/FAX (088) 692-3965**  
 URL : <http://ssk-archi.jp/>  
 E-mail : [sasakikentiku147@leaf.ocn.ne.jp](mailto:sasakikentiku147@leaf.ocn.ne.jp)  
 建設業許可 徳島県知事許可 (般-31)第7704号  
 一級建築士事務所登録 徳島県知事登録 第91095号

**株式会社 エス・アイ・エー企画**  
 代表取締役 北山 公昭  
 藍住町乙瀬字乾 4 - 7  
**☎088-693-0901**



## 人口・世帯数

総人口 **35,436**人

男性 **17,092**人

女性 **18,344**人

世帯数 **15,359** 世帯

(令和5年8月31日現在)



## 藍住町民のちかい

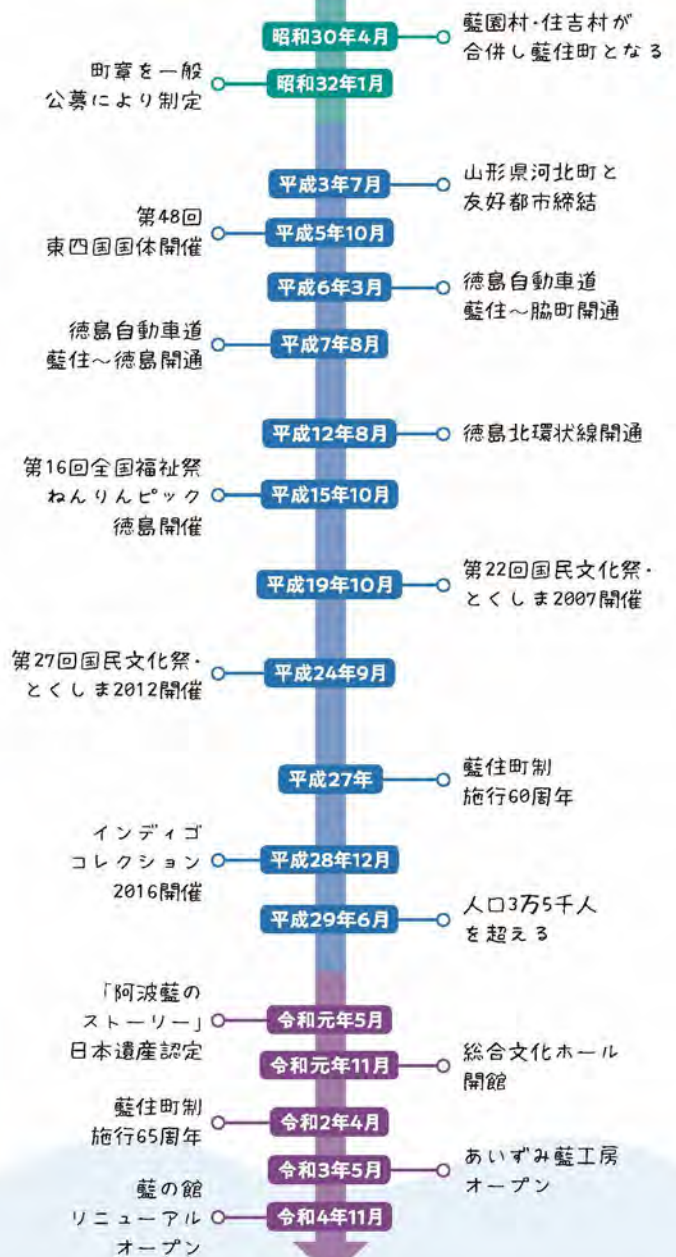
水と緑のふるさと藍住町は、「藍」と「愛」にはぐくまれてきました。「花と緑と太陽の町」をめざし、未来にむかって伸びつづける町です。

- 一、自然や歴史を大切に、文化うるおう美しい町をつくりましょう。
- 一、人権を尊重し、いたわりの手をさしのべ合う思いやりの町をつくりましょう。
- 一、子どもから老人まで、健康と安全をつちかう生きがいの町をつくりましょう。
- 一、産業や交流をさかんにし、暮らし豊かな活みなぎる町をつくりましょう。
- 一、国際性をやしない、広い視野で明日を考える人づくりの町をつくりましょう。



藍住町マスコットキャラクター  
あいのすけ

## 藍住町のあゆみ



藍住町ガイド

廣 告

公益社団法人  
全国宅地建物取引業保証協会  
徳島県宅地建物取引業協会

**不動産のことなら  
お気軽にご相談下さい。**

不動産クリエイター  
**有限会社 秋桜**

宅地建物取引業者 免許証番号:徳島県知事(5)第2574号

藍住町東中富字東傍示112-1  
TEL 088-693-0772  
携帯 090-7625-1936

光てれび・光ねっと・光でんわ

地域の情報化に貢献します  
**エーアイテレビ(株)**

**AIテレビ**

藍住町東中富字船傍示15-4  
☎0120-40-8223



# 藍住町のかたちを探る

重見高博(藍住町教育委員会)



## はじめに

藍住町のかたちとは、吉野川のデルタ地帯という地理的条件をはじめとする周辺環境の中で、人々が暮らしを営み、積み重ねられた歴史と文化によって作り上げられた、「藍住町」を「藍住町」たらしめる有形・無形のもの。

藍住町のかたちを知ることによって、この地域が発展・発達するための手がかりを見つけることができます。

## 01 藍住町の地理環境

藍住町は、徳島県北東部に位置し、四方約4km、町域面積は16.27km<sup>2</sup>です。吉野川水系によって形成された沖積平野に立地しており、町域は平野が100%となっています。かつては微高地上に集落が展開していましたが、近年においては旧河道などの低い土地も造成して宅地開発が進んでおり、微高地上に見られる歴史的な景観と、その周辺部の新しい景観が混在しています。

また、かつて藍の一大産地であった本町は、現在では春ニンジン生産量が日本で一・二を争う豊かな土地であり、秋から春先にかけて見られるニンジン栽培用のビニールハウスが一面に広がる景観は特徴的です。

## 02 藍住町の歴史・文化の特徴

### 1. 阿波の政治・経済・文化の中核

#### ① 阿波の中心地として栄えた勝瑞

勝瑞は、古代には井隈郷の一角に比定されます。平城京出土土簡から、井隈郷から白米が都に納められたことが分かっています。

鎌倉時代には、勝瑞城が阿波守護小笠原氏によって築かれたとする説や、土御門上皇の行在所が勝瑞にあったとする説があります。これらの真偽は定かではありませんが、勝瑞地区は当時から阿波における重要な位置づけがされていた地域であることがうかがわれます。勝瑞地区を中心とした藍住町東部は、鎌倉時代には、源頼朝が摂津住吉大社に寄進した井隈荘の一部となります。井隈荘は、正平9年(文和3年(1354))の住吉大社式年の造営では、神領中最高額の金物用途拠出が割り当てられており、豊かな経済力があつたことが分かります。

室町時代に入ると、阿波国守護細川氏によって、旧吉野川南岸に形成された自然堤防上である勝瑞に守護所が置かれたことで、勝瑞は細川氏の守護所として、畿内と直結する地域の支配拠点形成されるに至りました。また、室町時代の末には三好氏の城下町として、河川交通網を活かしながら、阿波の経済・政治・文化の中心地として栄えまし

た。しかし、土佐の長宗我部氏の阿波侵攻により、勝瑞は廃絶に向かいました。天正13年(1585)に、豊臣秀吉から阿波を拝領した蜂須賀家政は、徳島に城下町建設を始め、勝瑞にあった寺院などを徳島城下に移したことで、勝瑞は田園地帯となっていきました。

#### ② 徳島藩の経済を支えた藍の一大産地

室町時代には、阿波は瀬戸内地域における藍の産地として認識されます。15世紀後半には板野郡周辺にも「こんや(紺屋)」が居たことが、「大麻宮建立次第」(東京大学史料編纂所蔵)から分かります。また、江戸時代に成立した軍記物語である「みよしき」には、上方から青屋四郎兵衛が藍染めの阿波移入が成功して米を儲けたことが記されていることや、細川家に仕えていた仁木義治が、阿波に入部した蜂須賀氏に召し抱えられ、紺屋司に任命されたことなど、中世阿波の中心地である勝瑞と藍との関わりが深かったことが様々な資料からうかがわれます。

江戸時代に入ると、徳島藩は重要な財源として藍の生産を保護・奨励し、積極的に品質向上にも努めました。江戸時代中頃には、全国的な木綿の普及に伴い、藍染料の生産が増加します。阿波の藍師が手塩にかけてつくり上げた藍染料は、徳島藩から販売権を容認され

広告

KITAJIMA  
SINCE 1927

All for the Community  
～すべては地域のために～

株式会社 北島組

ISO 9001  
14001  
Total Management System

本社(営業部・総務部)

〒770-0815 徳島市助任橋二丁目33番地1  
TEL 088-653-7161 / FAX 088-653-5182

技術本部

〒771-0204 板野郡北島町鯛浜字川久保16番地1  
TEL 088-698-2311 / FAX 088-698-7231

Aizumi Town Photo Gallery



藍住町  
フォトギャラリー



合同庁舎



た藍商人を通して、大阪・名古屋・江戸をはじめとする全国の藍市場に供給され、阿波の藍商人の活躍もまた全国規模で展開されるようになり、大きな富を得るようになりました。同時に、藍商人たちは全国各地との文化交流の担い手となり、様々な文化を阿波へ伝えました。その結果、阿波踊りや阿波人形浄瑠璃などの阿波を代表する芸能活動が活発になり、「芸どころ阿波」が生まれたのです。また、文化芸能を好む藍商人たちの間では、俳諧や茶文化などが嗜まれていました。明治に入り、藍産業がかげりを見せると、藍商人は、銀行を設立、寝床を活用した醤油や清酒の醸造会社、製紙工場、鉄道会社、電灯会社、新田開発など様々な業種の多角経営に乗り出し、現在の徳島県内の生活の礎ともなっています。

## 2. 流通・往来によって発展した地域

### ① 水上交通と地域の発展

本町は、北に旧吉野川、南に吉野川、東に今切川が流れる中島に位置します。そのため、交流・交通には水上交通が重要であったことは容易に理解できます。

中世以前についてはほとんど分かりませんが、室町時代の阿波の中心地であった勝瑞には、「勝瑞津」があったとされます。旧吉野川南岸の自然堤防上に立地する勝瑞の立地は、阿波において安定した地盤としては最も東に位置し、阿波の玄関口としての撫養や、別宮、土佐泊等の湊と吉野川や旧吉野川を介して結節する位置にあり、畿内と水

上交通の利便性が高い土地です。勝瑞を本拠とした阿波守護細川氏や、細川政権の一翼を担った三好氏はたびたび畿内へ進出し、戦いに敗れると阿波に帰るということを繰り返します。また三好長慶は、水上交通を活用して畿内と兵や物資を往来させ、勝瑞から畿内へ進出し、一時天下を手中に収めました。

江戸時代に入り、水上交通は藍産業の発展にも寄与しました。財力をつけた藍商人たちが吉野川をはじめとする水上交通網を利用し、畿内そして日本全国へとつながり商売を行ったのです。江戸時代以降の川湊としては、名田の浜・新居須の浜・千鳥ヶ浜・城ヶ淵・乙瀬の浜・ヤマモクの浜・カクジの浜・祖母ヶ島浜・マルクの浜・オフネツキ等が知られます。これらの川湊は、流通の拠点として藍の積み出しや、米・肥料・塩・いりこ等の必要物資の運び込みが行われます。同時に、渡し場として利用された川湊もあり、江戸時代後期から昭和前期にかけて機能した渡し場として、町内には祖母ヶ島渡し・小塚渡し・名田の渡し・新居須渡し・川端渡し・楠渡し・乙瀬渡し・江ノ口渡しの8か所が確認されています。

水上交通は、本町にとって重要な交通手段ですが、ときに危険を伴います。そのため、安全を祈願して奉納された絵馬や、造立された金比羅灯籠が見られるのです。



### ② 街道と地域の発展

古代、諸国の国府と都を結ぶ官道として、南海道が整備されました。南海道は、鳴門市撫養で四国に入り、石隈を経て郡頭駅(板野町大寺)へ向かい、ここから讃岐・伊予・土佐方面と国府(徳島市国府町)方面に分岐します。石隈駅の所在は明らかではありませんが、井隈とする説もあります。

蜂須賀家政は天正13年(1585)に阿波に入部すると土佐・讃岐・淡路・伊予・撫養の五街道の整備を進めます。本町には讃岐街道が通り、江戸時代初期には勝瑞を通っていましたが、勝瑞のマチとしての機能が薄れ、徳島城下町が拡張された影響によって徐々に西に移ります。江戸時代後期には名田の渡しから、名田の町並みを通り、前川、そして東中富龍池の高地蔵の前を通る道が讃岐街道に比定されています。街道には、ほぼ一里毎に松を植えて道標としました。徳命八幡神社の西側に一里松があったことが文久3年(1863)に作成された「徳島及周边絵図」(徳島大学蔵)によって知られます。

広告

Aizumi Town Photo Gallery



**藍住町**

**フォトギャラリー**



外観 Exterio appearance

総合文化ホール

**合材製造販売**

**一般土木工事**

**舗装工事請負**

**大東興業株式会社**

□ 本社 松茂町豊岡字芦田鶴113-6  
TEL(088)699-2388  
FAX(088)699-6250

□ 営業所 藍住町徳命字前須東164-1  
TEL(088)692-5555  
FAX(088)692-5586



また、江戸時代に流行する四国遍路のための道標も散見されます。町内は、主に1番札所靈山寺と17番札所井戸寺を行き来する遍路のルートとなっていたようで、町内に残る道標には靈山寺と井戸寺の名が刻まれたものが多くあります。

近代に入ると、鉄道、道路が整備されます。大正5年(1916)に阿波電気軌道の停留所として勝瑞駅が開業、大正9年(1920)に後に徳島引田線となる大正国道22号が東京市より徳島県庁所在地に達する路線として認定、名田橋が昭和38年にしゅん工するなど、主要な交通手段は水上交通から陸上交通へと転換します。

### 3. 吉野川下流域デルタ地帯の生業と人々の生活

#### ① 災害との共生

本町は、古来幾度となく洪水被害に見舞われてきました。町内には古い流路の痕跡が各所に認められ、暴れ川であったかつての吉野川を偲ばせています。

中世に阿波の支配拠点となった勝瑞城館は、大規模な濠を掘り、その土で敷地を高くすることによって水害から城における生活を守りました。天正10年(1582)に土佐の長宗我部氏が勝瑞を攻めた際に大雨による大洪水が起こり、土佐勢が混乱に陥ったとする伝承が「阿波志」に記されています。

氾濫等による洪水被害を受ける反面、豊かな土壌と豊富な水を得ることができこの地域では、様々な工夫を凝らしながら人々は生活しました。

例えば、近世に入り、この地域で藍作を生業とする藍農家や藍師、藍の流通を支えた藍商人は、その屋敷地を石垣で高くし、洪水に備えました。そして、そのことは地域に特徴ある景観を形成しました。

治水は、様々なレベルで行われます。徳島藩ゆかりの正法寺がある矢上村では、暴れ川であった正法寺川の氾濫から守るために堤防を築き、村の南北に「南無妙法蓮華經」と刻んだ題目石を立て、村全体を聖域として安全を図りました。地域レベルでの治水も行われており、自分たちの生活する地域を守るために堤を築いたりもしました。その痕跡として印石が残っています。

また、地域で各所に見られる、台座を高くした高地蔵は、洪水から地蔵尊の像を守ろうとする信仰心の表れともいわれ、地元の有力者によって建てられています。

大正末期に吉野川堤防が完成し、同時に第十門閘が整備されたことによって洪水被害はなくなりました。

#### ② 生業と人々の生活

吉野川は、一年間の最大流量と最小流量の差が大きく、水資源の開発が難しかったため、かつては灌漑のための水を引くことができず、稲作を行うことができなかったといわれています。しかし、豊かな伏流水と洪水によってもたらされる肥沃な土壌が藍草の栽培を支えました。

江戸時代には、藍の一大産地となり、財力を付けた藍師や藍商人たちは地元の神社等への寄進を行い、五穀豊穡や商売の繁盛、安全安心を願いました。また、神社で小屋がけを行い、人形浄瑠璃

を披露するなど、地域の人たちに様々な娯楽を提供しました。さらに、藍染料づくりには、力があることから、庶民の間では、力石の流行も見られました。

明治に入り、外国産の安価な藍が入ることで、藍産業にかげりが見えはじめること、米作への転換を図るために用水路の整備を検討し始めます。明治34年(1901)に藍住町最初の水利組合である「神蔵普通水利組合」が県から認可を受けました。その後、各所に水利組合も順次設立され、米作への転換が進みました。一方で、良質の土壌と藍作のノウハウを活かして園芸作物の栽培も盛んに行われました。現在は、ダイコンや白瓜等漬物用野菜の生産を経て、洋ニンジンが藍住町の一大産物となっています。



Aizumi Town Photo Gallery



藍住町  
フォトギャラリー



大ホール(総合文化ホール内)  
※音響反射板展開時



奏藍(総合文化ホール内)



③信仰

寺院は、現在11か寺所在します。うち、真言宗7か寺、真宗2か寺、法華宗1か寺、臨済宗1か寺で、真言宗の比率が高い徳島県特有の状況を示しています。創建年代が古いものとしては、千光寺が白鳳年間(7世紀後半)で行基により開基、観音院が神亀3年(726)、地福寺が文治年間(1185~90)に開基の伝承があります。

室町時代には多くの寺があったことが『阿州三好記大状前書』や『阿州三好記並寺立屋敷割次第』、勝瑞の発掘調査成果などから分かります。ちなみに、宗派等詳細は分かりませんが、『阿州三好記大状前書』には本町域の寺院が30か寺確認できます。これらの寺院の大半に護摩堂があったと記されており、これらは密教系の寺院であった可能性が考えられます。このことから、当時から真言宗

系の勢力が強かったと考えられますが、三好長治は熱心な法華宗の信者であり、天正3年(1575)には勝瑞城下で法華宗と浄土宗・真言宗との宗論があったことが知られています。勝瑞城館廃絶後、阿波の中心が徳島に移った後は、勝瑞城下にあった寺院の多くは徳島城下に移転されます。

江戸時代初期の寛文9年(1669)、正岡寺と称していた禅宗寺院が、徳島藩初代藩主蜂須賀至鎮夫人の敬台院によって法華宗に改宗され、正法寺として中興開基されました。一村改宗申付候事の墨付きにより、正法寺のある矢上村に居住する者は法華宗に改めたとわれています。そうした状況を反映し、矢上地区には仏式の地神さんが分布しています。

神社は、38社あります。中でも伊比良畔神社は延喜式外の古社で、貞観14年(872)に従五位下を授けられたことが『日

本三代実録』に見られます。住吉神社は承安2年(1172)に津守国房が勧進したと伝わる神社で、義経伝説も残っています。別当寺院に福成寺を持ち、室町時代には勝瑞城主三好実休が神官を務めたともいわれています。創建年代が古いものとしては、永正5年(1508)に細川澄賢が勧進した南陽神社(かつては山王権現社)や、天正3年(1575)に三木播磨守が勧進した敷地八坂神社などがあります。

その他、江戸時代に建立された神社が多くありますが、藍商人によって多くの寄附がなされ、立派な社殿を持った神社も見られます。それぞれの神社は氏神として、また産土神として信仰されます。そして、厄を祓うために獅子舞が舞われ、一家の健康や安寧を祈る日待祭や節分祭、五穀豊穡を祈る祈年祭や湯立祭など、地域の暮らしや生業に密着した祭りが行われています。

## 03 日本遺産「藍のふるさと阿波 ～日本中を染め上げた至高の青を訪ねて～」

### ストーリーの概要

古くから日本人の生活に深くかかわり、神秘的なブルーといわれた「藍」。

徳島県の北部を雄大に流れる吉野川の流域は、藍染料の日本一の産地です。

この地域の平野部に見られる高い石垣と白壁の建物に囲まれた豪農屋敷や、脇町の豪華な「うだつ」があがる町並み、「阿波おどり」のリズムからは藍染料の流通を担い、全国を雄飛した藍商人のかつての栄華をうかがい知ることができます。

この地域では、今も藍染料が伝統的な技法で生み出されており、その色彩は人々を魅了し続けています。

### おわりに

藍住町は、吉野川水系によって形成された広大なデルタ地帯に位置し、吉野川の流れてもたらした恵みにより、歴史と文化が育まれた地域です。この特徴を大いに活用し、藍住町の実現につなげていく必要があります。

Aizumi Town Photo Gallery



藍住町  
フォトギャラリー



吉野川河川敷運動公園  
パークゴルフ場



東中富桜づつみ公園





特集  
**藍とともに  
 いきるまち**  
 ~ Alzumi TOWN ~

歴史を  
 受け継ぎ  
 未来を開く  
 藍住町



広告

**株式会社 アオキ**  
 土木・建築・設計・施工・リフォーム 他

**AOKI 一級建築設計事務所**

〒771-1240 藍住町乙瀬字乾 4 番地 1  
 TEL.088-692-0121 FAX.088-692-0191  
 E-mail: info@aoki-ae.co.jp  
 https://aoki-ae.co.jp

**日本三林随一**  
**三寶大荒神王本宮**  
 上宮太子御本願靈地 阿波国主折願折術所  
 阿波西国観音霊場6番・新四国豊茶羅霊場76番札所

**高野山真言宗 雲龍山 観音院**  
 藍住町奥野字猪熊96  
**☎088-692-2393**  
 藍住南小学校すぐ北







# 藍住町 イラストMAP



## Contents

### 藍住の伝統産業

阿波藍の歴史を伝える施設、  
令和4年11月にリニューアル

P16

### 藍住の歴史探訪

戦国武将にまつわる史跡など、  
まちの歩みを知る

P18

### 藍住の自然風景

豊かな自然や美しい景観と親しむ

P20

### 藍住町総合文化ホール

文化振興の拠点施設

P21

### 藍住の年中行事

まちが賑わう楽しいイベント

P22

### 藍住の名品と味覚

長い伝統と自然の恵みから生まれる逸品

P24



広告

舗装・土木工事一式

## (有)不動建設

徳島市不動西町2丁目

☎088-632-0344

アスファルト合材販売

## 不動アスコン

徳島市不動西町2丁目

☎088-632-3344

Aizumi Town Photo Gallery



### 藍住町 フォトギャラリー



奥村家住宅





# 藍住の伝統産業

阿波藍の歴史を伝える施設、  
令和4年11月にリニューアル



## 藍住町歴史館 藍の館

大藍商であった奥村家の旧屋敷13棟の建物と奥村家文書が、11代当主奥村武夫氏から藍住町に寄付されたのを機に、資料館を新設し、平成元年に開館しました。

藍の栽培・葉藍の加工に使用されていた道具、江戸時代から残る大藍商の屋敷、藍の栽培から葉藍の加工や藍染を行うまでの工程を再現した紙人形など藍の歴史を知ることができます。



## 奥村家住宅

徳島県指定有形文化財

奥村家住宅は、奥村家が藍商として経営を発展させた文化年間から明治20年(1887)頃に建てられた藍屋敷です。

主屋は、棟札から文化5年(1808)に建てられ、文政10年(1827)に2階を継ぎ足す増築がされたことがわかっています。明治20年には西座敷が建てられ、当時の贅を尽くした様子を見ることができます。

主屋は屋敷の北寄りに南面して建ち、中庭を囲むように南と東西の寝床(藍染料の加工場)や奉公人部屋など13棟が建っています。

Aizumi Town Photo Gallery



## 藍住町 フォトギャラリー



奥村家住宅 西座敷



奥村家住宅 茶庭





## 藍染体験

天然灰汁発酵建てによる染液を使った藍染を体験することができます。

お一人様から体験していただけます。自分だけの藍染作品を作ってみませんか？

<生地を持ち込みができます>

- ・「木綿・麻」1g=30円(35g以下は一律1,000円)
- ・「絹」1g=50円(40g以下は一律2,000円)

所要時間 約40分

### 体験染価格

ハンカチ	1,000円
ミニタオル	1,000円
バンダナ	1,500円
レースハンカチ	1,500円
手ぬぐい	1,500円
シルクストール(小)	2,000円
シルクストール(大)	3,500円
レーヨンストール	3,500円



## 展示室

当館では、資料館と奥村家寝床(南・東)に資料を展示しています。

資料館では、藍染作品、藍の流通に関する資料、藍商の経営に関する資料、奥村家調度品などを展示しています。

奥村家寝床(南・東)では、藍の栽培・葉藍の加工に使われていた農具や民具を展示しています。

また、各所に、藍の栽培から葉藍の加工、藍染の製造工程が再現された紙人形を展示しています。



## 令和4年(2022)11月に リニューアルオープン

令和4年(2022)11月13日に藍住町歴史館「藍の館」新装開館記念式典を行いました。

藍の館は平成元年に開館して以降、資料館としての役割だけでなく、藍を普及する情報センターとしての役割も担っています。この度の新装で、AR技術による仮想空間を活用した展示を導入するなど、より藍の魅力が「体感」できる施設に生まれ変わりました。

### ●ご利用案内

入館料	個人	団体(20名以上)
大人	300円	250円
中・高生	200円	150円
小学生	150円	100円

時 9:00~17:00

休 火曜日(祝日は開館)、年末年始(12月29日~翌年1月3日)

所 藍住町徳命字前須西172番地

☎ 692-6317



Aizumi Town Photo Gallery



## 藍住町 フォトギャラリー



勝瑞城館跡出土遺物(かわらけ)



勝瑞城館跡出土遺物(天目茶碗)





戦国武将にまつわる史跡など、まちの歩みを知る

# 藍住の歴史探訪



## しょうずいじょうかんあと 勝瑞城館跡

国指定史跡

勝瑞には、戦国時代に阿波を支配した三好氏の館跡であると考えられている大規模な遺跡があります。大きな濠や庭園跡、礎石建物跡の発見、そして、大量の遺物の出土。その中には稀少な陶磁器などが含まれていたことから、戦国時代に阿波の実権を握っていた三好氏の城館跡であるとして平成13年(2001)1月29日、国史跡に指定されました。

勝瑞城跡は、三好氏の菩提寺である見性寺の境内地となっていましたが、史跡公園整備事業に伴い、城内の北半分と濠跡が公有化されています。館跡は、町が史跡公園として整備し、出土品なども展示しています。



三好長輝



三好長基



## じふくじ 地福寺(ぽっくり地藏)

石碑には「文治年間景德上人の創設、正保年間玄賀上人一人の童子に導かれ、大往生地藏尊を拝し、当地の永遠の繁栄と住民の息災、延命、大往生を誓願し、景德山保久利院地福寺を中興」と記されています。

## なんようじんじや 南陽神社

細川弥九朗澄賢公によりこの地に祀られ、村民の氏神日枝神社として尊崇されていました。昭和27年(1952)に馬木に鎮座されていた八坂神社、天神社と合併し、その後昭和33年(1958)に東勝地に鎮座されていた勝瑞神社と合併しました。なお、この地の辺りを「南陽ヶ丘」ともいい、この地名にちなんで昭和37年(1962)に南陽神社と改称しました。

## しんめいじんじや 神明神社

神明神社は伊勢神宮の分神だとされ、神明神社を参拝すれば伊勢神宮に参詣したことになるといわれています。





本殿：町指定文化財

すみよしじんじや  
**住吉神社**

当社は住吉四社神社とって、神功皇后・素盞鳴命・中筒男命・底筒男命の四柱を祭神とし、本殿は板葺の四棟のものが並んでいるという珍しい構造になっています。山田家文書によれば、源平合戦のとき源義経が戦勝祈願をしたことが記されています。また、戦国大名三好実休が幼少の時神職を勤めたことがある由緒ある神社です。



本堂・その他：町指定文化財

しょうほうじ  
**正法寺**

徳島藩初代藩主蜂須賀至鎮の正室於虎の方(法名敬台院)によって日行を中興開山として法華宗に改められました。本堂は、寺文書によると安政2年(1855)に建てられたもので、江戸時代末期の方丈型本堂の標準作品として良質なものです。極彩色で飾った内陣の仏間付近の柱や虹梁は注目に値します。



社殿：町指定文化財

いびらめじんじや  
**伊比良咩神社**

延喜式外大社として高い格式を誇って東中富に鎮座していたといわれています。その後現地に遷座しましたがその年代は不詳です。近世中期に改築された本殿・拝殿はケヤキを主材とした建築で、当地が阿波藍生産と全国市場への進出で繁栄していたことがうかがえます。また、200m東にあるお旅所の緑泥片岩の鳥居も珍しいものです。

かすがじんじや  
**春日神社**

建仁3年(1203)に奈良春日大社に寄進して成立した荘園・矢上庄の鎮守として設けたといわれています。境内には県指定の「矢上の大クス」があります。



ほしかぶと  
**平安時代の星兜** 町指定文化財

小塚出土の国産最古の星兜で、平安時代初期のものとされています。星兜の星とは、兜の鉄板を留めている鉄の頭が表面にでており、この鉄の部分星と呼びます。



ふくじょうじ  
**福成寺**

福成寺は16世紀初めに中興開基された寺院で、住吉神社の別当寺でした。境内には室町時代前期のものと思われる凝灰岩製の宝塔や地蔵菩薩像があり、町の有形文化財に指定されています。この地蔵は北向きに座していますが、北向きの地蔵は珍しく、昔から御利益があるといわれています。



せんこうじ  
**千光寺**

「梅の坊」と呼ばれていた寺で、境内には徳島藩初代藩主蜂須賀至鎮がこよなく愛していた臥龍梅がありました。臥龍梅は、安政5年(1858)の記録には高さ8尺、幅3間半、長さ16間とあります。残念ながら、当時のものは枯れてしまいましたが、その後植えられた八重梅が現在も咲き誇っています(町指定天然記念物)。







# 藍住の自然風景

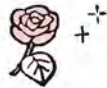
豊かな自然や美しい景観と親しむ



## 藍住町バラ園

園内には、大輪、中輪、つるバラ、ミニバラなどがあり、花色も代表的な赤系、ピンク系から複色・覆色、彩り系まで様々です。1株1株異なった魅力を持っており、ながめしていると、あっという間に時間が過ぎてしまいます。

種類 約320種 株数 約1,100株  
見頃 5月上旬～中旬、11月上旬



所 藍住町矢上字原263-88(藍住町役場から北へ300m)  
¥ 終日無料開放 駐 20台(無料)



## 正法寺川公園

平成7年1月に完成した「みどり橋」(一般公募により名称を決定)は、全長が60mと西日本屈指の木造アーチ橋として親しまれており、平成8年には「手づくり郷土賞」を受賞しています。



## 東中富親水公園

平成6年に「手づくり郷土賞」を受賞しています。この公園は浄化引水ポンプ設備を備えており、人工の滝を見ることができます。



桜がキレイ!

## 東中富桜づつみ公園

旧吉野川に面した風光明媚な公園です。公園内には石造りの水路や滝のほか、わんぱく広場や多目的広場が整備されています。

Aizumi Town Photo Gallery



藍住町  
フォトギャラリー



正法寺川沿岸



みどり橋





文化振興の拠点施設

# 藍住町総合文化ホール



藍住町ガイド

文化・保健・福祉など  
多種事業を備えた複合施設

総合文化ホールは、保健センター等を併設する複合施設です。施設内には、大ホールや小ホール、調理室、和室、スタジオ等様々な用途で使える部屋を備えていますので、文化振興を目的として広くご使用いただけます。

所 藍住町奥野字矢上前32-1  
☎ 637-3344 FAX 637-3345  
休 第4月曜日(祝日は開館)  
年末年始(12月28日～翌年1月4日)

### 併設の施設

#### 保健センター

☎ 692-8658 ☎ 637-3132

FAX 637-3158

#### 子育て世代包括支援センター「りぼん」

☎ 692-0805 FAX 637-3158

#### 藍住町社会福祉協議会

☎ 692-9951 FAX 692-1626

## 施設内設備

### 大ホール

演劇等に最適なプロセニウム形式と、演奏会等に最適な音響反射板形式を選択して公演ができます。音の良さを生かしたクラシックコンサートをはじめ、各種コンサート・ミュージカル・映画・発表会などに使用できます。

座席数 633席

1階 416席(うち車いす席4席) 2階 217席

### 小ホール

防音仕様でピアノ、音響調整卓、スピーカーの貸出しもあります。小規模の発表会やライブ、研修会に使用できます。鏡面を使つての踊りの練習もできます。

### キッズスペース

靴を脱いで遊べるスペースがある、テレビ、ブルーレイプレーヤーを備えつけた部屋です。普段は開放していますが、貸出しも可能です。

### 交流室

会議や講義、展示会などに使用できます。

### 調理室

6台の調理台(うち昇降機付き2台)があり、調理実習や料理教室などに使用できます。

### 和室

16畳の和室です。お茶会、着付け、各種教室などに使用できます。

### スタジオ

防音仕様でドラムセットやアンプの貸出しもあります。バンドや楽器の練習などに使用できます。

広告

## 使用申し込み

### ▼使用の申し込み

藍住町総合文化ホール事務室受付にて、使用許可申請書を記入の上、申し込みをしてください。

### ▼受付時間

9:00～18:00

### ▼使用料

申し込みの際に、現金で納めてください。

### ▼使用時間

9:00～22:00

※準備、後片付け等のすべての時間を含みます。

### ▼受付期間

#### ●大ホール

使用日の1年前の月の初日(平日)から10日前まで

#### ●その他

使用日の1年前の月の初日(平日)から前日まで

地域の発展と共に。

精密機械部品加工

株式会社 早川製作所

藍住町東中富字長江傍5-5

TEL 088-679-7456

FAX 088-679-7444





# 藍住の年中行事

まちが賑わう楽しいイベント

## 5月 / 11月



### バラまつり

正法寺川河畔のバラ園では毎年5月と11月にバラまつりが盛大に開催されます。園内にある総数320種、1,100株のバラが咲き誇り、園内はバラの香りに包まれます。休日ともなると、多くの家族連れで賑わいます。

### 商工会納涼祭

例年7月に開催される藍住町の夏を彩るお祭り。毎回工夫を凝らしたイベントが行われています。

## 7月



## 10月

### スポーツフェスティバル

「いつでも、どこでも、だれでもできる」ニュースポーツを中心に、住民の体力増進、世代間交流を目的として開催しています。

Aizumi Town Photo Gallery



### 藍住町 フォトギャラリー



犬伏家住宅



バラ園





2月

## 町内マラソン大会

町内マラソン大会を通じて、誰でも、いつでも、どこでも手軽にできるジョギング運動に親しみ、健康な体と健全な精神を養い、明るい町づくりに役立てるために開催しています。



## 勝瑞城シンポジウム

勝瑞は、室町時代の阿波国守護細川氏及びその後三好氏が本拠とした地で、中世の四国において最大、最重要な位置を占めていました。シンポジウムでは細川・三好氏や勝瑞城についての講演、発掘調査成果の報告を中心に開催しています。



3月



11月



## 藍住町ビッグフェスティバル

例年11月に開催され、町の文化と伝統を生かした様々な催し物が行われます。中でも商工藍ラブフェスティバルは郷土芸能や、藍染体験、児童音楽会などが行われ、秋のイベントとして親しまれています。

Aizumi Town Photo Gallery  
  
**藍住町**  
 フォトギャラリー



商工会納涼祭



総合文化ホール周辺  
LEDライトアップ





# 藍住の名品と味覚

長い伝統と自然の恵みから生まれる逸品



## 藍染製品

藍という色は日本人にとってもっとも普遍的な色で、歴史的にも愛されてきた色です。しかも天然藍で染めたものは、変色や色落ちせず、皮膚を保護してくれる薬効もあるので、藍に対する人気は、いま、日増しに高まっています。藍住町は江戸時代中期から良質の藍を諸国に供給してきた歴史があります。葉藍を加工して“すくも”という染料がつくられ、そのすくもを用いてすぐれた藍染めに挑戦する方たちが活躍しています。



### 阿波藍

藍は、室町時代には徳島の特産品でした。特に戦国時代では藍の需要が高まり、すくもの加工が本格化しました。江戸から明治にかけて最盛期を迎えた藍も時代の流れとともに移り変わりをみせ、化学染料の登場により大きな打撃を受けました。しかし、こうした町の伝統芸能を守ろうとする人たちは、現代の生活に藍をどう生かしていくかを提案しています。



広告

肥料・農業・農業資材

**木内商事** 有限会社

藍住町富吉字須崎73番地

TEL 088-692-2163  
FAX 088-692-2865

ルームナビ  
**NAVI** 不動産探し  
藍住店

お部屋探しはお任せください

QRコード

藍住町徳命前須東175-1  
TEL 088-678-7992  
FAX 088-678-7993

Aizumi Town Photo Gallery

📷

藍住町  
フォトギャラリー

藍甕



### 洋ニンジン

藍住町は春先に収穫する洋ニンジンの生産地です。すぐれた味と色合いをもつ洋ニンジンとして、市場で高い人気を得ています。かつては藍を主産としていましたが、藍の衰退とともに阿波沢庵、シロウリの生産を経て、洋ニンジンが栽培されるようになりました。そこには藍作で培ってきたノウハウが洋ニンジンの栽培にも活かされています。



### みそ

藍住町は大豆の産地として知られていました。明治30年代になると、藍の栽培が減少するようになったため、多くの農家が大豆をつくりはじめたことから、それを原料として味噌醸造業が盛んになりました。製造と販売に力を入れている業者は、徳島県下はもとより、全国の市場に進出して阿波の味噌の名は広く知られるようになりました。



### レンコン

徳島県内において、鳴門市や板野郡を中心に一年を通して育てられています。近年の収穫量は減少していますが、吉野川から得られる大地の恵みと沖積層という自然条件に恵まれ、藍住町でも味の良いレンコンが栽培されています。



### カリフラワー

徳島県特有の温暖な気候が栽培に適しています。10月から翌年の5月頃までの時期に収穫され、家庭ではサラダやスープの具材として調理されています。



### シロウリ

8月頃に収穫時期を迎え、粕漬けや浅漬けなどの漬け物に加工されています。町ではシロウリに代わる新たな基幹農作物として、洋ニンジンの栽培や新しい園芸作物などの栽培が増えたことから、シロウリの生産量は大幅に減少しています。しかしながら、漬け物の原料として藍住町のシロウリは現在も高い評価を得ています。



### ナシ

昭和48年に基幹作物の指定を受け、稲作転換作物として栽培が行われるようになりました。品種では、幸水や豊水が多く栽培されています。8月から9月頃に収穫期を迎え、甘さとほどよい酸味を味わうことができます。

### 広告

**種苗・農業資材・農薬**

創業昭和2年の老舗店  
 野菜や果物のスペシャリスト  
 野菜ソムリエがいる種苗店  
 「育ててみよう」って思ったら“さとう農園”

**株式会社 さとう農園**

板野郡藍住町奥野字前川81-1  
**TEL.088-692-2405**

あったかむい

**かねこみそ株式会社**  
 本社 〒771-1201板野郡藍住町奥野字乾81-2  
 TEL (088) 692-2611 FAX (088) 692-7516

一般区域貨物自動車運送  
 倉庫管理・青果物各種保冷・冷凍輸送

**藍園陸運(有)**

藍住町東中富字船傍示 19-4  
**TEL (088) 692-2208**  
**FAX (088) 692-8276**





## 医院

内科・呼吸器内科・耳鼻咽喉科  
**西條内科耳鼻科**

診療時間	月	火	水	木	金	土
9:00~12:30	●	●	●	●	●	●
14:30~18:00	●	●	●	●	●	※

休診日 日曜日・祝日・木曜日 ※14:30~17:00  
藍住町東中富字船傍22-7 スマホからもアクセス  
TEL 088-692-8711 FAX 088-692-8871

## 内科

内科・小児内科・消化器内科・循環器内科  
呼吸器内科・リハビリテーション科  
**清水内科**

診療時間	月	火	水	木	金	土	日祝
9:00~12:30	●	●	●	●	●	●	／
14:30~18:00	●	●	●	●	●	●	／

藍住町奥野字和田71-13 ※日曜・祝日は休診  
☎ 692-8900 (代)

## 整形外科

整形外科・リハビリテーション科  
**こまつばら整形外科**

診療時間	月	火	水	木	金	土
午前 9:00~12:30	●	●	●	●	●	●
午後 2:30~6:30	●	●	／	●	●	●

休診日 日曜日・祝日・水曜日午後  
北島町中村字城屋敷19-11  
ホームページ検索は こまつばら整形外科  
TEL. 698-5108

## 整形外科

整形外科・放射線科・リハビリテーション科  
医療法人 **中川整形外科**

診療時間	月	火	水	木	金	土
AM 9:00~13:00	○	○	○	○	○	○
PM 14:30~18:00	○	○	／	○	○	○

※土曜日午後は17:00まで  
■休診日 ■水曜午後・日曜・祝日  
藍住町勝瑞字東勝地95-2  
☎ 088-641-2288

## 眼科

**山田眼科**  
藍住

■診療時間 (月・火・木・金) 9:00~18:00  
(水曜日) 9:00~12:30 (下記休診日あり)  
(土曜日) 9:00~14:00

■休診日 第3・5水曜、日曜、祝日  
藍住町奥野字矢上前53-2 (藍住町役場西隣)  
☎ 692-8118

## 眼科

**山根眼科**

診療時間	月	火	水	木	金	土	日祝
9:00~12:30	●	●	●	／	●	●	／
14:30~18:00	●	手術	●	／	●	／	／

《休診日》木曜・日曜・祝日  
板野郡藍住町奥野  
☎ (088) 692-8171

## 小児科

小児科 アレルギー科 内科  
**きたきま 健生じま**

TEL 088(698)9629  
〒771-0203 北島町中村字東開14-1  
◎フジグラン北へ直進 ◎コープ北島敷地内

診療時間	月	火	水	木	金	土
午前 8:50~12:00	●	●	●	●	●	●
午後 1:30~2:30	×	●	×	●	●	●
午後 3:00~6:30	●	●	●	●	●	●

3:00~4:00 3:00~5:00

## 小児科

**こやま小児科内科クリニック**

診療科目 小児科・内科・胃腸内科  
アレルギー科・リハビリテーション科

診療時間	月	火	水	木	金	土	日
午前 9:00~13:00	●	●	●	●	●	●	／
午後 14:30~18:30	●	●	／	●	●	／	／

※土曜日は~17:30まで 休診日/日曜・祝日・水曜午後  
藍住町矢上字原193-1 藍住町役場から東へ500m  
☎ 088-637-3211

## 小児科

小児科 内科 病児保育 **富本小児科**

診療時間	月	火	水	木	金	土
AM 8:45~12:00	●	●	●	12:30休	●	●
PM 1:30~2:30	●	●	／	／	●	●
PM 2:30~6:00	●	●	／	／	●	17:00休

藍住町東中富字東傍1-3 (道交差点より南へ400m)  
☎ 692-7228 (うさちゃん病児保育室 ☎678-2111)

## 皮膚科

**あいずみ皮ふ科**  
(旧わたなべ皮ふ科)

日本皮膚科学会 皮膚科専門医 井上 利之

診療時間	月	火	水	木	金	土
9:00~13:00	○	○	○	休	○	○
14:30~18:30	○	○	○	休	○	○

■休診日/日曜・祝日・木曜  
藍住町矢上字西47-7  
☎ (088) 692-9211

## 歯科

歯科/小児歯科/矯正歯科  
**栞富歯科医院**

診療時間	月	火	水	木	金	土
午前 9:00am~1:00pm	●	●	●	-	●	●
午後 2:30pm~6:00pm	●	●	●	-	●	●

5:00am  
《予約制》新患・急患の方は随時受け付けております。  
《休診日》日曜・祝日・木曜午前  
板野郡藍住町奥野字西中須94-1  
tel 088-692-2525  
院長 栞富健二 副院長 栞富由佳子 日本小児歯科学会認定 小児歯科専門医

## 歯科

歯科・小児歯科  
日本歯周病学会 歯周病専門医 森 俊樹  
**MORI 森歯科医院**  
MORI Dental Clinic

診療時間	月	火	水	木	金	土	日祝
9:30~13:00	●	●	●	×	●	●	×
14:30~19:00	●	●	●	×	●	●	×

休診日 木曜・日曜・祝日 藍住町勝瑞字西勝地86  
☎ 088-641-2333

## 歯科

歯科・小児歯科・歯科口腔外科・矯正歯科  
**ユアサ歯科**

診療時間	月	火	水	木	金	土	日祝
9:30~13:00	●	●	●	／	●	●	／
14:30~18:30	●	●	●	／	●	●	／

板野町西中富字喜多居地60番1  
http://yuasa-shika.com  
TEL. 088-679-4618





# 行政ガイドINDEX

藍住町民のための様々な手続・福祉など

- |    |  |        |    |  |            |
|----|--|--------|----|--|------------|
| 28 |   | 消防・防災  | 56 |   | 教育・文化・スポーツ |
| 36 |   | 暮らしの手続 | 60 |   | 福祉         |
| 39 |   | 税金     | 64 |   | 住まいと環境     |
| 41 |   | 年金と健康  | 73 |   | 議会と選挙      |
| 50 |  | 子ども    | 75 |  | 相談・広報・広聴   |



広 告

## 藍住町上下水道工事店協同組合

**(有)大西水道工業所**  
 代表取締役 大西 忠史  
 藍住町乙瀬字中田一五〇四  
 電話 六九二一四六八七  
 FAX 六九二一〇六八七

**(有)久保機械工業**  
 代表取締役 久保 行雄  
 藍住町富吉字豊吉八〇一三  
 電話 六九二一四八八〇

**(株)おこせ電機**  
 代表取締役 生越 久敏  
 藍住町矢上字北分八八番地  
 電話 六九二一〇七四

**(有)田村**  
 代表取締役 田村 弘樹  
 藍住町住吉字乾五四  
 電話 六九二一七二七

**(有)徳原設備**  
 代表取締役 徳原 初恵  
 藍住町徳命字元村二二八  
 電話 六九二一三七九六  
 FAX 六九二一四九七四

**(株)増原興業**  
 代表取締役 増原 輝明  
 藍住町天上字原一六三一五八  
 電話 六九二一三三四

**(有)森水道設備**  
 代表取締役 森 満司  
 藍住町矢上字江ノ口四二一  
 電話 六九二一四四二九

**(有)徳栄**  
 代表取締役 橋手 正人  
 藍住町東中富字西安九一七  
 電話 六九二一四二〇二

**(有)渡辺電機**  
 代表取締役 渡邊 章  
 藍住町住吉字藤ノ木一四七  
 電話 六九二一五四六

**(有)勝和興業**  
 代表取締役 谷口 勝  
 藍住町東中富字西安一四六一五  
 電話 六九二一七七三三

**(株)大徳建設**  
 代表取締役 渡瀬 義之  
 藍住町矢上字原二五〇一  
 電話 六九二一三三四

**(株)KONDO**  
 代表取締役 近藤 康弘  
 藍住町勝瑞字西勝地五十八  
 電話 六四一一一九二〇

水道工事は確かな技術と信頼のおける専門家。当組合加入の組合員にご安心してお任せ下さい！





# 消防・防災

## 過去の災害からの教訓

### 日々の備えによる「自助」

#### ◆心得

##### 〔避難所と避難路の確認〕

●避難所の場所とそこまでの経路は、ハザードマップを使って確認しておきましょう。また安全に通行できるか、避難所までどのくらいの時間がかかるか確認しておきましょう。

●洪水時に歩く速度の目安は、平常時の約半分程度となります。



##### 〔避難時の携行物の整理と点検〕

●35ページを参考に必要最小限の荷物を事前に用意しておきましょう。災害は、いつ発生するかわかりません。懐中電灯やラジオの電池の確認を忘れずに！



##### 〔家族や隣近所で話し合いを〕

●災害時に頼りになるのは、何といても家族や隣近所の助け合いです。日ごろから災害時の行動を家族や隣近所の方と相談しておきましょう。



##### 〔防災訓練への参加〕

●防災訓練は、安全な避難方法や救急方法の習得ができる場です。積極的に参加し、安全な避難行動の練習を行っておきましょう。



#### ◆安全対策

##### 〔家の中の安全対策〕

###### 窓・食器棚のガラスの落下対策

●窓や食器棚などのガラスには、割れて飛び散らないように飛散防止フィルムを貼りましょう。

###### 家具の転倒防止対策

●L型金具や支え棒などで固定しましょう。また、寝室には家具を置かないようにしましょう。

###### 出入口の確保

●安全に避難できるように、出入口周辺には物を置かないようにしましょう。

###### 感震ブレーカーの設置

●感震ブレーカーは設定以上の揺れを感知すると、自動的に電気を止める装置です。

##### 〔家の外の安全対策〕

###### 瓦・アンテナ・プロパンガスの固定

●不安定な瓦は取り替え、アンテナなどの取付け物を固定しましょう。プロパンガスは鎖で固定しましょう。

###### ブロック塀の安全対策

●点検を行い、修理、補強、撤去又は生け垣への変更を行いましょう。



家具はL型金具などで固定  
寝室には家具を置かない



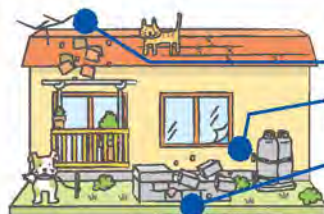
ガラスには飛散防止フィルムを貼る



感震ブレーカー設置の検討も！



玄関など出入口周辺には物を置かない



瓦やアンテナは固定

プロパンガスのボンベは鎖で固定

ブロック塀のひび割れや破損箇所を点検





## 地域で助け合う「共助・公助」

### ○自主防災組織の活動

#### 【自主防災組織とは】

- 地域の人々が自発的に防災活動を行う組織です。災害時は交通網の寸断や同時多発火災により消防などの公的機関がすぐにはかけつけられないこともあり、**自主防災組織による救助・救出が重要**になります。
- 災害に強い安全な地域社会をつくるためには、住民一人一人が日ごろから自主防災の意識をもって、地域の安全を考えておくことが大切です。

#### 【自主防災組織がない場合は】

- 自主防災組織の多くは、町内会や自治会単位で結成されています。
- 防犯や交通安全活動と併せた防災活動への取組が有効です。既存のコミュニティ活動の枠組みを積極的に活用しましょう。

既存の取組を活かして、自主防災組織を立ち上げよう！

#### 【自主防災組織の役割】

##### 平常時の活動

- 災害時の役割分担等の取り決め
- 防災知識の普及・啓発
  - ・防災訓練や講習会を通じて正しい防災知識を伝える。
- 地域内の防災環境の確認
  - ・地域内に被害の拡大につながる原因がないかなどの確認を行う。
- 防災訓練の実施
  - ・災害を想定して訓練を行い、防災活動に必要な知識や技術を習得する。



##### 災害時の活動

- 初期消火
- 避難誘導
- 救出・救助
  - ・負傷者の救出、救護所への搬送など。
  - ・水や食料などの分配、炊き出しなどの給食・給水活動。
- 情報の収集・伝達
  - ・災害に関する正しい情報の収集とその伝達を行う。



##### ○要配慮者の支援

- 突然の災害に見舞われたとき、大きな被害を受けやすいのは、高齢者や子ども、障がい者、傷病者などの要配慮者です。
- 実際に東日本大震災でも、犠牲者の多くが高齢者でした。こうした要配慮者を災害から守るために、地域で協力しながら支援していくことが求められています。
- 町では、自ら避難することが困難な要支援者に対し、個別避難計画書の作成を行っています。詳細はお問い合わせください。



##### 【問い合わせ】

福祉課 ☎637-3114 FAX637-3150

- 挨拶などで日ごろから要配慮者との交流を密にしましょう。また災害時に何をしてほしいかなどを聞いておきましょう。
- 要配慮者の身になって防災環境を点検しましょう。
  - ※避難路は車いすで通れるかなど。
- 一人一人の要配慮者をどのように支援するか、地域の支援・協力体制を具体化しましょう。

## 洪水災害の被災から避難までの考え方

### 洪水時の行動パターン

#### 【正確な情報収集】

- 雨や台風の状況をテレビなどで確認し、最新情報を入手してください。
- 町の防災行政無線、警察・消防からの呼びかけに注意してください。



#### 【避難は安全な服装で】

- 動きやすい運動靴を履いて、動きやすい服装で避難しましょう。
- ゴム長靴は歩きにくいので、底の硬い靴を履きましょう。



#### 【要配慮者への支援を】

- 高齢者や妊婦の方、病気や障害のある方は避難に時間がかかります。
- お互い助け合い、早めに安全に避難させましょう。



#### 【水面の下に注意！】

- 避難は浸水していない場所を選びましょう。
- 水面下では水路や深い溝が見えませんが、さぐり棒で確認しながら進みましょう。



#### 【早めの自主避難】

- 避難情報が発令される前でも、雨の状態から災害の危険性を感じたら早めに自主避難しましょう。



#### 【避難は家族そろって】

- 1人での避難は危険です。家族でそろって避難しましょう。
- 流されないよう、できるだけ家族はロープでつながりましょう。



#### 【車での避難は控えて】

- 車での避難は緊急車両の通行の妨げになります。また交通渋滞を招くほか、浸水すると動けなくなります。
- 特別な場合を除き、徒歩で避難しましょう。



#### 【万が一、逃げ遅れたら…】

- 万が一逃げ遅れたときは、なるべく頑丈な建物（3階以上）に避難して救助を待ちましょう。
- ただし、孤立化や停電などの問題があることを注意しておきましょう。





## 警戒レベル3「高齢者等避難」の発令

### ① 警戒レベル3「高齢者等避難」の発令で開設される避難所

- 要配慮者は早めに避難する必要があります！警戒レベル3「高齢者等避難」が発令された段階で避難を行ってください。
- 町では藍住町町民体育館を開設します。



藍住町町民体育館



消防・防災

## 警戒レベル4「避難指示」の発令

### ② 警戒レベル4「避難指示」の発令で開設される避難所

- 災害時要配慮者は、引き続き藍住町町民体育館へ避難を行ってください。
- それ以外の方は下記の指定避難所へ避難を行ってください。



藍住中学校



藍住南小学校



藍住西小学校



藍住町町民体育館



藍住北小学校



藍住東中学校



藍住東小学校

### 間に合わない時は...

- 最寄りの高台又は頑丈な建物の3階より上へ避難しましょう！

### 避難情報に関する主なサイン

#### 洪水／内水氾濫



洪水及び内水氾濫を表示しています。

#### 指定緊急避難場所



指定緊急避難場所を表示しています。

#### 指定避難所



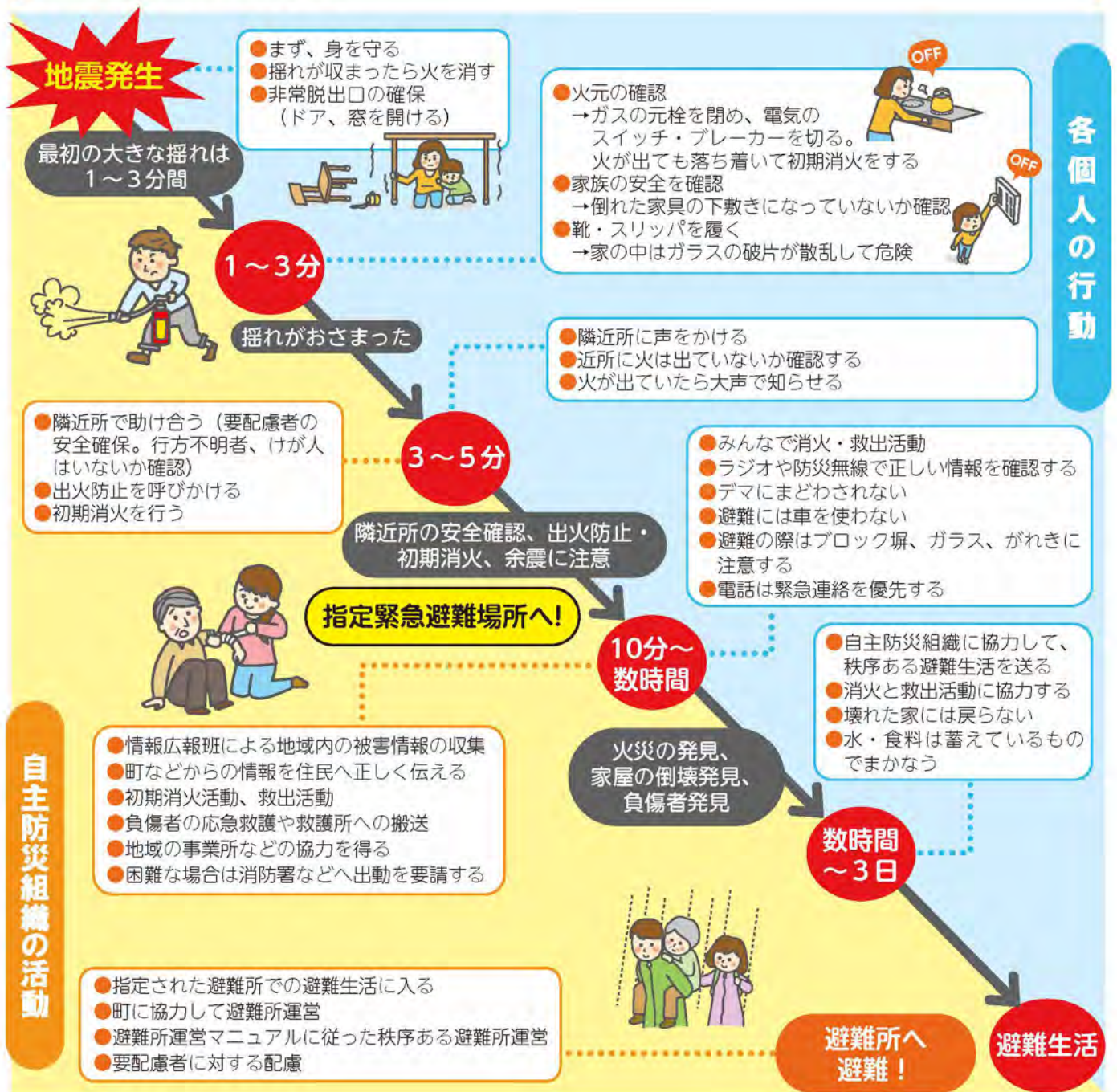
指定避難所の場所を表示しています。





# 地震災害の被災から避難までの考え方

## 大規模地震時の行動パターン



消防・防災

### 指定緊急避難場所と指定避難所

#### (指定緊急避難場所とは?)

切迫した災害の危険から命を守るために避難する場所または施設を指します。揺れがおさまったら、まずは指定緊急避難場所へ避難し、安全確認をしましょう。  
★災害の種類で指定緊急避難場所は異なります。事前にハザードマップを見て、よく確認しておきましょう。

#### (指定避難所とは?)

自宅等が被害を受け、被災後の生活が自宅等でできない住民等が滞在し、生活する施設を指します。自宅が倒壊したり、火災によって戻れない場合は、指定避難所へ避難しましょう。



藍住町民体育館    藍住中学校    藍住南小学校    藍住西小学校    藍住北小学校    藍住東中学校    藍住東小学校



## 外出先での安全確保

### 学校・勤務先

- 窓やロッカーから離れて、机の下に隠れる。
- 勝手に帰宅したりせず、指示に従う。
- 常日ごろから整理整頓しておく。



### エレベーターの中

- すべての階のボタンを押し、停止した階で降りる。
- 慌てて降りず、降りる階の状況に注意。
- 閉じ込められたときには、非常ボタンで連絡をとる。



### 路上

- ブロック塀や自動販売機などから離れる。
- オフィス街や繁華街の窓・看板の落下に注意。
- 頭をかばんなどで守りながら、空き地や公園へ。



### 地下街

- 停電になったら、非常照明が点くまで動かない。
- 誘導灯に従って、出口を確認。
- 非常口は60mごとにあるので、1つに殺到しない。

### 電車の中

- 座席などにつかまり、姿勢を低くする。
- 乗務員の指示に従い、勝手に外に出ない。
- 停電しても非常灯が点くので慌てない。



### 運転中

- 急ブレーキは禁物。徐々にスピードを落とす。
- 道路の左側に停車し、揺れが収まるまで出ない。
- 避難時は、キーをつけたまま、ドアロックもしない。



### 沿岸部

- いち早く避難。津波が見えてからでは間に合わない。
- より高く、より遠い場所へ。基本的には浸水区域外。
- 津波警報・注意報が解除されるまで戻らない。



種類	発表される津波の高さ	
	数値での発表	巨大地震の場合の表現
津波注意報	1m(20cm≦高さ≦1m)	(表記しない)
津波警報	3m(1m<高さ≦3m)	高い
大津波警報	5m(3m<高さ≦5m)	巨大
	10m(5m<高さ≦10m)	
	10m超(10m<高さ)	

### 避難情報に関する主なサイン

#### 津波危険区域



津波浸水の被害のおそれがある区域を意味します。

#### 津波避難場所



避難高台の場所を表示しています。

#### 津波避難ビル



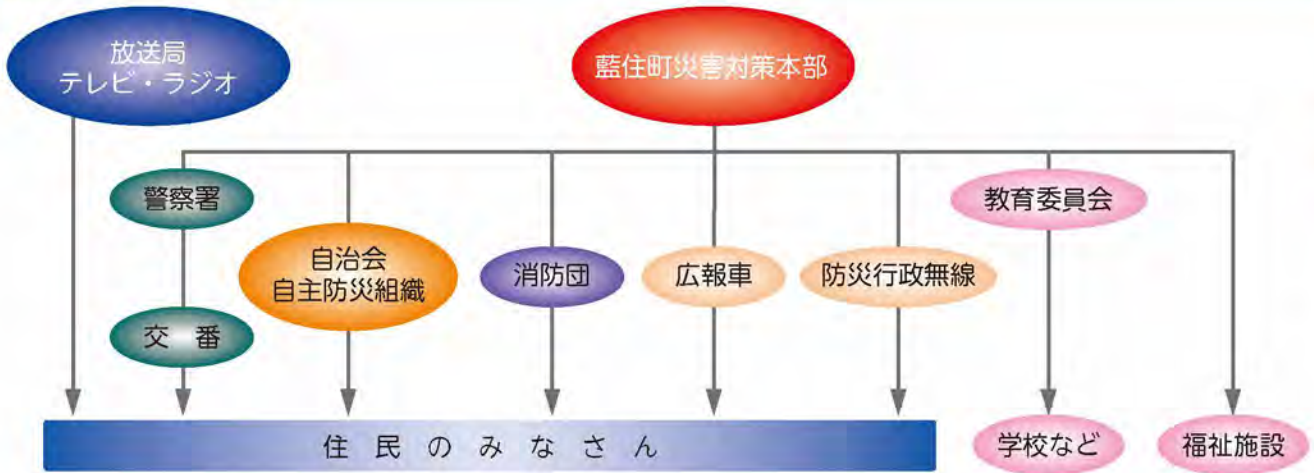
避難ビルの場所を表示しています。





# 災害情報の入手方法

## 災害情報の伝達手段

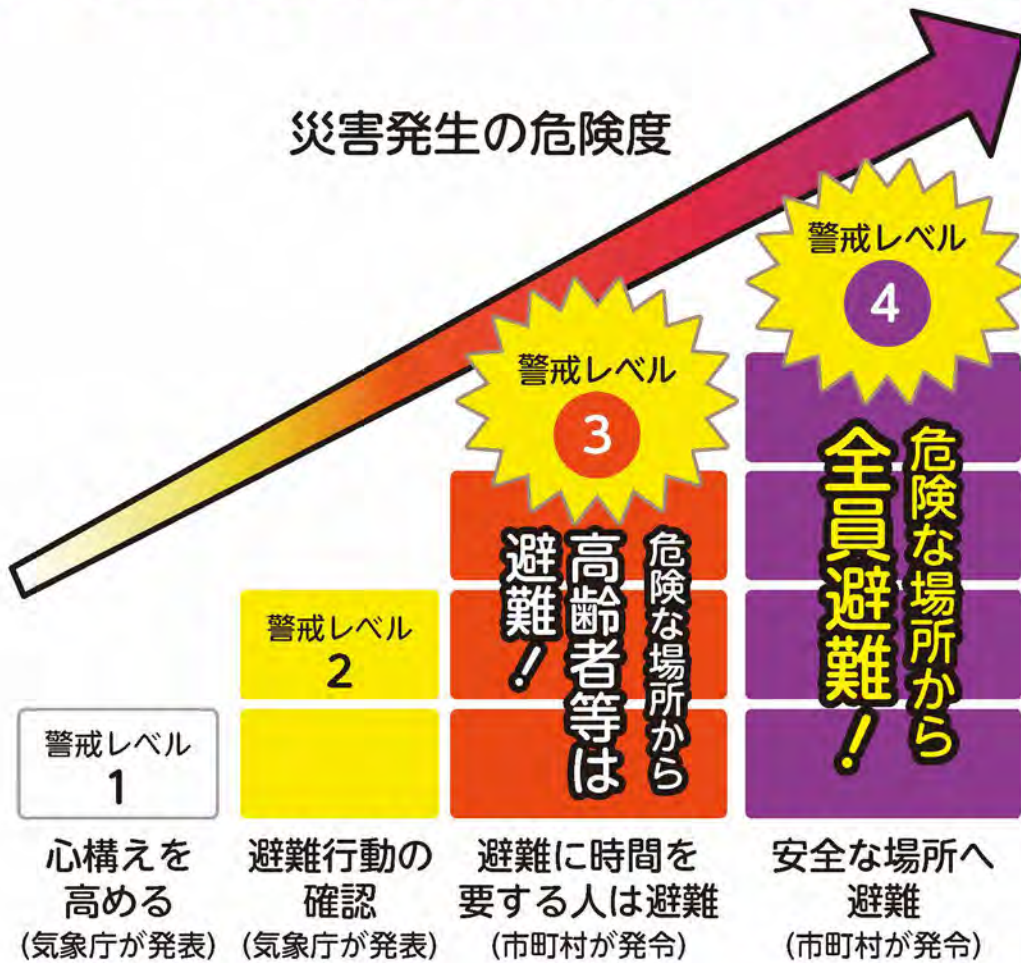


消防・防災

警戒レベル

4

# ひなんしじ 避難指示で必ず避難



**[警戒レベル 5]** (市町村が発令)は既に災害が発生・切迫している状況です。

出典:政府広報オンライン  
(<https://www.gov-online.go.jp/useful/article/201906/2.html>)



## 災害情報アクセス先

### 洪水・地震情報

#### 気象庁 徳島地方気象台

<https://www.jma-net.go.jp/tokushima/>

洪水情報、地震情報、津波情報などの災害に関する情報が入手できます。



### 災害情報・河川情報

#### NHK、四国放送

地デジのデータ放送（dボタン）

災害情報、吉野川・那賀川などの水位や雨量の情報が入手できます。



### 河川水位情報

#### 国土交通省 川の防災情報

<https://www.river.go.jp/index>

河川の予警報や水位情報などが入手できます。



### 通行規制情報

#### 徳島県 県土整備部

<https://bousai.pref.tokushima.lg.jp/map/>

災害・気象状況に伴う国道・県道の通行規制情報が入手できます。



### 藍メール

町民の皆さんに安全で安心な生活をお過ごしいただくための情報(防災情報、イベント、募集情報等)をメールで配信しています。詳しくはP76をご覧ください。

### Yahoo!防災速報アプリ



災害情報をいち早くお届け

## 防災速報



スマートフォンでも防災対策  
今すぐアプリをダウンロード!



iPhone版



Android版



(<https://emg.yahoo.co.jp>)

### 避難所開設情報 / 通行規制情報

#### エーアイテレビ

ケーブルテレビ

避難所開設情報、県道・町道の通行規制情報が入手できます。



#### 藍住町ホームページ

<https://www.town.aizumi.lg.jp/>

避難所開設情報、県道・町道の通行規制情報が入手できます。



### ハザードマップ

#### 藍住町WEB版ハザードマップ

<https://www.town.aizumi.lg.jp/hazardmap/>

藍住町のハザードマップをパソコンや携帯電話で見ることができます。



### POTEKA 気象観測アプリ

<https://www.meisei.jp/poteka/>

天気、気温、湿度、風速、雨量など、町内のリアルタイムの気象情報が入手できます。



iPhone版



Android版



### 防災行政無線

#### 防災行政無線テレフォンサービス

☎0120-49-3717

防災行政無線の放送内容を聞き逃したときなどは、この番号に電話をかけると放送内容を確認することができます。



消防・防災



# 避難時の携行物

**〔非常持ち出し品を、準備しておきましょう！〕**

- 高価な非常持ち出し袋を購入しなくても、近くのスーパーやホームセンターで、安価に入手できるものもたくさんあります。家族で買い物がてら、探してみましょう。
- いざというとき、どこにあるかわからないことがないように、家族全員で確認しましょう！  
使用期限のあるもの入替えなど、定期的の中身を確認しましょう。

○ **非常持ち出し品(例)** 非常持ち出し品は災害が発生して避難するとき、まず最初に持ち出すべきものです。

**〔懐中電灯〕**

できれば1人に1つ持つ。  
予備電池も忘れずに。



**〔非常食〕**

カンパン、缶詰など火を通さなくても食べられるもの。ミネラルウォーター、缶切り、栓抜き、紙皿、紙コップ、水筒など。



**〔携帯ラジオ〕**

予備電池は多めに用意。



**〔救急医療品〕**

絆創膏、傷薬、包帯、風邪薬、胃腸薬、鎮痛剤など。



**〔貴重品〕**

現金、預貯金通帳、印鑑、免許証、権利証書など。



**〔感染症対策用品〕**

マスク、アルコール消毒液、体温計、上履き、スリッパ

**〔その他〕**

下着・上着などの衣類、タオル、生理用品、粉ミルク、紙オムツ、ウエットティッシュ、合羽、ヘルメット、ライター、ラップフィルム(止血や食器にかぶせて使う)、携帯トイレなど。



○ **非常備蓄品(例)** 3日以上非常備蓄品の備えを！

**〔飲料水〕**

飲料水は1人1日3リットルを目安に。  
ペットボトルのミネラルウォーター。



**〔燃料〕**

卓上コンロ、ガスボンベ、固形燃料。



**〔食料〕**

米(缶詰やレトルト、アルファ米も便利)、缶詰やレトルトのおかず、ドライフーズ、チョコレート、アメなどの菓子類、梅干し、調味料など。



**〔その他〕**

生活用水(風呂や洗濯機に備蓄)、毛布・寝袋、洗面用具、ドライシャンプー、なべ、やかん、防災タンク(ポリタンク)、バケツ、各種アウトドア用品など。

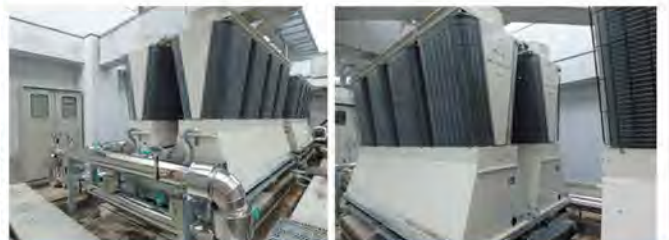


広告



きれいな空気と心地良さを運ぶ会社です。

藍住町合同庁舎



ダクトの設計・施工から空調設備工事まで…。

**岡村工業株式会社**

徳島市川内町平石若宮 254-1 ☎088-665-0709







# 暮らしの手続

- ◆戸籍 ◆住民登録 ◆印鑑登録
- ◆証明書コンビニ交付サービス ◆外国人住民の方
- ◆その他

虚偽の届出を防止するため、戸籍の届出や住民異動届出の際本人確認をさせていただきます。届出の際にはマイナンバーカードや運転免許証などの本人確認書類をお持ちください。



暮らしの手続

## 戸籍

戸籍は人の出生、死亡、親子、夫婦などの個人の身分関係を登録し、公証する制度で、この戸籍の所在を町名地番で表したものが本籍です。

### ①赤ちゃんが生まれたとき…………… 出生届

本籍地、所在地、出生地のいずれかの市区町村役場へ生まれた日から14日以内に届け出てください。赤ちゃんの名には常用漢字、人名用漢字、ひらがな、カタカナを用いてください。

#### 【必要なもの】

出生届(用紙は病院、医院、助産所)1通、母子健康手帳

#### 【届ける人】

届出順位 ①父又は母 ②法定代理人 ③同居者  
④医師 ⑤助産師 ⑥その他の立会者

【届ける所】 住民課 ☎637-3112 FAX637-3151

### ②結婚したとき…………… 婚姻届

本籍地、所在地のいずれかの市区町村役場に届け出てください。

#### 【必要なもの】

婚姻届(用紙は住民課)1通(成年の証人2人の署名が必要)、夫と妻の本人確認書類(マイナンバーカード・運転免許証など)。本籍が町外の場合、戸籍謄本1通が必要です。

【届ける人】 夫となる方と妻となる方

【届ける所】 住民課 ☎637-3112 FAX637-3151

### ③亡くなった方があるとき…………… 死亡届

本籍地、死亡地又は届出人の所在地のいずれかの市区町村役場へ、死亡の事実を知った日から7日以内に届け出てください。

#### 【必要なもの】

死亡届(用紙は病院、医院)1通

#### 【届ける人】

##### 届出順位

- ①同居の親族 ②同居していない親族 ③同居者
- ④家主 ⑤地主 ⑥家屋管理人 ⑦土地管理人
- ⑧公設所の長 ⑨後見人 ⑩保佐人 ⑪補助人
- ⑫任意後見人

各届出の問合せは、住民課まで。

【届ける所】 住民課 ☎637-3112 FAX637-3151

## 住民登録

住民基本台帳(住民登録)には、居住関係、国民健康保険、国民年金などに関することが記録され、選挙人名簿、就学、印鑑登録証明など日常生活に広く利用されます。

### ①住所が変わったとき… 転入・転出・転居届

#### ◆転入届

他の市町村から藍住町へ転入したときは、転入した日から14日以内に届け出てください。

#### 【必要なもの】

前住地の市区町長が発行した転出証明書、個人番号カード(マイナンバーカード)、住民基本台帳カード(お持ちの方)、届出人の本人確認書類(マイナンバーカード・運転免許証など)

【届ける人】 本人又は世帯主の方

広 告

出光興産(株) 特約販売店



石川石油ガス株式会社

藍住町徳命字前須東46-1(名田橋北詰)

(代) ☎(088)692-2248

FAX (088)692-2226

☎0120-06-2248



印鑑 ゴム印 浸透印 名刺

三美堂

☎(088)692-7001

FAX(088)692-8133

藍住町徳命字名田457

ホームページ <https://www.sanbidou.com/>





### ● 転出届

他の市町村に転出するときや外国に移住するとき、現在の住所から転出する日までに届け出てください。

#### 〔必要なもの〕

国民健康保険被保険者証(加入者のみ)、介護保険被保険者証(お持ちの方)、後期高齢者医療被保険者証(加入者のみ)、印鑑登録証(あいちみ町住民カード)、届出人の本人確認書類(マイナンバーカード・運転免許証など)

〔届ける人〕 本人又は世帯主の方

### ● 転居届

町内で住所を異動したときは、転居した日から14日以内に届け出てください。

#### 〔必要なもの〕

国民健康保険被保険者証(加入者のみ)・介護保険被保険者証(お持ちの方)・後期高齢者医療被保険者証(加入者のみ)、マイナンバーカード、届出人の本人確認書類(マイナンバーカード・運転免許証など)

〔届ける人〕 本人又は世帯主の方

〔届ける所〕 住民課 ☎637-3112 FAX637-3151

## ②世帯の変更があったとき…… 世帯変更届

世帯主が変わったとき、世帯の合併・分離があったときは、変更があった日から14日以内に届け出てください。

#### 〔必要なもの〕

国民健康保険被保険者証(加入者のみ)、届出人の本人確認書類(マイナンバーカード・運転免許証など)

〔届ける人〕 本人又は世帯主

〔届ける所〕 住民課 ☎637-3112 FAX637-3151

## ③戸籍謄本・抄本や住民票の写しなどが必要 なとき

戸籍謄本・抄本や住民票の写しなどは、住民課で交付できます。戸籍謄本・抄本の交付請求には、個人のプライバシーを保護するため制限が加えられています。

本人・配偶者・子・父母などの直系親族以外の方が戸籍謄本・抄本を請求するときや、同一世帯以外の方が住民票の写しを請求するときは、委任状が必要です。

#### 〔必要なもの〕

窓口で請求する人の本人確認書類(マイナンバーカード・運転免許証など)、代理人が請求するときは委任状(請求するものにより、請求理由が確認できる書類の提示が必要な場合があります)

〔請求する所〕 住民課 ☎637-3112 FAX637-3151

## ④住民票の写し等の第三者交付に係る本人 通知制度

藍住町に住民登録や本籍のある方が事前に登録することにより、登録した本人の住民票の写しや戸籍謄抄本などを本人の代理人や第三者に交付した場合、その交付した事実を通知する制度です。

この制度の目的は、住民票の写しなどの不正請求及び不正取得による個人の権利侵害の抑止及び防止を図ることです。

なお、代理人や第三者から登録に係る住民票の写し等の請求があった場合に、住民票の写しなどの交付の可否を登録者に確認したり、交付ができないようにする制度ではありません。

### 〔登録できる人〕

● 藍住町の住民基本台帳、戸籍の附票に記載されている方(除かれた方を含む)

● 藍住町の戸籍に記載されている方(除かれた方を含む)

#### 〔通知対象となる証明書など〕

● 住民票の写し(除票を含む)

● 住民票の記載事項証明書

● 戸籍の附票の写し(除かれた戸籍の附票を含む)

● 戸籍の謄本又は抄本(戸籍の全部事項証明書又は個人事項証明書)

● 戸籍の記載事項証明書

#### 〔事前登録の手續に必要なもの〕

● 藍住町本人通知制度事前登録申出書(窓口にあります。藍住町ホームページからもダウンロードできます)

● 窓口に来られる人の本人確認書類(マイナンバーカード・運転免許証など)

● 代理人の場合は委任状

● 法定代理人(未成年の保護者や成年後見人)の場合は、資格を証明する書類

#### 〔事前登録の受付場所〕

住民課 ☎637-3112 FAX637-3151

#### 〔本人に通知される内容〕

事前登録者の住民票の写し等の証明書を第三者に交付した場合、「交付通知書」により次の項目を郵送で通知します。

● 交付した年月日

● 交付した証明書の種別及び通数

● 交付請求者の種別

事前登録者の代理人の場合はその旨

代理人以外の第三者による請求の場合は個人・法人・八業士(弁護士、司法書士など)の別

※証明書を取得した個人に関する情報は通知しません。

#### 〔通知の対象とならない請求〕

事前登録されていても、次の請求の際には住民票の写しなどが交付されても通知の対象とはなりません。

● 事前登録者本人による請求

● 事前登録者と同一の世帯員による住民票の写しなどの請求

● 事前登録者と同一の戸籍内の方又は直系親族による戸籍謄抄本の請求

● 事前登録者を対象としない請求

● 国や地方公共団体の機関からの公用請求(ほか)

#### 〔通知された内容について、くわしく知りたい場合〕

藍住町個人情報保護法施行条例に基づいて、保有個人情報の閲覧及び写しの交付を請求することができます。

ただし、開示される情報の内容は、藍住町個人情報保護法施行条例の規定の範囲内となります。



## 印鑑登録

印鑑登録証明書は、不動産の登記、自動車の登録、公正証書の作成など法令の規定により提出を義務づけられている場合のほか、住民の権利義務の発生、変更などに伴う行為について広く利用され、直接個人の財産に影響するきわめて大切なものです。

印鑑の重要性から、登録や証明書の交付手続は、できるだけ本人が申請してください。

### ①印鑑を登録するとき

藍住町の住民基本台帳に登録されている方で満15歳以上の方が登録できます。ただし、成年被後見人は登録できません。

#### 【本人が登録手続をするときに必要なもの】

登録する印鑑(変更の場合は新たな印鑑)、本人であることが確認できる官公署が発行した写真貼付の本人確認書類(マイナンバーカード・運転免許証など)又は藍住町に印鑑登録がすでにできている方1名の保証人による保証書(保証人の署名と登録印鑑の押印が必要)

この場合、すぐ登録ができ、その場で印鑑登録証(あいずみ町住民カード)と印鑑登録証明書をお渡しできます。

なお、上記で確認できないときは、その登録手続が本人の意思であることの確認のため照会書を郵送しますので、即日登録はできません。回答書を持参されたときに登録されます。

#### 【代理人が登録手続をするときに必要なもの】

代理権授与通知書(窓口でお渡ししますので本人が自署・押印したものをお持ちください)、登録する印鑑、代理人の印鑑、代理人の本人確認書類(マイナンバーカード・運転免許証など)

代理人から登録申請がありますと、本人宛に照会書を郵送し、回答書を持参されたときに登録されます。即日登録することができません。

同じ世帯の中で同じ印影の印鑑は登録することはできません。

【申請する所】 住民課 ☎637-3112 FAX637-3151

### ②印鑑登録証明書がほしいとき

#### 【本人が交付申請をするときに必要なもの】

登録のとき受けた印鑑登録証(あいずみ町住民カード) 印鑑登録証の提示がなければ印鑑登録証明書は交付できません。

#### 【代理人が交付申請をするときに必要なもの】

登録のとき受けた印鑑登録証(あいずみ町住民カード)、代理人の本人確認書類

【申請する所】 住民課 ☎637-3112 FAX637-3151

### ③印鑑登録証をなくしたとき

印鑑登録証をなくしたまま放っておきますと、他人の手に渡り、悪用されるおそれがありますので、本人が亡失届の手続をしてください。亡失届をしますと印鑑登録がまっ消(廃止)されます。再発行をする場合は、登録と同じ手続が必要です。

【申請する所】 住民課 ☎637-3112 FAX637-3151

## 証明書コンビニ交付サービス

藍住町では、平成28年1月から、「マイナンバーカード」を利用して、日本全国のコンビニエンスストアの店舗内に設置されている多機能端末(マルチコピー機)から、住民票の写し、印鑑登録証明書、戸籍謄本・抄本、戸籍の附票、所得課税証明書(最新年度)の写しの交付を受けられるサービス(コンビニ交付サービス)を開始しています。

#### 【利用時間】

6:30~23:00(12月29日から翌年1月3日及びメンテナンス期間を除く)

#### 【利用店舗】

日本全国にあるセブンイレブン、ローソン、ファミリーマート、ミニストップの各店舗でご利用いただけます。

## 外国人住民の方

特別永住者証明書の記載事項の変更や再交付に係る手続は、市区町村で行うことができます。

### ①新たに来日された方

出入国港において在留カードが交付された方は、住所地を定めてから14日以内に在留カードと旅券を持参の上、住居地の市区町村に届け出てください。

※旅券に「在留カードを後日交付する」旨の記載がなされた方を含みます。その場合には、当該旅券を持参の上、手続をしてください。

※在留資格変更許可等を受けて新たに中長期在留者になった方についても、同様に、住居地での届出が必要になります。

### ②引越しをされた方

特別永住者・中長期在留者の方が、住居地を変更したときは、変更後の住居地に移転した日から14日以内に特別永住者証明書又は在留カードを持参の上、住居地の市区町村に届け出てください。

※転入・転出の方…転出地の市区町村に転出届をして転出証明書の交付を受けた後、転入先の市区町村に転出証明書を提出し、転入の手続をしてください。

## その他

### 各種証明手数料一覧表

	窓口交付		コンビニ交付	
	回数	料金	回数	料金
住民票の写し	1通	400円	1通	350円
住民票記載事項証明書	1通	400円		
印鑑登録証明書	1通	400円	1通	350円
住民票の閲覧	1件	400円		
戸籍の謄本・抄本	1通	450円	1通	450円
除籍の謄本・抄本	1通	750円		
戸籍の附票の写し	1通	400円	1通	350円
身分証明書	1通	400円		

【問い合わせ】 住民課 ☎637-3112 FAX637-3151





# 税金

## 町税

町税は、町の財政の重要な財源です。そして税金は、様々なかたちで、町民の皆さんの生活に役立っています。

### ①町民税

**【個人の町民税は県民税と合わせて次の方に課税されます】**

- (1) 1月1日現在、町内に住所がある方でその前年(1月から12月)に一定額以上の所得があった方
- (2) 毎年1月1日現在、町内に住所がない方でも事務所・事業所又は家屋敷が町内にある方

**【個人の町・県民税の計算方法】**

個人の町・県民税には、所得の多少にかかわらず一定額を課税する「均等割」と、前年の所得に応じて課税する「所得割」があります。

(1) 均等割

(2) 所得割 (所得金額－所得控除額)×税率－税額控除＝所得割

※退職所得や土地・建物・株式等の譲渡所得などについては、特別の税額計算が行われます。

※各種控除額及び税率は、所得税と異なります。

**【個人の町・県民税の申告】**

1月1日(賦課期日)現在、町内に住所がある方は、次の場合を除いて3月15日までに申告してください。

- (1) 所得税の確定申告をした方
- (2) 勤務先から給与支払報告書が提出されている方
- (3) 収入が公的年金のみの方

**【個人の町・県民税の納税】**

(1) 普通徴収

事業所得者などの個人の町・県民税は、町から送付される納税通知書により、6月・8月・10月・翌年1月(各月末日まで)に納付書や口座振替等で納めていただきます。

(2) 特別徴収

給与所得者(サラリーマンなど)の場合は、給与支払者(会社など)が、町からの通知に基づいて毎月(6月から翌年5月までの12か月)の給与から税額を差し引き、これを取りまとめて翌月10日までに納めます。なお、納税者の皆さんには、特別徴収税額通知書によりお知らせします。

また、65歳以上の公的年金等の受給者については、公的年金等の所得にかかる税額は、原則、年金から天引き徴収されます。

**【給与所得者の中途退職】**

特別徴収されている給与所得者が年の途中で退職し、給与から差し引くことができなくなった残りの税額は、

- 退職時に一括して納める
- 再就職先で引き続き特別徴収により納める
- 普通徴収により個人で納める

のいずれかの方法で納めていただきます。

**【法人の町民税】**

町内に事務所や事業所又は寮等がある法人は、法人町民税として均等割及び法人税割を申告により納付します。

### ②固定資産税

**【固定資産税】**

1月1日(賦課期日)現在、町内に土地・家屋・償却資産を所有している方に課税されます。

※なお、償却資産を所有している方は、毎年1月末日までに申告をする必要があります。

**【固定資産税の納税】**

固定資産税は、町から送付される納税通知書により、5月・7月・9月・11月(各月末日まで)に納付書や口座振替等で納めていただきます。

**【税務課からお願い】**

次に該当のある場合は、連絡してください。

(1) 土地について

土地の利用形態(現況)を変更したとき

(2) 家屋について

●家屋の取り壊しや新築・増築・改築をしたとき

●未登記の家屋の所有者を変更したとき

(3) 住所の変更

町内に固定資産をお持ちの町外在住の方で、お住まいの住所を変更されたとき

(4) 所有者について

●共有している固定資産の納税代表者の届出・変更をするとき

●納税者の代理人(納税管理人)の届出・変更をするとき

●納税者の死亡による相続人代表者の届出・変更をするとき

### ③軽自動車税(種別割)

4月1日現在、原動機付自転車・軽自動車・小型特殊自動車・二輪小型自動車等を所有されている方に課税されます。町から送付される納税通知書により、毎年5月末日までに納付書や口座振替等で納めていただきます。

**【軽自動車の登録・廃車等の手続】**

125ccまでの原動機付自転車等と小型特殊自動車の登録・廃車は税務課で行っています。

上記以外の軽自動車の登録・廃車は、次の窓口へお問い合わせください。

種類	手続場所	手続に必要なもの
原動機付自転車等 (125cc以下) 小型特殊自動車	税務課	登録 ●本人確認書類 ●販売証明書 (譲り受けた場合は廃車証明書又は譲渡証明書)
		廃車 ●本人確認書類 ●ナンバープレート 他の市町村で登録しているナンバーも藍住町において廃車することができます。
軽自動車	○お問合せ先 徳島県軽自動車協会 ☎641-2010	
軽二輪車 (125cc超～250cc) 二輪の小型自動車 (250cc超)	○お問合せ先 四国運輸局徳島運輸支局 ☎050-5540-2074	

**【軽自動車税種別割の減免】**

身体に障がいのある方又は知的障がい、精神障がいのある方のために使用される軽自動車等で、一定の要件に該当するものについては、納税義務者等の申請により、軽自動車税種別割を減免します。



税金



#### ④ 国民健康保険税

国民健康保険の運営に要する費用に充てるため、被保険者世帯が負担します。

##### 【納める人】

世帯主が納税義務者となります。世帯主が国民健康保険に加入していない場合でも、世帯内に国民健康保険の被保険者がいる場合は、世帯主が納税義務を負うこととなります。

##### 【保険税の計算方法】

被保険者等の人数や年齢、所得金額等により計算します。

##### 【納め方】

##### (1) 普通徴収

納付書や口座振替等により納付していただきます。

##### (2) 特別徴収

国民健康保険の加入者全員が65歳から74歳の世帯で、世帯主も国民健康保険の被保険者の場合、原則として世帯主の年金から天引きとなります。

##### 【納税相談はお早めに】

国民健康保険税を滞納すると有効期間が短い「短期被保険者証」や病院の窓口で支払う医療費を全額自己負担していただく「被保険者資格証明書」の交付対象となることがありますので、お早めに相談してください。

#### ⑤ 町税の納付方法

令和5年度から納付書に地方税統一QRコード(以下「QRコード」という。)が印字され、このQRコードを使用することで、町税の納付方法が拡充されました。



詳細については、地方税お支払サイトをご確認ください。

##### 【窓口納付】

町税を直接納付書にて納めていただく場合には、従来の金融機関(阿波銀行、徳島大正銀行、四国銀行、徳島信用金庫、四国労働金庫、板野郡農業協同組合、郵便局及びゆうちょ銀行)に加え、全国のQRコード対応金融機関、役場出納室で納付できます。

※従来の金融機関以外で納付する場合は、QRコードに対応していない金融機関及びQRコードが印字されていない納付書では納付できません。

##### 【コンビニ納付】

全国のコンビニエンスストアで納付できます。

※コンビニエンスストア店頭でのスマートフォン決済アプリ、クレジットカードを使用した納付はできません。

※一枚あたりの納付書の金額が、30万円を超える納付書及び納付期限を過ぎた納付書はご利用できません。

##### 【スマートフォン決済アプリ納付】

※QRコードとバーコードで使用できる決済アプリが異なります。

●納付書に印字されたQRコードを用いて、スマートフォン決済アプリで納付できます。

※対応決済アプリは、地方税お支払サイトをご確認ください。

●納付書に印字されたバーコードを用いて、Pay Pay、LINE Payで納付できます。

※一枚あたりの納付書の金額が、30万円を超える納付書及び納付期限を過ぎた納付書はご利用できません。

##### 【クレジットカード決済納付】

●納付書に印字されたQRコードを用いて、クレジットカードで納付できます。

※対応クレジットカードは、地方税お支払サイトをご確認ください。

※クレジットカード納付には、所定の利用手数料が発生します。

##### 【口座振替】

金融機関の預貯金口座から自動的に引き落としされます。

納期限の15日前までに、金融機関を經由して役場に受理される必要があります。(お届け印が必要です。)

※廃止、全期・期別の変更も同様の手続が必要です。転出・婚姻等、世帯状況に異動があった場合でも、自動的に解約となりませんのでご注意ください。(お届け印が必要です。)

##### ●対象金融機関

阿波銀行 徳島大正銀行 四国銀行 徳島信用金庫  
四国労働金庫 板野郡農業協同組合 ゆうちよ銀行

#### ⑥ 各種証明書

種類	手数料(1件あたり)
所得課税証明書	400円
納税証明書	400円
評価証明書	400円
公課証明書	400円
住宅用家屋証明	1,300円
軽自動車継続検査用納税証明書	無料

本人以外の方が申請する場合は、委任状が必要となる場合があります。

最新年度の所得課税証明書は、マイナンバーカードを利用して証明書コンビニ交付サービス(手数料は350円)でも発行することができます。

##### 【問い合わせ】

税務課 ☎637-3117 637-3118 FAX637-3150

#### ⑦ 藍住町税 納期一覧

税目	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月
町民税(個人町県民税)			①		②		③			④		
固定資産税		①		②		③		④				
軽自動車税(種別割)		全										
国民健康保険税				①	②	③	④	⑤	⑥	⑦	⑧	
町民税(法人町民税)	事業年度終了後2か月以内											

納期限日と口座振替日は、納期月の末日です(12月のみ25日)。全期前納の口座振替日は、第1期の納期月末日です。上記の期日が休日等に当たる場合は、翌平日となります。法人町民税は口座振替できません。





# 年金と健康

- ◆国民年金 ◆国民健康保険 ◆後期高齢者医療制度
- ◆介護保険 ◆健康 ◆予防接種

## 国民年金

日本では現在、世界でも例のないスピードで高齢化が進んでいます。高齢になると思うように働くことが難しくなり、収入も少なくなります。また、不慮の事故で障がいを持ったり、一家の担い手を亡くしてしまうことがあります。このようなときの備えとして、また、みんなで助け合って老後などに不安がないようにつくられたのが国民年金制度です。

### ①国民年金に加入しなければならない方 ..... 強制加入

- 第1号被保険者  
日本国内に住所のある満20歳以上60歳未満の自営業者や農林漁業者とその家族、学生、無職の方等
- 第2号被保険者  
会社や官公庁あるいは学校などに勤めていて、厚生年金や共済組合に加入している方
- 第3号被保険者  
厚生年金や共済組合に加入している方に扶養されている配偶者で、20歳以上60歳未満の方

#### 〔届出窓口〕

第1号被保険者  
住民課 ☎637-3112 FAX637-3151  
徳島北年金事務所 ☎655-0200 FAX655-0383

第2号被保険者：お勤め先  
第3号被保険者：配偶者のお勤め先

### ②希望により加入できる方..... 任意加入

- 満20歳以上60歳未満で外国に住んでいる日本国民
- 60歳以上65歳未満で、年金の受給資格期間を満たせない方や過去に保険料の未納期間があり、満額の老齢基礎年金を受けるには保険料納付期間が不足している方
- 65歳以上70歳未満で年金の受給資格期間を満たしていない方

#### 〔届出窓口〕

住民課 ☎637-3112 FAX637-3151  
徳島北年金事務所 ☎655-0200 FAX655-0383

### ③より多くの年金を受けたい方は ..... 付加年金

申し出により付加年金に加入することができます。ただし、保険料免除者・第3号被保険者は加入できません。付加保険料は1か月400円です。

#### 〔届出窓口〕

住民課 ☎637-3112 FAX637-3151  
徳島北年金事務所 ☎655-0200 FAX655-0383

### ④このようなときはすぐ届出を

- 満20歳以上60歳未満の方が会社をやめたとき(資格取得届)
- 会社員などの夫(妻)と離別・死別したとき
- 第3号被保険者の届出をした後に、自営業などで大きな収入が得られるようになったとき、あるいは、配偶者が会社を退職したり転職したとき(種別変更)
- 学生の方が納付猶予制度を利用するとき(学生納付特例申請書)
- 保険料の免除・納付猶予制度を利用するとき(保険料免除・猶予申請書)
- 第1号被保険者であった方が年金を受けようとするとき(裁定請求書)
- 国民年金加入者が死亡したとき(死亡届、死亡一時裁定請求書)
- 国民年金受給者が死亡したとき(未支給年金支給請求書)

#### 〔届出窓口〕

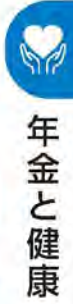
住民課 ☎637-3112 FAX637-3151  
徳島北年金事務所 ☎655-0200 FAX655-0383

### ⑤年金を受けられるのは

#### 〔年金の種類〕

年金の種類	支給要件
老齢基礎年金	保険料を納めた期間と保険料が免除された期間を合わせて10年以上ある方が65歳になったときから支給されます。付加保険料を納めている場合は、納めた月数に200円をかけた額が加算されます。
障害基礎年金	①国民年金加入者が障がいの状態になったときに支給されます。初診日前に保険料を納めた期間(免除期間も含む)が加入期間の3分の2以上あることが必要です。 ②20歳以前から障がいの状態にあった方にも20歳から支給されます。ただし、本人の所得制限及び公的年金の受給制限があります。
遺族基礎年金	国民年金加入期間の3分の2以上保険料を納めた(免除期間も含む)配偶者が亡くなったとき、残された次の方に支給されます。 ①18歳未満の子のある配偶者 ②18歳未満の子(障がいのある子は20歳未満)
寡婦年金	10年以上生活を共にした妻が、老齢基礎年金を受けるための条件を満たしている夫と死別したとき、60歳から65歳まで支給されます。
死亡一時金	3年以上保険料を納めている方が、年金給付を受けることなく死亡した場合に、生計を共にしていた遺族に一時金が支給されます。
特別障害給付金	国民年金の任意加入期間に加入しなかったことにより、障害基礎年金などを受給していない障がい者の方について、福祉的措置として給付金が支給されます。

〔問い合わせ〕 住民課 ☎637-3112 FAX637-3151



年金と健康



## 国民健康保険

医療保険(健康保険)は、私たちが病気やけがをしたときにその経済的な負担を軽くし、安心して治療が受けられる大切な制度です。

職場の健康保険(健康保険組合や共済組合など)の加入者とその家族、生活保護を受けている世帯、後期高齢者医療制度加入者などを除いて、すべての人が国民健康保険の加入者「被保険者」になります。

### ①国民健康保険に関する手続

国民健康保険に加入するときや脱退するときは届出が必要です。

国民健康保険に加入する日を資格取得日、脱退する日を資格喪失日といいます。加入や脱退の届出は、この資格の異動があった日から原則14日以内に行うことが義務づけられています。

届出の際は、世帯主と対象者の方のマイナンバーの記入と提示が必要となります。

	こんなときは、届出を	届出に必要なもの
加入するとき	他市町村から転入したとき	届出人の本人確認書類
	他の健康保険をやめたとき	他の健康保険をやめた証明書
	子どもが生まれたとき	届出人の本人確認書類
	生活保護を受けなくなったとき	生活保護廃止通知書
やめるとき	他市町村へ転出するとき	保険証
	他の健康保険に加入したとき	国民健康保険の保険証、健康保険の保険証
	生活保護を受けはじめたとき	保険証、生活保護開始通知書
	死亡したとき	保険証
その他	住所・氏名・世帯主に変更があったとき	保険証
	保険証の内容を訂正するとき	
	修学のため子どもが他の市町村に居住するとき	保険証、在学証明書等
	保険証をなくしたり、汚れて使えなくなったとき(保険証の再発行)	届出人の本人確認書類、身分を証明するもの

〔届出窓口〕 健康推進課 ☎637-3115 FAX637-3151

### ②国民健康保険で受けられる給付

#### ●療養の給付

医療機関の窓口で保険証を提示すると、医療費の一部(自己負担分)を支払うだけで診療を受けることができます。

#### ●療養費

急病などでやむを得ず保険証を持たずに治療を受け、窓口で10割の支払いをしたときは、領収証及び治療の明細書を添えて申請すれば、自己負担分を除いた保険給付分が支給されます。

また、医師が必要と認めたコルセットなどの治療用装具代やはり・きゅう・あんまなどの施術料、骨折・ねんざなどで柔道整復師の施術を受けたときも同様です。

#### ●出産育児一時金

被保険者が出産したとき50万円(産科医療補償制度に加入していない分娩機関での出産は488,000円)の分娩費用が支給されます。

#### ●葬祭費

被保険者が死亡したとき、その葬祭を行った方に2万円が支給されます。

#### ●高額療養費

同じ月内に自己負担額を超えて医療費を支払った場合、申請により高額療養費が支給されます。

##### 〔70歳未満の方〕

同一世帯で同一月に自己負担額が21,000円を超えるものが複数あるときは合算して世帯の限度額を超えた額が支給されます。この場合、高齢受給者の自己負担額も世帯合算の対象となります。なお、支給には申請手続が必要となります。

また、事前に「限度額適用認定証」等の交付を受ければ、外来・入院時の窓口での支払いは自己負担限度額までとなります。

所得区分		自己負担限度額(月額)
ア	基礎控除後の所得 901万円超	252,600円+医療費が842,000円を超えた場合は、その超えた分の1%(140,100円)*
イ	基礎控除後の所得 600万円~901万円以下	167,400円+医療費が558,000円を超えた場合は、その超えた分の1%(93,000円)*
ウ	基礎控除後の所得 210万円~600万円以下	80,100円+医療費が267,000円を超えた場合は、その超えた分の1%(44,400円)*
エ	基礎控除後の所得 210万円以下	57,600円(44,400円)*
オ	住民税非課税世帯	35,400円(24,600円)*

\* ( )内の金額は多数該当(直近1年(12か月)の間に3か月以上高額療養費の支給を受け4か月目以降の支給に該当)の場合

##### 〔70歳以上の方(誕生月の翌月(誕生日が月の初日である場合はその月)から)〕

70歳から74歳までの方が、同じ月内の診療で支払ったすべての自己負担額の合計額が次の額を超えた場合、申請によりその限度額を超えた額が支給されます。

また、現役並み所得者Ⅱ・Ⅰ、又は低所得者Ⅱ・Ⅰの方は、事前に「限度額適用・標準負担額減額認定証」の交付を受ければ、外来・入院時の窓口での支払いは自己負担限度額までとなります。

所得区分		負担割合	自己負担限度額	
			外来(個人単位)	外来+入院(世帯単位)
現役並み所得者	Ⅲ	課税所得690万円以上	3割	252,600円+医療費が842,000円を超えた場合は、その超えた分の1%(140,100円)*1
	Ⅱ	課税所得380万円以上		167,400円+医療費が558,000円を超えた場合は、その超えた分の1%(93,000円)*1
	Ⅰ	課税所得145万円以上		80,100円+医療費が267,000円を超えた場合は、その超えた分の1%(44,400円)*1
一般(課税所得145万円未満等)		2割	18,000円*2 [年間上限144,000円]	57,600円(44,400円)*1
住民税非課税世帯	Ⅱ	低所得者Ⅱ	2割	24,600円
	Ⅰ	低所得者Ⅰ		15,000円

\*1 ( )内の金額は多数該当(直近1年(12か月)の間に3か月以上高額療養費の支給を受け4か月目以降の支給に該当)の場合



※2 一般の人で、外来の年間(8月から翌年7月)自己負担上限額は144,000円です。

**【特定疾病に係る特例】**

人工透析を行う必要がある慢性腎不全、血友病及び抗ウイルス剤を投与している後天性免疫不全症候群の方は、特定疾病認定申請書を提出し認定を受けることで1か月の自己負担額が1万円(上位所得者は2万円)になります。

**●入院時食事療養費**

入院中の食事代は、1食につき次の標準負担額が必要です。

区分		標準負担額
一般の被保険者(下記以外の方)		460円 ※
住民税非課税世帯及び70~74歳で低所得者Ⅱの方	過去12か月の入院日数が90日まで	210円
	過去12か月の入院日数が90日超	160円
70歳~74歳で低所得Ⅰの方		100円

※指定難病の方等は260円です。

**●海外療養費**

海外渡航中に病気やけがの治療を受けた場合、いったん全額自己負担していただき、後日領収証を添えて申請すれば、保険給付分があとで支給されます。

申請には担当医師の治療明細書が必要です。また、日本で保険適用とされていない治療は対象となりません。

**●高額介護合算療養費**

国民健康保険の一部負担金等と介護保険の利用者負担額の合計が高額になったとき、高額介護合算療養費が支給されます。

1年間(8月1日から翌年7月31日まで)の自己負担額を、7月31日(基準日)時点の医療保険の世帯で合算し、所得区分に応じた限度額を超える額が申請により払い戻されます。

なお、合算する自己負担額は、高額療養費や高額介護(予防)サービス費として支給される額を引いた額となります。  
※70歳未満の方の自己負担額については、1か月に21,000円以上(保険医療機関別・入院・外来・歯科別)のものを合算対象とします。

**【問い合わせ】** 健康推進課 ☎637-3115 FAX637-3151

**③交通事故と国民健康保険**

交通事故や傷害事件などで第三者(加害者)によってけがをした場合でも、国民健康保険を使って治療を受けることができます。その場合、かかった医療費は国民健康保険が一時的に立て替え、あとで加害者に請求します。事前に必ず「第三者行為による傷病届」を提出してください。

**【問い合わせ】** 健康推進課 ☎637-3115 FAX637-3151

**④保健事業**

**●特定健診・特定保健指導**

特定健診は、40歳から74歳までの被保険者を対象に年1回実施しています。心疾患や脳血管疾患などの要因となるメタボリックシンドロームに着目し、生活習慣病の予防や早期治療につなげるための特定健診・特定保健指導を行っています。

健診対象者	健診項目	自己負担額
国民健康保険に加入している40歳から74歳までの方	身体計測・血圧測定・尿検査・診察・血液検査(血糖・脂質・肝機能・腎機能・貧血)・心電図	1,000円

対象者には、事前に特定健診受診券を送付します。被保険者証と特定健診受診券を持って、健診実施機関で受診してください。

健診結果についてや改善に向けた保健指導・栄養相談も実施しています。相談を希望される方は、保健センターにお問い合わせください。

**【特定健診受診券に関する問い合わせ】**

健康推進課 ☎637-3115

**【特定保健指導や健診結果についての相談】**

保健センター ☎692-8658

**後期高齢者医療制度**

**①後期高齢者医療制度に加入する方**

**【強制加入】**

75歳の誕生日以後は、生活保護受給者を除き、全ての方が後期高齢者医療制度の加入者となります。

**【任意加入】**

65歳から74歳の方で一定の障がいがある方は、申請により後期高齢者医療制度の加入者となります。

※後期高齢者医療制度の加入者とならない場合は重度医療による助成が受けられなくなります。

**②窓口で行える手続**

療養費、高額療養費、葬祭費の支給申請や、被保険者証の再交付、県外転出時の負担区分証明書の交付など

**③後期高齢者医療保険料**

後期高齢者医療制度は、徳島県後期高齢者医療広域連合が運営する県単位の医療保険で、加入者の納める保険料や、国などからの補助金、また、国民健康保険などからの支援金により運営されています。

加入者が病気やケガをした際の医療費などへの給付を行うための保険料は重要な財源です。必ず期限内に納付してください。

**●保険料の納付**

後期高齢者医療制度の保険料は徳島県後期高齢者医療広域連合が決定しますが、藍住町内にお住まいの方の保険料の納付先は藍住町になります。

納付方法については特別徴収・普通徴収の2種類がありますが、加入時期や年金受給状況により決定され、原則、特別徴収となります。

なお、申請により、特別徴収から口座振替による納付に変更することができます。

**【特別徴収】**

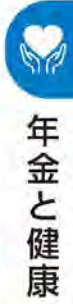
年金から天引き徴収されます。

(4月・6月・8月・10月・12月・2月の6回払い)

**【普通徴収】**

納付書又は口座振替で保険料を納付します。

(8月から翌年3月までの8回払い)



年金と健康



#### ④ 便利な納付方法

##### 【口座振替制度】

保険料の納付は、便利な口座振替をご利用ください。指定の預金口座から、納期限の日に自動的に振替納付されます。

##### 【キャッシュレス決済】

スマートフォン決済アプリを利用し、納付することができます。納付書に印字されたバーコードをスマートフォンで読み取り納付する方法のため、ご自宅にいらいつでも納付することが可能です。

利用可能なスマートフォン決済アプリ…PayPay、LINE Pay  
※状況により運用を停止することがあります。運用状況については町ホームページをご確認ください。

【問い合わせ】 健康推進課 ☎637-3115 FAX637-3151

#### ⑤ 保険料の納付場所

- 阿波銀行本・支店、四国銀行本・支店、徳島大正銀行本・支店、四国労働金庫本・支店、徳島信用金庫本・支店
- 板野郡農協
- 四国内のゆうちょ銀行
- コンビニエンスストア
- 町役場出納室

#### ⑥ 納付相談

保険料の分割納付など納付に関する相談に応じています。

【問い合わせ】 健康推進課 ☎637-3115 FAX637-3151

#### ⑦ 保険医療機関などにかかるときは

お医者さんにかかるときは、後期高齢者医療被保険者証を提示してください。

【窓口で支払うお金は】

区分	負担割合	判定基準
現役並み所得者	3割負担	課税所得が145万円以上の被保険者及びその方と同一世帯に属する被保険者
一般Ⅱ	2割負担	同一世帯に被保険者が1人の場合、課税所得が28万円以上かつ「年金収入+その他の合計所得金額」が200万円以上 同一世帯に被保険者が2人以上の場合、課税所得が28万円以上かつ「年金収入+その他の合計所得金額」が320万円以上
一般Ⅰ・区分Ⅱ・区分Ⅰ	1割負担	上記以外の被保険者

※145万円以上の課税所得者がいる場合は、年収が単身で383万円、複数世帯で520万円未満の場合は、申請により一般(1割又は2割)になります。

##### 【高額療養費】

同一月に次の額以上の自己負担金を支払った場合、申請によりその限度額を超えた額が「高額医療費」として支給されます。なお、一度申請すると次回からはご指定の口座へ振り込みされます。

区分	自己負担限度額	
	外来(個人単位)	外来+入院(世帯単位)
Ⅲ 課税所得 690万円以上	252,600円+医療費が842,000円を超えた場合は、その超えた分の1%(140,100円)※	
Ⅱ 課税所得 380万円以上	167,400円+医療費が558,000円を超えた場合は、その超えた分の1%(93,000円)※	
Ⅰ 課税所得 145万円以上	80,100円+医療費が267,000円を超えた場合は、その超えた分の1%(44,400円)※	
一般Ⅱ (2割負担の方)	18,000円又は6,000円+医療費が30,000円を超えた場合は、その超えた分の10%の低い方【年間上限144,000円】	57,600円 (44,400円)※
一般Ⅰ (1割負担かつ住民税課税世帯の方)	18,000円【年間上限144,000円】	
住民税 非課税世帯	区分Ⅱ	24,600円
	区分Ⅰ	15,000円

※( )内の金額は多数該当(直近1年(12か月)の間に3か月以上高額療養費の支給を受け4か月目以降の支給に該当)の場合

区分Ⅰ・Ⅱの適用を受けるときは、あらかじめ健康推進課で「限度額適用・標準負担額減額認定証」の交付申請を行ってください。この認定証で食事代の減額も併せて受けることができます。

【問い合わせ】 健康推進課 ☎637-3115 FAX637-3151

#### ⑧ 保健事業

##### 【健康診査】

後期高齢者医療制度に加入されている方を対象に、糖尿病などの生活習慣病の早期発見や重症化の予防のため、健康診査を実施しています。

対象となる方には、「健康診査受診券」を送付します。

##### 【歯科健康診査】

後期高齢者医療制度に加入されている節目の年齢の方を対象に口腔機能の低下や誤嚥性肺炎等の疾病を予防するため、歯科健康診査を実施しています。

対象となる方には、「歯科健康診査受診券」を送付します。

##### 【問い合わせ】

徳島県後期高齢者医療広域連合事務局 ☎677-3666



# 介護保険

## ①介護保険の資格取得の時期

藍住町に住所のある40歳以上の方が、介護保険に加入します。

### ●第1号被保険者

藍住町に住所のある65歳以上の方全員が被保険者となります。届出の必要はありません。

身体上又は精神上の障がいによって日常生活を営むのに支障が生じた場合に、申請によりサービスを受けることができます。

### ●第2号被保険者

藍住町に住所のある40歳以上65歳未満の方で医療保険に加入している方が被保険者となります。届出の必要はありません。

初老期における認知症や脳血管障がいなどの加齢に伴う病気(特定疾病)が原因で介護が必要と認められた場合に、申請によりサービスを受けることができます。

### 【届出が必要な場合】

- 1 町外から転入したとき
- 2 町外へ転出するとき
- 3 町内で住所が変更したとき
- 4 世帯や氏名などが変わったとき
- 5 死亡したとき

以上のようなときは、本人又は世帯主が被保険者証を添付の上、届出を行ってください。

### 【問い合わせ】

健康推進課 介護保険室 ☎637-3311 FAX637-3312

## ②介護保険のサービスを利用するには

介護保険のサービスを利用するには、申請をして「要介護・要支援認定」を受けなければなりません。

### ◎介護保険のサービスを利用するまでの手順

#### 【申請】

介護が必要となったら、まず要介護・要支援認定申請が必要です。

#### 【認定調査】

調査員が家庭などを訪問し、心身の状態や「介護の手間」などについてをおたずねして調査票を作成します。

#### 【主治医意見書】

申請者の状態について、主治医が現在の状況や将来の見通しなどを医学的な観点から見て意見書を作成します。

#### 【審査・判定】

介護の必要性や必要な程度について、審査・判定します。

要介護状態区分は、国で定められた基準に基づいて、藍住町・板野町・上板町介護認定審査会(委員は、町長が委嘱する保健・医療・福祉の学識経験者で構成されます)において決定されます。

#### 【認定】

要介護・要支援認定結果などは、申請者本人に通知します。初回認定の有効期間は原則として6か月です。継続して介護保険のサービスを利用する場合には、更新の申請が必要となります。認定区分は、要支援1・2、要介護1~5の7段階に分けられ、自立と判定された方は、介護保険でのサービスは利用できません。

### 【サービス計画の作成】

利用者の状態や希望に応じたサービス計画を作成します。要支援1・2と判定された方は、藍住町地域包括支援センター(指定介護予防支援事業所)の担当者が、要介護1~5と判定された方は、指定居宅介護支援事業所等の介護支援専門員(ケアマネジャー)が作成します。なお、サービス計画は自己作成することもできます。

### 【サービスの利用】

サービス計画に基づき、介護サービスや介護予防サービスを利用します。

### 【問い合わせ】

健康推進課 介護保険室 ☎637-3311 FAX637-3312

### ◎利用者負担割合は費用額の1割、2割又は3割です。

介護サービス、介護予防サービスを利用する際の利用者負担額は、所得状況などにより、1割、2割、3割のいずれかになります。

1か月に支払った利用者負担額が高額になった場合(所得区分に応じて定められた負担限度額を超えた場合)、超過分については、申請により高額介護サービス費が支給されます。

## ③介護保険で受けられるサービス

### ◎介護サービス

要介護1~5と認定された方が受けられるサービス

#### 【家庭を訪問してのサービス】

- 1 訪問介護(ホームヘルプサービス)  
ホームヘルパーが訪問し、身体介護・生活援助などを行います。
- 2 訪問入浴介護  
看護師・介護士などが訪問し、浴槽を提供しての入浴介助を行います。
- 3 訪問リハビリテーション  
機能訓練の専門家が訪問し、リハビリを行います。
- 4 居宅療養管理指導  
医師・歯科医師・薬剤師などが訪問し、療養上の管理指導を行います。
- 5 訪問看護  
通院の困難な利用者に対し、看護師などが訪問し、主治医の指示のもとに療養上の世話や診療の補助などを行います。

#### 【施設を利用してのサービス】

- 6 通所介護(デイサービス)  
デイサービスセンターで食事・入浴などの介護サービスや生活機能向上訓練が日帰りで行われます。
- 7 通所リハビリテーション(デイケア)  
介護老人保健施設や医療機関などで日帰りのリハビリテーションなどが受けられます。
- 8 短期入所生活介護(ショートステイ)  
介護老人福祉施設などに短期間入所し、食事・入浴などの介護サービスや機能訓練が受けられます。
- 9 短期入所療養介護(医療型ショートステイ)  
介護老人保健施設などに短期間入所し、医療や介護、機能訓練が受けられます。

#### 【福祉用具や住宅改修などのサービス】

- 10 特定福祉用具購入  
特定福祉用具購入のための費用が介護給付の対象となります。
- 11 福祉用具貸与  
福祉用具を借りるための費用が介護給付の対象となります。
- 12 居宅介護住宅改修  
手すりの取付けや段差解消などの住宅改修が介護給付の対象となります(事前申請が必要です)。





【その他のサービス】

13 特定施設入居者生活介護

有料老人ホームなどで、食事・入浴などの介護サービスや機能訓練が受けられます。

○介護予防・生活支援サービス

要支援1・2と認定された方が受けられるサービス

【家庭を訪問してのサービス】

1 訪問型サービス

ホームヘルパーが訪問し、利用者が自分でできることが増えるように生活支援などを行います。

2 介護予防訪問入浴介護

看護師・介護士などが訪問し、利用者のできる範囲で入浴の支援を行います。

3 介護予防訪問リハビリテーション

機能訓練の専門家が訪問し、利用者が自分で行える体操やリハビリなどを指導します。

4 介護予防居宅療養管理指導

通院の困難な利用者に対し、医師・歯科医師・薬剤師などが訪問し、療養上の管理や指導を行います。

5 介護予防訪問看護

疾患を抱えている人に対し、看護師などが訪問し、主治医と連絡をとりながら療養上の世話や診療の補助などを行います。

【施設を利用してのサービス】

6 通所型サービス(デイサービス)

デイサービスセンターで食事・入浴などの介護サービスや生活機能向上訓練が日帰りで受けられます。

7 介護予防通所リハビリテーション(デイケア)

介護老人保健施設や医療機関などで日帰りのリハビリテーションなどが受けられます。

8 介護予防短期入所生活介護(ショートステイ)

介護老人福祉施設などに短期間入所し、生活機能の維持向上のための機能訓練が受けられます。

9 介護予防短期入所療養介護(医療型ショートステイ)

介護老人保健施設などに短期間入所し、医療や介護、生活機能の維持向上のための機能訓練が受けられます。

【福祉用具や住宅改修などのサービス】

10 特定介護予防福祉用具購入

特定福祉用具購入のための費用が介護予防給付の対象となります。

11 介護予防福祉用具貸与

福祉用具を借りるための費用が介護予防給付の対象となります。

12 介護予防居宅介護住宅改修

手すりの取付けや段差解消などの住宅改修が介護予防給付の対象となります(事前申請が必要です)。

【その他のサービス】

13 介護予防特定施設入居者生活介護

有料老人ホームなどで、食事・入浴などや生活機能の維持向上のための訓練が受けられます。

○施設サービス

【介護老人福祉施設(特別養護老人ホーム)】

常に介護が必要で、在宅での介護が困難な方が入所します。食事・入浴・排泄など日常生活全般の介護や健康管理が受けられます。

【介護老人保健施設(老人保健施設)】

状態が安定し、リハビリに重点をおいた介護を必要とする方が入所します。医学的な管理のもとで介護・看護・リハビリなどが受けられます。

【介護療養型医療施設】

状態は安定しているものの、長期間にわたり療養が必要

な方が入所できます。介護体制の整った医療施設(病院など)で医療や看護などが受けられます。

※令和6年3月末で廃止

【介護医療院】

主に長期にわたり療養が必要な方が入所します。

医療と介護(日常生活上の世話)が一体的に受けられます。  
※要支援1・2の方は利用できません。また、介護老人福祉施設等における新規入居者については、原則要介護3以上となっています。

※施設サービスの費用は、要介護度や施設の体制、部屋のタイプなどにより異なります。

また、居住費・食費は全額自己負担です。

なお、所得の低い方には負担限度額を設け、基準費用額との差額を補給付します。健康推進課介護保険室に申請して「介護保険負担限度額認定証」の交付を受けてください。

◆地域密着型サービス

高齢者が住み慣れた地域での生活を継続するために、身近な生活圏域ごとにサービスの拠点をつくり支援します。

利用は、原則として藍住町の介護保険の被保険者に限られ、事業者の指定や監督は町が行います。

【問い合わせ】

健康推進課 介護保険室 ☎637-3311 FAX637-3312

④藍住町地域包括支援センター

高齢者の方が住み慣れた地域で安心して暮らすことができるよう、介護・福祉・健康・医療・虐待防止や財産管理など、生活の様々な課題に対しての相談窓口です。

【問い合わせ】

地域包括支援センター ☎637-3175 FAX637-3312

⑤介護予防事業について

高齢者の方には、普段から健康管理・介護予防に努めていただくために、各種運動教室や認知症予防のための教室を定期的に開催しています。

また、週1回、地域の集会所などに集まり、DVDを観ながら筋力づくり運動を行う「いきいき百歳体操」の開催を支援しています。

他にも、社会福祉協議会に委託して各老人憩の家で「いきいきサロン」を開催しています。「いきいきサロン」では、フレイルサポーターによるフレイルチェックを行い、健康寿命を延ばす方法をお伝えしています。

【問い合わせ】

地域包括支援センター ☎637-3175 FAX637-3312

藍住町社会福祉協議会 ☎692-9951 FAX692-1626

⑥認知症高齢者見守り事業

【内容】

認知症等により徘徊行動のある高齢者を在宅で介護する家族等に対して、位置情報検索システム専用端末機(GPS機能のついた機器)をレンタルする初期費用の一部を助成し、また行方不明時に捜索関係機関との連携を図ることにより、早期発見及び安全確保に役立て、介護者等の身体的・精神的負担の軽減を図ることを目的とした事業です。

【対象者】

●町内に住所のあるおおむね65歳以上の認知症等により徘徊行動がある高齢者を介護している家族等

●申請日におけるこの事業の対象者(介護者等)及び世帯員で、町税及び国民健康保険税の滞納のない方

【問い合わせ】

地域包括支援センター ☎637-3175 FAX637-3312



## ⑦高齢者見守り安心シール交付事業

### 【内容】

認知症等により外出後に行方がわからなくなるおそれのある高齢者の家族等に「高齢者見守り安心シール」を支給します。シールは、高齢者本人が身に着ける衣服や持ち物に貼り付けておき、家族や介護者が登録した注意事項などの情報を、発見者が携帯電話等で二次元コードを読み取ることで、徘徊高齢者の早期発見と保護に努め介護者の精神的な負担も軽減することを目的とします。

### 【対象者】

町内に住所があるおおむね65歳以上の方、初老期における認知症と診断された方などの介護者等

### 【問い合わせ】

地域包括支援センター ☎637-3175 FAX637-3312

## ⑧保険料とその納め方

介護保険は、40歳以上の方の負担する保険料と公費(税金)で支えられています。65歳以上の方(第1号被保険者)と40歳以上65歳未満の方(第2号被保険者)では、保険料算定方法や納付方法が異なります。

### ◎(第1号被保険者)ー65歳以上の方ー

#### 【保険料額】

保険料額は、被保険者の年金や給料・事業などの収入をもとに算定され、所得額などに応じて段階に分けられます。※各段階の対象となる所得区分など詳細は、健康推進課介護保険室へお問い合わせください。

#### 【保険料の納め方】

老齢(退職)年金・障害年金・遺族年金が年額18万円以上の方は、年金から天引き(特別徴収)されます。年額18万円未満の方は、納付書や口座振替で納めます。(普通徴収)

また、普通徴収の場合、コンビニエンスストア、スマートフォン決済アプリ(PayPay、LINE Pay)で納付することもできます。

#### 【問い合わせ】

健康推進課 介護保険室 ☎637-3311 FAX637-3312

### ◎(第2号被保険者)ー40歳以上65歳未満の方ー

#### 【保険料額】

保険料額は、加入している医療保険によって計算方法や金額が異なりますので、各医療保険の保険者にお問い合わせください。なお、藍住町国民健康保険に加入している方は、税務課にお問い合わせください。

税務課 ☎637-3117 FAX637-3150

#### 【保険料の納め方】

加入している医療保険の医療分保険料と一括して納めてください。

## ⑨保険料を滞納すると

### 【1年以上滞納すると】

介護サービスを利用した時、かかった費用の全額をいったん支払っていただき、その後、申請により保険給付費分を支給します。この際、滞納分保険料と相殺することがあります。

### 【1年6か月以上滞納すると】

いったん支払った介護サービス費用額に対する保険給付費分の請求があっても支給を行わず、一時差し止めます。その後、保険料未納状況に改善がみられない場合は、一時差し止めしている保険給付費分を滞納分保険料に充てて、差引額を支給します。

### 【2年以上滞納すると】

上記に加えて滞納期間に応じて、介護サービスを利用する時の一部負担割合が3割又は4割に引き上げられたり、高額介護サービス費などの支給が受けられなくなります。

#### 【問い合わせ】

健康推進課 介護保険室 ☎637-3311 FAX637-3312

## ⑩介護保険制度に対するお問い合わせや相談

#### 【問い合わせ】

健康推進課 介護保険室 ☎637-3311 FAX637-3312





## 健康

### ①生活習慣病を防ぐ…… がん検診・健康診査

#### <がん検診>

検診の種類	対象者	検査の内容
胃がん検診	40歳以上の方	胃部エックス線検査
	50歳以上の方 (2年に1回)	胃内視鏡検査
肺がん検診	40歳以上の方	胸部エックス線検査
※喀痰検査対象者 で希望者	50歳以上で喫煙指数により 算出し対象となる方	喀痰検査
大腸がん検診	40歳以上の方	2日間の便潜血反応検査
前立腺がん検診	50歳以上の男性	血液検査
肝炎ウイルス検査	40歳以上で今までに肝炎ウイルス検査を受診したことがない方 ※今までに、B型・C型肝炎だと診断された方は、対象外となります。	血液検査(B・C型)
乳がん検診	40歳以上の女性 (2年に1回)	乳房エックス線検査(視触診併用の医療機関あり)
子宮頸がん検診	20歳以上の女性 (2年に1回)	細胞診検査
骨そしょう症検診	今年度40歳から5歳刻みで70歳までの女性	エックス線検査又は超音波検査
歯周病検診	今年度40歳・50歳・60歳・70歳の方	歯科検診

#### <健康診査>

##### ●特定健診

40歳から74歳の方にそれぞれの医療保険者(国民健康保険、協会けんぽ、共済組合など)が実施します。

##### ●後期高齢者健診

後期高齢者医療被保険者の方が対象です。

##### ●生活保護健診

40歳以上で生活保護を受けている方が対象です。

検(健)診の受診方法や自己負担額等は、個人通知や広報等でご確認ください。

**(問い合わせ)** 保健センター ☎692-8658 FAX637-3158

### ②健康相談・栄養相談

健診の結果をもとに糖尿病などの生活習慣病の予防、病気の重症化を防ぐための支援を保健師や管理栄養士が行っています。

事業名	場所/保健センター	料金/無料
健康相談	毎週月曜日 13:30~16:30	●血圧測定・検尿・健康に関する相談を行います。
栄養相談	毎週月曜日 13:30~16:30 予約制	●離乳食や食生活の改善に関する相談を行います。

**(問い合わせ)** 保健センター ☎692-8658 FAX637-3158

### ③こころの相談

保健センターでは、こころの悩みがある方や、ご家族の方の相談を受け付けています。身近な機関で、こころの相談を希望される方は、お気軽にご相談ください。秘密は堅く守られます。

事業名	場所/保健センター	料金/無料
こころの相談	毎週月曜日 9:30~11:00 予約制	●精神的に不安のある方や家族の方のこころの相談を行います。

**(問い合わせ)** 保健センター ☎692-8658 FAX637-3158

### ④徳島県東部保健福祉局(徳島保健所)で実施している無料相談

(要電話予約)

事業名	相談内容	備考
女性の健康相談室	専門医による月経、妊娠、避妊、不妊、婦人科疾患、性感感染症及び更年期障害などの女性の健康に関する相談を行います。	予約制 奇数月第3金曜日 詳細については、お問い合わせください。 ☎602-8904
こころの健康相談	専門医による心の悩みや不安からくる様々な症状、精神疾患の治療、社会復帰等について、本人や家族との相談を行います。	予約制 第1木曜日、第1・4金曜日 詳細については、お問い合わせください。 ☎602-8905

**(問い合わせ)**

徳島県東部保健福祉局(徳島保健所)健康増進担当  
☎602-8904,602-8905





# 予防接種

## 感染症にかからないように.....定期予防接種

藍住町では、次の種類の予防接種が、定期予防接種の年齢(月齢)範囲内の接種に該当する場合、公費負担で接種できます。(小児の予防接種は発送時期になると個人通知をお送りしています)

### 定期予防接種(子ども)

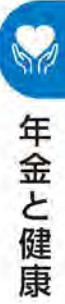
予防接種の種類		接種回数	対象年齢	個人通知発送時期	注意事項
ロタウイルス感染症	ロタリックス	2回	生後6週0日～生後24週0日	2か月を迎える月	※ロタウイルス感染症は令和2年10月1日から定期予防接種になりました。
	ロタテック	3回	生後6週0日～生後32週0日		
B型肝炎		3回	生後12か月に至るまでの間	2か月を迎える月	
BCG(結核)		1回	生後12か月に至るまでの間	2か月を迎える月	
四種混合(ジフテリア、百日せき、破傷風、ポリオ)		4回	生後2か月～生後90か月(7歳半)に至るまでの間	2か月を迎える月	※四種混合を接種した方は、不活化ポリオと三種混合の接種は必要ありません。
Hib感染症	生後2～生後6か月に接種開始した場合	4回	生後2か月～生後60か月(5歳)に至るまでの間	2か月を迎える月	※Hib感染症は平成25年4月1日から定期予防接種になりました。
	生後7～生後11か月に接種開始した場合	3回			
	1～4歳に接種開始した場合	1回			
小児の肺炎球菌感染症	生後2～生後6か月に接種開始した場合	4回	生後2か月～生後60か月(5歳)に至るまでの間	2か月を迎える月	※小児の肺炎球菌感染症は平成25年4月1日から定期予防接種になりました。
	生後7～生後11か月に接種開始した場合	3回			
	1歳に接種開始した場合	2回			
	2～4歳に接種開始した場合	1回			
水痘		2回	生後12か月～生後36か月に至るまで	1歳を迎える月	※水痘は平成26年10月1日から定期接種になりました。
麻疹(はしか)・風しん1期		1回	生後12か月～生後24か月(2歳)に至るまで	1歳を迎える月	
麻疹(はしか)・風しん2期		1回	5歳以上7歳未満で、小学校就学前の1年間	6歳を迎える年度の4月	
二種混合(ジフテリア・破傷風)		1回	11歳以上13歳未満	11歳を迎える月	
日本脳炎(1期)		3回	生後6か月～生後90か月(7歳半)に至るまで	3歳を迎える月	※1期3回接種がお済みでない場合は、特例として「～H19.4.1生の方は20歳まで」「H19.4.2～H21.10.1生の方は2期対象年齢の期間」残りの回数を接種できます。
日本脳炎(2期)		1回	9歳以上13歳未満	9歳を迎える翌月	※H19.4.1生までの方で、日本脳炎2期接種がお済みでない場合は、特例として20歳までは接種することができます。
ヒトパピローマウイルス感染症(子宮頸がん予防ワクチン)	2・4価	3回	12歳となる日の属する年度の初日から16歳となる日の属する年度の末日までにある女子	12歳を迎える年度の4月	※令和4年度から積極的勧奨が再開されました。
	9価	2回又は3回			

※転入された方や予診票を紛失等された方は、必ず母子健康手帳をもって保健センター窓口へお越しください。  
 ※里帰り等で、やむを得ず委託医療機関以外で予防接種をする場合は、「予防接種実施依頼書」が必要になります。「予防接種実施依頼書発行申請書」で申請してください。「予防接種実施依頼書」を発行した予防接種は、払戻しができます(上限あり)。詳細は、保健センターへお問い合わせください。

### 定期予防接種(大人)

予防接種の種類	接種回数	対象年齢	個人通知発送時期	注意事項
高齢者のインフルエンザ	1回	<ul style="list-style-type: none"> <li>●65歳以上の方</li> <li>●60～64歳で心臓・腎臓・呼吸器・免疫の機能に障害を有する方</li> </ul>	接種時期の決定に応じて	※年度によって接種時期が決まっています。接種時期は、広報やホームページなどでもお知らせします。
高齢者の肺炎球菌ワクチン	1回	<ul style="list-style-type: none"> <li>●年度内に65歳になる方(令和元～5年度は、70歳 75歳 80歳 85歳 90歳 95歳 100歳になる方も)</li> <li>●60～64歳で、心臓・腎臓・呼吸器・免疫の機能に障害を有する方</li> </ul>	5月	※高齢者の肺炎球菌ワクチンは、平成26年10月1日から定期予防接種になりました。 ※23価ワクチンを過去に一度でも接種したことがある方は対象外です。

※施設への入所等で、やむを得ず委託医療機関以外で予防接種する場合は、「予防接種実施依頼書」が必要になります。「予防接種実施依頼書発行申請書」で申請してください。「予防接種実施依頼書」を発行した予防接種は、払戻しができます(上限あり)。詳細は、保健センターへお問い合わせください。



年金と健康





# 子ども

赤ちゃん 各種健診 保育

## 赤ちゃん

妊娠・出産・育児という大切な時期に当たって、お母さんの健康を守り、お子さんが健やかに育つよう母子保健法などの法律に基づいて、様々な母子保健事業を行っています。

### ①妊娠がわかったら 母子健康手帳

妊娠したときは「妊娠届出書」を保健センターへ提出し「母子健康手帳」の交付を受けてください。この手帳は妊娠、出産、育児、予防接種などの一貫した健康記録ができる大切なものです。母子健康手帳副読本もお渡ししています。お母さんとお子さんの情報がたくさん載っていますので育児の参考にしてください。同時に、妊婦一般健康診査受診票・新生児聴覚検査受診票・産婦健康診査受診票・乳児一般健康診査受診票をお渡します。

【問い合わせ】

子育て世代包括支援センター「りぼん」 ☎692-0805  
保健センター ☎692-8658 FAX637-3158

### ②出産・子育て応援給付金

安心して出産・子育てができるよう、妊娠期から子育て期までの切れ目のない相談支援と給付金の支給を行います。

【問い合わせ】

保健センター ☎692-8658 FAX637-3158  
子育て世代包括支援センター「りぼん」 ☎692-0805

### ③赤ちゃんが生まれたら

赤ちゃんが生まれましたら、14日以内に「出生届」を住民課へ提出してください。※母子健康手帳をご持参ください。

【問い合わせ】 住民課 ☎637-3112 FAX637-3151

### ④低出生体重児(2500g未満)が生まれたら

低出生体重児が生まれましたら「出生届」を住民課に提出後、保健センターに届け出てください。家庭訪問をします。

【問い合わせ】 保健センター ☎692-8658 FAX637-3158

### ⑤こんにちは赤ちゃん訪問事業

赤ちゃんのいる家庭へ保健師又は助産師が訪問し、子育てに関する相談などを行っています。

【問い合わせ】

子育て世代包括支援センター「りぼん」 ☎692-0805  
保健センター ☎692-8658 FAX637-3158

### ⑥子どもはぐくみ医療費助成事業

0歳から18歳までのお子さんについて、医療費の一部(保険診療分の自己負担額)を助成しています。

中学3年生修了で、一旦資格が喪失します。高校へ進学等する際は、もう一度手続きが必要です。

【申請に必要なもの】

健康保険証(お子さんの名前の入った保険証)、印鑑、本人確認書類、学生証(高校生の方)

※転入された方は、生計中心者又は扶養義務者の申請に必要な年度分の所得課税証明書

【利用のしかた】

	持参するもの	場所
医療機関で受診するとき	●健康保険証 ●子どもはぐくみ医療費受給者証	医療機関

【次の場合は早急に届けてください】

	持参するもの	場所
住所・氏名に変更があった場合	●子どもはぐくみ医療費受給者証 ●印鑑	福祉課
保険者名・保険者証の記号・番号に変更があった場合	●健康保険証 ●子どもはぐくみ医療費受給者証 ●印鑑	

【問い合わせ】 福祉課 ☎637-3114 FAX637-3150

### ⑦ブックスタート事業

赤ちゃんと保護者に対し、親子で一緒に絵本を楽しむことの大切さを伝えながら、絵本を贈っています。

【問い合わせ】 図書館 ☎692-0070 FAX692-0170

### ⑧藍染のスタイをプレゼント

生まれた赤ちゃんの健やかな成長を願って、藍住町地域おこし協力隊が抗菌・消臭作用があるといわれている藍で染めた藍染のスタイを贈ります。

【問い合わせ】

建設産業課 産業支援室 ☎637-3120 FAX637-3152





## 各種健診

赤ちゃんが元気に成長・発達するため、次のような相談や健診を行っています。

妊婦一般健康診査※	妊娠中の健康の保持・増進や異常の早期発見・治療を図ることを目的に、公費負担で14回までの妊婦健診が受けられます。
産婦健康診査※	産後の健診が公費負担で2回受けられます。産後8週間までが対象。
新生児聴覚検査※	新生児期に早期に行う検査となります。初回検査を公費負担で1回受けられます。
乳児一般健康診査	県内の指定医療機関で受ける健診が、公費負担で2回受けられます。1歳の誕生日の前日までが対象。
股関節脱臼検査	先天性股関節脱臼の早期発見のための検診です。
9・10か月児健診	乳児期は、発育・発達の最もめざましい時期です。※県内の指定医療機関にて、公費負担で受けられます。
1歳6か月児健診	一人歩きやことばを話し始める大事な時期の健診です。
3歳児健診	生活習慣の確立、成長発達面で大事な時期の健診です。
電話相談・訪問指導	ご家族の健康に関するご相談があればお知らせください。

※里帰り等で県外医療機関を利用した場合は、申請により、費用の一部の払戻しを受けることもできます。

【問い合わせ】 保健センター ☎692-8658 FAX637-3158

## 保育

### ①保育所を利用したいとき 保育所

町内には公立1か所、私立9か所の保育所と1か所の事業内保育施設があり、0歳児から3歳児又は5歳児までの乳幼児の保育をしています。

※4歳児、5歳児は幼稚園もあります。

#### ●保育所へ入所できる基準

原則、藍住町に住民登録し、現に藍住町に居住している家庭の児童で、保護者のいずれもが、次に掲げる保育を必要とする事由に該当することが必要です。

①就労(フルタイムのほか、パートタイム、居宅内労働など基本的に全ての就労を含む)

※1月に64時間以上の就労

- ②妊娠・出産
- ③保護者の疾病・障がい
- ④同居又は長期入院等をしている親族の介護・看護
- ⑤災害復旧
- ⑥求職活動(起業準備を含む)
- ⑦就学(職業訓練校等における職業訓練を含む)
- ⑧虐待やDVのおそれがあること
- ⑨その他、上記に類する状態として町長が認める場合

#### 【入所の受付】

- ①4月からの入所申込みは、前年12月ごろに受付します。
- ②年度途中からの入所申込みは、入所希望月の2か月前から受付します。

名称	年齢	住所	電話番号
藍住町立中央保育所	0~3歳	藍住町奥野字矢上前41-3	088-692-3105
藍住ひまわり保育園	0~3歳	藍住町勝瑞字西勝地285-1	088-641-3045
あいずみ保育園	0~3歳	藍住町東中富字龍池傍字44-1	088-692-0234
藍住あおば保育園	0~5歳	藍住町東中富字長江傍字55	088-692-7218
ニチキッズあいずみ北保育園	0~3歳	藍住町住吉字神蔵171-13	088-637-3087
藍住ゆめあい保育園	0~3歳	藍住町徳命字元村東121-3	088-692-2358
社会医療法人凌雲会ちびっこ園	0~2歳	藍住町笠木字西野6-3	080-4061-7125
藍住南ひまわり保育園	0~5歳	藍住町奥野字乾104	088-676-2210
認可保育園おひさま	0~5歳	藍住町住吉字江端8-1	088-693-3317
ニチキッズあいずみさかふじ保育園	0~5歳	藍住町住吉字逆藤7-4	088-692-7281
あいあい保育園	0~5歳	藍住町富吉字穂実71-1	088-693-3886

#### 【申込みに必要なもの】

- ①利用申込書と調査表(申込書は福祉課又は各保育所に備えています)
- ②入所申込書に添付する書類  
「保育実施が必要」との認定書類(就労証明書など)
- ③個人番号(マイナンバー)の記載に係る保護者(申請者)の本人確認書類

【問い合わせ】 福祉課 ☎637-3114 FAX637-3150

広告

**企業主導型保育園**

Sole

ソーレ

**インターナショナル保育園**

- 藍住園 / 藍住町奥野字猪熊67-2
- 北島園 / 北島町鯛浜字西中野84-1

●保育理念など詳細は  
右のコードよりホーム  
ページをご覧ください。

☎0800-500-0555



## ② 休日保育事業

保護者の就労状況により、休日に保育を必要とする児童をお預かりします。

利用できるのは、町内認可保育所等(広域利用含む)に在籍する児童です。

### 〔実施保育園〕

あいずみ保育園 ☎692-0234

### 〔利用日〕

日曜日、国民の祝日に関する法律に規定する休日、年末年始(12月29日～翌年1月3日)は除く。

利用時間、利用料等詳しくは直接保育所へお問い合わせください。

## ③ 一時預かり・特定保育事業

### 〔一時預かり保育事業〕

保護者の傷病・入院、災害・事故、育児等に伴う心理的・肉体的負担の解消等により一時的に保育が必要となるときに週2日まで利用できます。

### 〔特定保育事業〕

児童の保護者のいずれもが、一定程度の日時について児童を保育することができず、かつ、同居の親族等も保育ができないときに週3日まで利用できます。

## ④ 病児保育事業

お子さんが病氣中や病氣の回復期にあつて、かつ保護者が就労しているなどの理由で家庭で保育できないときに、お子さんを一時的に預かる事業です。

### ● 利用対象者

藍住町、徳島市、小松島市、勝浦町、佐那河内村、石井町、神山町、松茂町、北島町、板野町、上板町、上勝町にお住まいの乳児・幼児又は小学校に就学している児童。

お住まいの市町村に関係なく、次のどの実施施設でも利用することができます。

施設名	所在地・電話番号	受入定員	利用できる日時
徳島市	ふじおか小児クリニック ☎088-622-0012	それぞれ 6人	月曜日～金曜日 8:30～18:00 土曜日 8:30～17:00 ※日曜日、祝日及び8月12日から8月15日、12月29日から翌年1月3日は除きます。
	田山チャイルドクリニック ☎088-633-2055		
	愛育小児科 ☎088-635-2299		
	えもとこどもクリニック ☎088-664-8580		
	ひなたクリニック ☎088-678-5461		
	末広ひなたクリニック ☎088-624-8660		
小松島市 徳島赤十字ひのみね医療療育センター 附属乳児院	小松島市中田町字新開2-2 ☎0885-32-0555	3人	月曜日～金曜日 7:30～18:30 土曜日 8:30～16:30 ※日曜日、祝日及び12月29日から翌年1月3日は除きます。
石井町 伊勢内科小児科	名西郡石井町石井字石井726-7 ☎080-6391-9523	6人	月曜日～土曜日 8:30～18:00 ※日曜日、祝日及び年末年始は除きます。
藍住町 富本小児科内科	藍住町東中富字東傍示11-4 ☎088-678-2111	6人	月曜日～金曜日 8:30～18:00 土曜日 8:30～17:00(予約のみ) ※日曜日、祝日及び休診日は除きます。
北島町 北島こどもクリニック	北島町中村字東堤ノ内19-1 ☎088-697-2281(8:00～9:00) ☎088-697-2221(9:00～)	6人	月曜日～金曜日 8:30～18:00 土曜日 8:30～17:00 ※日曜日、祝日、休診日及び12月29日から翌年1月3日は除きます。

### ● 実施保育所

中央保育所 ☎692-3105

●対象児童 町内在住の満1歳6か月(利用日現在)～3歳

●保育時間 月曜日～金曜日 7:30～18:00

●利用料 1日 2,000円

藍住南ひまわり保育園 ☎676-2210

(一時預かり保育のみ)

●対象児童 町内在住の満1歳6か月(利用日現在)～3歳

●保育時間 月曜日～金曜日 8:30～18:30

●利用料 1日 2,000円

認可保育園おひさま ☎693-3317

(一時預かり保育のみ)

●対象児童 町内在住の満1歳6か月(利用日現在)～3歳

●保育時間 月曜日～金曜日 8:30～18:30

●利用料 1日 2,000円

あいあい保育園 ☎693-3886

(一時預かり保育のみ)

●対象児童 町内在住の1歳児(4月1日時点)～5歳児

●保育時間 月曜日～金曜日 9:00～16:30

●利用料 1日 2,000円

詳しくは各保育所にお問い合わせください。



## 🍌 うさちゃん病児保育室(富本小児科内科)

**【利用対象者】** 生後6か月～小学校6年生までの子ども

**【定員】** 6名

### 【保育時間】

月曜日～金曜日 8:30～18:00

土曜日 8:30～17:00 ※前日予約のみ

早朝保育 8:00～8:15

### 【利用料金】

1人当たり日額1,800円

(居住する市町村における生活保護世帯・市町村民税非課税世帯は無料、市町村民税が均等割のみ課税の世帯は日額900円)

早朝料金300円

### 【申込方法】

前日又は当日に電話などで空き状況の確認、予約の上、施設へ直接申し込みください。

### 【提出書類】

申請には、利用申請書・病状連絡票・登録票(初回のみ)の提出が必要です。

書類様式は富本小児科内科(うさちゃん病児保育室)又は福祉課にあります。

### 【問い合わせ】

富本小児科内科 ☎692-7228

うさちゃん病児保育室 ☎678-2111

## ⑤ 藍住町地域子育て支援拠点事業

保育所を地域に根ざした子育て支援の拠点と位置づけ、様々な子育て支援事業を行うことにより、おうちで子育てをしている家庭を支援し、親子・子ども同士・親同士の交流の場を提供します。

- 育児不安など子育てに関する相談
- 保育所施設の開放及び行事への招待
- 子育てに関する講演等の開催など

### 🍌 あいずみ保育園

#### 地域子育て支援センター「こあら組」

藍住町東中富字龍池傍示44-1 ☎692-0239

#### ● 子育てサロン「こあら組」

利用日 月曜日～金曜日

利用時間 9:00～11:30 13:30～16:00

火曜日・木曜日の10時～11時はプログラムを組んでいます。

### 🍌 藍住ひまわり保育園

#### 地域子育て支援センター「にこにこぐみ」

藍住町勝瑞字西勝地285-1 ☎641-3045

#### ● 親子ひろば

毎週火曜日・金曜日 10:00～11:00

※時間の変更、自由あそびの場合があります。

#### ● 自由遊び・子育て相談

月曜日～金曜日

9:30～11:30又は13:00～16:00

### 🍌 藍住南ひまわり保育園

#### 地域子育て支援センター「オリーブひろば」

藍住町奥野字乾104 ☎676-2210

#### ● 親子ひろば

毎週月曜日・木曜日 10:00～11:00

#### ● 自由遊び・子育て相談

月曜日～金曜日

9:30～11:30又は13:00～16:00

### 🍌 認可保育園おひさま

#### 地域子育てセンター「おひさまさんさん広場」

藍住町住吉字江端8-1 ☎693-3317

#### ● 親子ひろば

毎週 月曜日・水曜日 10:30～11:30

#### ● 自由遊び・子育て相談

月曜日～金曜日 9:00～11:30又は13:30～16:00

## ⑥ 子育て応援団 板野東部ファミリー・サポート・センター会員募集

「育児の応援を依頼したい」「少し育児の応援ができる」という方が会員登録し、育児の相互援助を有料で行うものです。

### 🍌 育児の応援を依頼したい方

#### 【依頼会員】

● 藍住町、北島町、松茂町、板野町、上板町に住んでいるか、5町の事業所に勤務している方

● 0歳児から小学校6年生までの子どもの子育ての応援を受けたい方

#### 【報酬(利用料金)】

援助を受けた依頼会員が提供会員に直接支払います。

月曜日～金曜日 7:00～21:00 1時間700円

上記以外は 1時間800円

### 🍌 育児を応援できる方

#### 【提供会員は】

藍住町、北島町、松茂町、板野町、上板町に住んでいる方に限られます。

少しでも子育ての応援をしたい方(資格・経験・性別は問いません。)

応援活動については、ファミリー・サポート・センターが保険に加入しています(会員無料)。

#### 【講習会】

提供会員は、講習を受けていただきます。

### 🍌 こんなことができます

● 保育所・幼稚園への送迎(産後・産前などの定期的応援も可能)

● 急用などが発生した場合の預かり(参観日、病院、その他)

● 学童の放課後や学校、保育所・幼稚園が休みのときの預かり(土曜、日曜も可)

● リフレッシュしたいとき

● 保育施設の保育開始時間までの預かり

● 病児・病後児施設への送迎

● 病気の回復期で保育園等での集団保育が困難な時の預り

※事前の登録が必要です。

※預かりの条件や規約はお問い合わせください。

※このほかにも様々な応援が可能です。詳しくは問い合わせ先に相談してください。

#### 【詳しいお問い合わせ先】

ファミリー・サポート・センター事務局

☎693-3033 FAX693-3034

〒771-1203 板野郡藍住町奥野字矢上前32-1

(藍住町勤労女性センター内)



子ども



## ⑦子育て短期支援事業

保護者の疾病、仕事等の理由により、お子さんを家庭において養育することが一時的に困難な場合に、児童福祉施設等において一定期間、養育・保護する事業です。

なお、利用料金については、所得に応じて異なります。

### 【実施場所】

徳島赤十字ひのみね医療療育センター附属乳児院	小松島市中田町字新開2番地2 ☎0885-32-0555
徳島児童ホーム	徳島市川内町大松837-1 ☎088-666-2211
鳴門こども学園	鳴門市里浦町里浦字坂田415-3 ☎088-683-1201
常楽園	徳島市国府町西矢野780 ☎088-642-0157

※施設により利用できる事業の種類やお預かりできるお子さんの対象年齢が異なります。

### 【ショートステイ】

実施内容：保護者の疾病・事故・入院・養育疲れ・冠婚葬祭等の理由で、養育が困難となった場合、一時的にお子さんをお預かりします。

期間：原則として7日以内

### 【トワイライト【夜間・休日預かり】】

実施内容：保護者が仕事等の理由により帰宅が夜間になる場合や、休日に養育が困難な場合お子さんをお預かりします。

期間：2日程度

【問い合わせ】 福祉課 ☎637-3114 FAX637-3150

## ⑧児童館

児童に健全な遊びの場を提供し、幼児や児童の心身の健全な育成を図るため、遊びの指導・健康の増進など豊かな情操を養うための施設です。

各児童館には活動や行事を支える保護者会組織があります。

名称	所在地	電話番号	学童保育の有無
勝瑞児童館	藍住町勝瑞字成長70-5	641-4040	あり
江ノ口児童館	藍住町矢上字江ノ口80-1	692-4827	なし
住吉児童館	藍住町住吉字神蔵78	692-0221	あり
西部児童館	藍住町矢上字北分17-1	692-7773	あり
富吉児童館	藍住町富吉字大向5-1	692-7045	あり
奥野児童館	藍住町奥野字原27-1	692-8858	あり
東中富児童館	藍住町東中富字西佛示33-2	692-8810	なし
徳命児童館	藍住町徳命字名田152-2	692-4801	なし

### 自由来館での利用

- 利用方法  
自由来館  
(利用カードで登録)  
利用は無料
- 利用時間  
8:30~17:00
- 休館日  
日曜日・祝日  
年末年始(12月29日~翌年1月3日)
- 利用者  
藍住町に住んでいる方  
(幼稚園未満は保護者と同伴)

### 放課後児童クラブの利用

- 利用方法  
申請書で登録
- 利用料 月額5,000円
- 利用時間  
学校終了後~19:00  
長期休業中(7:30~19:00)
- 休館日  
日曜日・祝日  
年末年始(12月29日~翌年1月3日)
- 利用者  
保護者が就労等により昼間家庭にいない町内の小学校に就学している1~6年生までの児童

【問い合わせ】 福祉課 ☎637-3114 FAX637-3150

## ⑨児童手当

中学校修了までの児童を養育し、国内に居住する生計の中心となる保護者が受給することができます。また、出生・転入などの際に、事由の発生した日の翌日から15日以内に手続にお越しく下さい。15日以内に手続をしなかった場合、受給できない月が発生することがありますので、お早めに手続ください。

1人当たりの月額は、3歳未満は一律15,000円、3歳から小学校修了前の第1子・第2子は10,000円、第3子以降が15,000円、中学生は一律10,000円となっています。所得制限世帯については一律5,000円の支給となります。

なお、公務員の方については各所属庁で手続をしてください。

### 【支給に関する要件】

- 児童の住所が国内にあること(留学中の場合を除く)。
- 児童養護施設等に入所している児童については、施設の設置者等に支給します。
- 未成年後見人や父母の指定する方へ、父母と同様の要件で手当を支給します。

### ●児童手当からの学校給食費等の徴収

給食費や保育料等を児童手当から徴収することを申し出ることができます。

【問い合わせ】 福祉課 ☎637-3114 FAX637-3150

## ⑩認可外保育所入所の第3子以降に対する助成

藍住町では、認可外保育所へお子さんを預けられている保護者に対し少子化対策の一環として保育料の助成をしています。

対象となるのは、藍住町に住民登録をし、居住しており、当該年度4月1日時点で満4歳未満の児童で、現に扶養している児童が3人以上いる世帯の第3子以降の児童が認可外保育所に入所している場合です。

対象となる認可外保育所、保育料や利用形態に制限がありますのでご注意ください。

### 【対象保育所】

徳島県への設置届を義務づけられた施設であり、認可外保育施設指導監督基準を満たす旨の証明書の交付を受けた施設

### 【保育料】

藍住町の認可保育所における保育に準ずる基本的な保育サービスに要する費用

※給食費(食材料費・おやつ代など)は対象外

### 【利用形態】

対象認可外保育施設と保育について月単位で利用契約をしていること

### 【助成の対象となる額】

保育料の内、幼児教育・保育無償化により施設等利用給付費の対象となる場合は、それを除いた額を基に計算します。

### 【申請期間】

利用月(助成対象月)	申請期間
4月~6月分	7月1日~31日
7月~9月分	10月1日~31日
10月~12月分	1月4日~31日
1月~3月分	4月1日~30日

※月末が閉庁日の場合は、翌開庁日が受付期限となります。

【問い合わせ】 福祉課 ☎637-3114 FAX637-3150



## ⑪子育てのための施設等利用給付

認可外保育施設等(届出済認可外保育施設、一時預かり事業、病児保育事業、ファミリー・サポート・センター事業(送迎のみを除く)等)を利用される方が無償化の給付を受けるためには、保育の必要性の認定を受ける必要があります。

### 【対象】

- 3歳児クラスから5歳児クラスまでの子ども
- 0歳児クラスから2歳児クラスの市町村民税非課税世帯の子ども

### 【認定基準】

p51の「保育所へ入所できる基準」と同じ

### 【受付期間】

認定開始希望月の前月20日まで(閉庁日の場合は、直前の開庁日)

※上記の期間を過ぎても申込みはできますが、受付月の翌月認定とならない場合がありますので、ご注意ください。

### 【申込みに必要なもの】

- ①子育てのための施設等利用給付認定・変更申請書(福祉課に備えています)
- ②保育を必要とする事由を証明する書類(就労証明書など)
- ③個人番号(マイナンバー)の記載に係る保護者(申請者)の本人確認書類

【問い合わせ】 福祉課 ☎637-3114 FAX637-3150

## ⑫とくしま在宅育児応援クーポン事業

0歳から2歳児の在宅育児を応援するため、1人につき15,000円分のクーポン券をお渡しするもので、子育て支援サービス利用時に使用できます。

1 交付対象者(権利発生日に、次の要件を全て満たしている令和5年3月31日までに生まれたお子さんが対象)

- ①藍住町に住民登録があり、クーポン交付対象のお子さん(申請年度に0歳、1歳、2歳の誕生日を迎える児童)と同居し、養育している保護者(父母又は養父母)
- ②クーポン交付対象のお子さんが保育施設等(認可外保育所を含む)を利用していないこと
- ③保護者の市町村民税所得割合算額が16万9千円未満であること
- ④「幼児教育・保育の無償化」制度の認定を受けていないこと

2 権利発生日(クーポンの交付を受ける権利が発生した日)

- 対象児童の誕生日(0歳、1歳、2歳)
- 転入の場合は、対象児童と養育している保護者が藍住町の住民基本台帳上で同一世帯となった日

3 交付額

対象児童1人につき15,000円(500円券30枚綴り)

4 有効期限

誕生日から次の誕生日の前日までの1年間

※転入の場合は、権利発生日から次の誕生日の前日まで

5 申請に必要な書類

- ①とくしま在宅育児応援クーポン交付申請書(対象児童1人につき1枚)
- ②所得課税証明書(※交付要件の一つである市町村民税所得割合算額が藍住町でわからない場合のみ必要)

【問い合わせ】 福祉課 ☎637-3114 FAX637-3150



子ども







# 教育・文化・スポーツ

- ◆学校教育 ◆藍住町青少年相談室 ◆人権講座
- ◆文化財 ◆生涯学習 ◆文化 ◆スポーツ

## 学校教育

### ①町立幼稚園の入園

4歳児を対象に毎年12月初旬に入園願書受付を行います(5歳児は転入園になります)。

詳しいことは、広報あいずみでお知らせします。

**【問い合わせ】** 教育委員会 ☎637-3128 FAX637-3153

幼稚園名	所在地	電話番号	FAX
藍住北幼稚園	藍住町住吉字乾1	692-3841	692-3841
藍住南幼稚園	藍住町奥野字猪熊89-1	692-3843	692-3843
藍住西幼稚園	藍住町富吉字地神79	692-7855	692-7855
藍住東幼稚園	藍住町勝瑞字成長65	641-2210	641-2210

### ②幼稚園の転・編入園

特別の事情がある場合は、学年の途中で転・編入園することができます。

**【問い合わせ】** 各幼稚園

### ③幼稚園授業料等について

幼児教育・保育の無償化に伴い、幼稚園の利用者負担額(午前の授業料)は無償となります。また預かり保育(午後保育)についても月額11,300円(月の利用日数25日まで)の範囲で無償となります。

**【問い合わせ】** 教育委員会 ☎637-3128 FAX637-3153

### ④小学校の入学

住民基本台帳に基づき、小学校入学予定者(入学年の4月1日現在で満6歳になる児童)のいるご家庭に1月に入学する小学校を指定した「入学通知書」をお届けします。

住所を変更をされる方、藍住町外の小学校に入学される方はご連絡ください。

小学校名	所在地	電話番号	FAX
藍住北小学校	藍住町住吉字乾1	692-2315	692-9107

広告

四国でも超難関の公立中高一貫校

城ノ内中等教育学校受検

抜群の合格実績と  
培ってきたノウハウで  
合格へ導きます!!

●藍住校/奥野字猪熊118-1

小・中・高 一貫指導で地域とともに歩む

SSG 四国進学会G

●コールセンター(受付時間/正午~午後8時)

☎0800-500-0005

小学校名	所在地	電話番号	FAX
藍住南小学校	藍住町奥野字和田95	692-2238	692-9102
藍住西小学校	藍住町富吉字豊吉55-1	692-2436	692-9101
藍住東小学校	藍住町勝瑞字成長155-1	641-2222	641-2057

### ⑤中学校の入学

住民基本台帳に基づき、中学校入学予定者(入学年の4月1日現在で満12歳になる児童)のいるご家庭に1月に入学する中学校を指定した「入学通知書」をお届けします。

住所を変更をされる方、藍住町外の中学校に入学される方はご連絡ください。

中学校名	所在地	電話番号	FAX
藍住中学校	藍住町奥野字矢上前18-1	692-2505	692-2709
藍住東中学校	藍住町住吉字若宮49-1	692-6520	692-6570

### ⑥小・中学校の転校・転入

#### 【町内での転居】

住民課で転居届を提出後、教育委員会へ申し出てください。

#### 【町外へ転出】

転出前の学校で「在学証明書」と「教科書給与証明書」を発行してもらい、転校先の学校に提出してください。藍住町教育委員会での手続は必要ありません。

※市町村によって手続が異なります。詳しくは転校先の教育委員会にご確認ください。

#### 【町外からの転入】

住民課で転入届を提出後、教育委員会へ申し出てください。「転入学届」を作成します。

「転入学届」に転校前の学校で交付された「在学証明書」と「教科書給与証明書」を添えて指定された学校へ提出してください。

### ⑦就学援助費

義務教育期間中(小・中学校)に経済的な理由によって就学が困難な児童・生徒に対し、申請により学用品費・修学旅行費・学校給食費などを援助する制度があります。

**【問い合わせ】** 教育委員会 ☎637-3128 FAX637-3153

### ⑧特別な支援を必要とするお子さんの教育

子どもたち一人一人の教育的ニーズを把握し、適切な指導及び必要な支援を行うために、特別支援学級があります。

#### 【問い合わせ】

各小・中学校 教育委員会 ☎637-3128 FAX637-3153

### ⑨特別支援教育就学奨励費

義務教育期間中(小・中学校)に経済的な理由によって就学が困難な、特別支援学級在籍の児童・生徒に対し、申請により学用品費・修学旅行費・学校給食費などを援助する制度があります。

**【問い合わせ】** 教育委員会 ☎637-3128 FAX637-3153

### ⑩不登校の子どもへの教育相談

町内には、様々な理由から学校に行きにくくなっている不登校の児童生徒が、学校に籍をおいたまま通級できる適応指導教室「キャロツ子学級」があります。

この学級では、学校と連携し、個人学習やグループ活動、体験学習を通して学校生活への復帰などを支援しています。

#### 【問い合わせ】

各小・中学校 青少年相談室 ☎637-3310 FAX637-3153



## 藍住町青少年相談室

教育委員会では、いじめや不登校、児童虐待など様々な問題に悩んだり不安を感じたりしている子どもや保護者などから相談をお受けするため、青少年相談室を設置しています。

青少年相談室では、専任の相談員が電話やメール、来庁による相談を受け付けています。ご要望によっては家庭訪問をすることも可能です。また、相談内容は秘密厳守で、匿名でもお受けしています。

相談は無料です。

**【相談先】** 青少年相談室（役場2階 教育委員会内）

**【受付時間】** 平日9:00～17:00(年末年始を除く)

**【問い合わせ】** 青少年相談室 ☎637-3310

✉soudan@aizumi.i-tokushima.jp

※メールでのご相談は返信に時間を要することがあります。

## 人権講座

### 美しく生きる～藍住町人権講座～

**【実施日】** 年間6回(うち1回は町外現地研修)

**【時間】** 19:30～21:00

**【場所】** 総合文化ホール

**【受講料】** 無料(町外現地研修の一部は実費負担)

**【対象者】** 町内在住者・町内在勤者

**【申込み】** 登録制 ※おおむね全講座を受講できる方自由参加 ※事前申込不要(現地研修は参加できません。)

**【問い合わせ】** 教育委員会 ☎637-3128 FAX637-3153

## 文化財

町内には次の文化財があります。

**【問い合わせ】** 教育委員会 ☎637-3128 FAX637-3153

### 国指定文化財

種別	名称	員数	所在地	管理者	指定年月日
重要民俗文化財	阿波藍栽培加工用具一式	93点	藍住町歴史館「藍の館」	藍住町	昭和30年4月22日
記念物・史跡	勝瑞城館跡		藍住町勝瑞字東勝地	藍住町	平成13年1月29日
重要文化財建造物	犬伏家住宅	15棟	藍住町東中富字大塚傍示2番地1	犬伏元久	令和2年12月23日

### 県指定文化財

種別	名称	員数	所在地	管理者	指定年月日
有形・絵画	絹本着色 三好長基像	1幅	藍住町勝瑞字東勝地	見性寺	昭和31年2月7日
有形・絵画	絹本着色 三好長輝像	1幅	藍住町勝瑞字東勝地	見性寺	昭和31年2月7日
天然記念物	矢上の大クス	1樹	藍住町矢上字春日	春日神社	昭和31年2月7日
有形・建造物	奥村家住宅	13棟	藍住町徳命字前須西172	藍住町教育委員会	昭和62年4月3日
有形・工芸品	刀 阿州氏吉作	1口	藍住町東中富字龍池傍示	個人	昭和28年1月13日

### 町指定文化財

種別	名称	員数	所在地	管理者	指定年月日
有形・工芸品	観音庵の星兜鉢	1頭	藍住町歴史館「藍の館」	藍住町教育委員会	昭和59年2月9日
天然記念物	千光寺臥龍梅	1件	藍住町徳命	千光寺	昭和59年2月9日
有形・彫刻	野舞台背景用欄間(透かし彫り)	1組	藍住町歴史館「藍の館」	藍住町教育委員会	昭和59年2月9日
有形・絵画	野舞台背景用襖絵一式	8組	藍住町歴史館「藍の館」	藍住町教育委員会	昭和59年2月9日
有形・建造物	正法寺本堂	1棟	藍住町矢上	正法寺	昭和59年12月1日
有形・彫刻	聖観音像	1躰	藍住町矢上	正法寺	昭和59年12月1日
有形・工芸品	経机等	3個	藍住町矢上	正法寺	昭和59年12月1日
有形・工芸品	敬台院、忠英母子併刻の雲形位牌	1基	藍住町矢上	正法寺	昭和59年12月1日
有形・絵画	敬台院肖像	1幅	藍住町矢上	正法寺	昭和59年12月1日
有形・書跡	寺院宛行状	2通	藍住町矢上	正法寺	昭和59年12月1日
記念物・史跡	住吉城跡	1基	藍住町住吉字神蔵	個人	昭和62年3月31日
有形・彫刻	福成寺石造地藏菩薩坐像	1躰	藍住町住吉	福成寺	昭和62年3月31日
有形・考古資料	勝瑞義冢碑	1基	藍住町勝瑞字東勝地	見性寺	昭和62年3月31日
有形・書跡	奥村家文書	約7万点	藍住町歴史館「藍の館」	藍住町教育委員会	昭和63年1月10日
有形・絵画	絹本着親鸞聖人一代記	4幅	藍住町東中富	光善寺	昭和63年1月10日
有形・書跡	見性寺文書	116点	藍住町歴史館「藍の館」	藍住町教育委員会	昭和63年1月10日
有形・建造物	住吉神社本殿	4棟	藍住町住吉	住吉神社	昭和63年1月10日
有形・書跡	住吉神社文書	2冊	藍住町住吉	住吉神社	昭和63年1月10日
有形・考古資料	住吉神社境内出土古瓦		藍住町住吉	住吉神社	昭和63年1月10日
有形・考古資料	住吉神社の力石	1点	藍住町住吉	住吉神社	昭和63年1月10日
有形・建造物	伊比良咩神社社殿	1棟	藍住町東中富	伊比良咩神社	昭和63年1月10日
有形・彫刻	伊比良咩神社の古面	3点	藍住町東中富	伊比良咩神社	昭和63年1月10日
有形・建造物	伊比良咩神社御旅所緑泥片岩鳥居	1基	藍住町東中富	伊比良咩神社	昭和63年1月10日
有形・建造物	諏訪神社本殿	1棟	藍住町奥野	諏訪神社	昭和63年1月10日





種別	名称	員数	所在地	管理者	指定年月日
有形・建造物	北野神社摂社弁天社太鼓橋	1基	藍住町東中富	北野神社	昭和63年1月10日
天然記念物	福成寺境内ラカンマキ	1樹	藍住町住吉	福成寺	昭和63年1月10日
天然記念物	東光寺境内イチョウ	1樹	藍住町東中富	東光寺	昭和63年1月10日
天然記念物	東光寺境内まき	1樹	藍住町東中富	東光寺	昭和63年1月10日
天然記念物	諏訪神社境内大いちょう	1樹	藍住町奥野	諏訪神社	昭和63年1月10日
天然記念物	千光寺境内なぎ	1樹	藍住町徳命	千光寺	平成2年7月11日
天然記念物	千光寺境内まき	1樹	藍住町徳命	千光寺	平成2年7月11日
天然記念物	小塚八幡神社境内いちょう	1樹	藍住町徳命字小塚	八幡神社	平成2年7月11日
天然記念物	敷地八坂神社境内大クス	1樹	藍住町東中富	八坂神社	平成2年7月11日
有形・彫刻	龍池の高地蔵	1基	藍住町東中富字龍池傍示	藍住町教育委員会	平成4年12月14日
無形民俗文化財	南陽神社の獅子舞		藍住町勝瑞	保存会	平成5年3月16日
無形民俗文化財	乙瀬八幡神社の獅子舞		藍住町乙瀬	保存会	平成5年3月16日
無形民俗文化財	諏訪神社の獅子舞		藍住町奥野	保存会	平成5年3月16日
有形・彫刻	鹿の墓	1点	藍住町矢上字春日	木南茂美	平成6年7月15日
有形・考古資料	三好家三代の墓所	4基	藍住町勝瑞字東勝地	見性寺	平成8年10月22日
有形・考古資料	富吉八幡神社の手水鉢	1点	藍住町富吉字富吉	富吉八幡神社	平成8年12月2日
有形・考古資料	阿弥陀橋の板碑	1基	藍住町勝瑞字正喜地	藍住町	平成19年4月26日
有形・考古資料	福成寺の阿弥陀三尊種子板碑	1基	藍住町住吉字逆藤	福成寺	平成19年4月26日
有形・考古資料	福成寺の地藏画像板碑	1基	藍住町住吉字逆藤	福成寺	平成19年4月26日
有形・考古資料	知妙庵の五輪塔	1基	藍住町勝瑞字新田	藍住町	平成22年11月26日
有形・考古資料	知妙庵の宝篋印塔	1基	藍住町勝瑞字新田	藍住町	平成22年11月26日
有形・考古資料	福成寺の宝塔	1基	藍住町住吉字逆藤	福成寺	平成22年11月26日
有形民俗文化財	犬伏古松軒製菓所の製菓道具	一式	藍住町東中富	犬伏元久・犬伏製菓株式会社	令和2年12月9日

国登録文化財

種別	名称	員数	所在地	管理者	登録年月日
建造物	奥村家住宅 主屋	1棟	藍住町徳命字前須西	奥村尚輔	平成23年1月26日
建造物	奥村家住宅 蔵	1棟	藍住町徳命字前須西	奥村尚輔	平成23年1月26日

## 生涯学習

### 教養講座

#### 総合文化ホール教養講座一覧

いけばな(小原流)	文化箏	英会話	オカリナ演奏
陶芸	実用筆ペン	俳句	ポーセラーツ
ツールペイント	ハワイアンフラ		

総合文化ホールでは、上記のような講座等を開講しています。ただし、時期や都合により開講していない場合があります。詳しくはお問い合わせください。

**【問い合わせ】**

総合文化ホール ☎637-3344 FAX637-3345

## 文化

### ①読書…………… 町立図書館

**【閲覧】**

所蔵している資料はどなたでも自由に閲覧できます。

**【貸出】**

図書館の資料を借りるには、利用者カードが必要です。藍住町に在住、在勤、在学の方は、利用者カードを作ることができます。利用者カードを作るには、マイナンバーカードなど住所が確認できる証明書(在勤、在学の方は勤務先、学校が確認できるものも併せて)をご持参ください。図書は一人何冊でも(CD・雑誌は5点まで)2週間借りることができます。

**【予約・リクエストサービス】**

貸出中の資料に予約ができます。「予約・リクエスト申込書」に必要事項を記入してください。電話でも受け付けます。

また、インターネット予約を利用されると、パソコンや携帯電話で資料の予約ができ、図書館からのお知らせをメールで受け取ることができます。申込には、利用者カードと本人確認書類(マイナンバーカード・運転免許証など)が必要です。

図書館が所蔵していない資料のリクエストもできます。「予約・リクエスト申込書」に必要事項を記入してください。※予約・リクエストは一人10点までです。

**【調査・相談サービス】**

図書館では読書相談をはじめ、調べものなどのお手伝いをしています。お気軽にご相談ください。

**【開館時間】** 10:00~18:00

**【休館日】**

毎週月曜日(祝日と重なるときは翌日も休館)、国民の祝日、年末年始、毎月第3木曜日、特別整理期間

**【問い合わせ】** 図書館 ☎692-0070 FAX692-0170



## ②文化の各種団体……………文化協会

藍住町文化協会は現在、美術、華道、陶芸、俳句、文化箏、琵琶、詩吟、郷土史研究、押し花等の15団体が加盟しており、各々が意欲的に活動を行っています。

毎年11月頃、あいずみ文化祭を開催して、日頃の活動の成果を発表し、また、会報紙を年1回発行して、それぞれの活動状況を報告しています。

各団体では、会員を募集しています。また、文化協会への登録団体も随時受け付けています。

### 【問い合わせ】

藍住町文化協会事務局(総合文化ホール内)  
☎637-3344 FAX637-3345

## 文化施設概要

### ●藍住町総合文化ホール

町民の誰もが文化に親しむことができる文化交流拠点施設です。文化・保健・福祉など多種事業を融合した複合施設で、館内にはホール、スタジオ、会議室等を備えています。

【所在地】 藍住町奥野字矢上前32-1

【利用時間】 9:00～22:00

【受付時間】 9:00～18:00

【休館日】 第4月曜日(祝日の場合は開館)・年末年始(12月28日～翌年1月4日)

### 【問い合わせ】

総合文化ホール ☎637-3344 FAX637-3345

## スポーツ

### ①スポーツを通して青少年のこころとからだを育てる……………スポーツ少年団

現在20団のスポーツ少年団があります。スポーツ少年団は、スポーツを通じてみんなが明るく健康に育っていくことを目的としています。試合の勝ち負けのみをめざすものではありません。

【問い合わせ】 教育委員会 ☎637-3128 FAX637-3153

### ②スポーツ施設概要

#### ●藍住町町民体育館

町民の誰もが身近なところでスポーツに親しむことができる生涯スポーツの拠点施設です。バレーボール3面、バスケットボール2面、バドミントン6面、卓球台20台が利用できます。

【所在地】 藍住町奥野字矢上前18-1

【利用時間】 8:30～22:00

トレーニング室 9:00～21:45

【休館日】 年末年始(12月28日～翌年1月4日)

【問い合わせ】 町民体育館 ☎692-1115 FAX692-1116

#### ●藍住町体育センター

スポーツ・レクリエーションのための施設です。バレーボール3面、バスケットボール2面、バドミントン6面、卓球台16台が利用できます。

【所在地】 藍住町矢上字原230-1

【利用時間】 8:30～22:00

【休館日】 年末年始(12月28日～翌年1月4日)

【問い合わせ】 町民体育館 ☎692-1115 FAX692-1116

#### ●藍住町武道館

柔道場と剣道場等を備えた施設です。柔道場2面、剣道場1面が利用できます。

【所在地】 藍住町奥野字矢上前32-1

【利用時間】 8:30～22:00

【休館日】 年末年始(12月28日～翌年1月4日)

【問い合わせ】 町民体育館 ☎692-1115 FAX692-1116

#### ●藍住町河川敷運動公園

河川敷運動公園グラウンド(2面)を体育、スポーツ及びレクリエーションに利用できます。

【所在地】

藍住町徳命字西ノ丁地先、吉野川河川敷(名田橋下流左岸)

【利用時間】 日出～日没まで

【問い合わせ】 町民体育館 ☎692-1115 FAX692-1116

#### ●藍住町河川敷運動公園パークゴルフ場

パークゴルフは、クラブ1本とボール1個で、年齢・経験を問わず誰もが楽しめるスポーツです。健康づくり、ふれあいの場としてご利用いただけます。

【所在地】

藍住町徳命字西ノ丁地先、吉野川河川敷(名田橋下流左岸)

【利用時間】 (4月～9月)8:00～18:00

(10月～3月)8:00～17:00

【定休日】 火曜日・年末年始(12月29日～翌年1月3日)

【問い合わせ】 ☎693-1020(パークゴルフ場事務所)

#### ●藍住町民テニスコート

レクリエーションの施設として、テニスコート2面を利用できます。

【所在地】 藍住町奥野字猪熊157-1

【利用時間】 (4月～10月)9:00～22:00

(11月～3月)9:00～18:00

※日没後は利用不可

【問い合わせ】 町民体育館 ☎692-1115 FAX692-1116

#### ●藍住町民グラウンド(4月～10月のみ)

ソフトボール、陸上競技などに利用できます。

【施設場所】

##### ●藍住西小町民グラウンド

藍住町富吉字豊吉55-1(藍住西小学校校庭)

##### ●藍住南小町民グラウンド

藍住町奥野字和田95(藍住南小学校校庭)

##### ●藍住北小町民グラウンド

藍住町住吉字乾1(藍住北小学校校庭)

##### ●藍住中町民グラウンド

藍住町奥野字矢上前18-1(藍住中学校校庭)

【利用時間】 19:00～22:00

【問い合わせ】 町民体育館 ☎692-1115 FAX692-1116

### ③スポーツの各種団体……………スポーツ協会

現在、藍住町体育協会では次の部門で活動しています。

バレーボール・卓球・ゲートボール・グラウンドゴルフ・バドミントン・バスケットボール・カローリング・柔道・少林寺拳法

【問い合わせ】 教育委員会 ☎637-3128 FAX637-3153

### ④総合型地域スポーツクラブ

……………あいずみスポーツクラブ

現在、あいずみスポーツクラブでは一般成人対象プログラム、幼児・児童対象プログラム、各種特別教室、オープンサークルなど様々な教室を実施しています。

【問い合わせ】

あいずみスポーツクラブ ☎692-5000 FAX692-5000







# 福祉

- 高齢者
- 障がい者
- ひとり親家庭
- 援護
- 生活保護
- 民生委員・児童委員

## 高齢者

### ①一人暮らし・高齢者世帯の方のために

#### 緊急通報装置の設置

支援の必要な60歳以上の一人暮らしや高齢者世帯の方等が、急病や災害等の緊急時に簡単な操作により警備保障会社へ通報することができます。

(申請後、地域ケア会議により決定します)

**【問い合わせ】** 福祉課 ☎637-3114 FAX637-3150

#### 養護老人ホーム

環境上の理由及び経済的理由により在宅で生活することが困難なおおむね65歳以上の方の入所措置施設です。ただし、入院治療及び日常生活に介護を必要とする方は入所できません。

養護老人ホームに入所する程度の状態にあるかどうかについては、入所判定委員会を経て町が決定します。費用負担額は、本人の収入及び扶養義務者の課税状況により異なります。

**【問い合わせ】** 福祉課 ☎637-3114 FAX637-3150

#### 生活支援ハウス

家族による援助を受けることが困難な原則60歳以上の要介護認定者でない自立の一人暮らしの方又は高齢者のみの世帯の方で、独立して生活することに不安がある方が対象です。安心して健康で明るい生活を送れるよう支援することを目的として、介護支援機能、居住機能及び交流機能を総合的に提供します。

生活支援ハウスを利用する程度の状態にあるかどうかについては、入所判定委員会を経て町が決定します。費用負担額は、本人の収入により異なります。

(別途、光熱水費は実費負担、食費等の生活費は自己負担が必要です。)

**【名称】** 生活支援ハウス藍  
(社会福祉法人 凌雲福祉会に運営委託)

**【所在地】** 藍住町乙瀬字中田98-20

**【問い合わせ】** 福祉課 ☎637-3114 FAX637-3150

#### 老人福祉センター「藍翠苑」

高齢者に対しての健康の増進、教養の向上及びレクリエーションなどを行うことを目的とした総合的な施設です。

**【所在地】** 藍住町矢上字原263-88 ☎692-4828

**【休館日】** 土曜日、日曜日、祝日、年末年始(12月29日～翌年1月3日)

**【利用時間】** 8:30～17:15

**【利用料金】** 原則無料

**【問い合わせ】**

藍住町社会福祉協議会 ☎692-9951 FAX692-1626

#### 藍住町老人憩の家

町内高齢者の交流、レクリエーション・健康増進等の場所として活用されています。一般団体も利用できます。

各老人憩の家ごとに利用料金・規則などは違っていますので、詳しいことは管理者に確認してください。

憩の家名	住所
富吉老人憩の家	藍住町富吉字大向5-1
東中富老人憩の家	藍住町東中富字西傍示60-2
乙瀬老人憩の家	藍住町乙瀬字中田78-1
奥野老人憩の家	藍住町奥野字原17-1
住吉老人憩の家	藍住町住吉字神蔵59
徳命老人憩の家	藍住町徳命字前須東97-1
西部老人憩の家	藍住町矢上字北分17-1
笠木老人憩の家	藍住町笠木字東野30-9

**【問い合わせ】** 福祉課 ☎637-3114 FAX637-3150

## 福祉

### 広告

訪問看護

子育て支援

ケア・プラン事業所

デイサービス

訪問介護

徳島県医療人材育成機関認証

時間通貨・ありがとう



包括ケアセンター地域の居場所  
～幸せの家ありがとう～

**NPO法人 さわやか徳島**

☎088-692-3457

藍住町富吉字地神60-3



医療法人 清樹会 **清水内科**

藍住町奥野字和田71-13 ☎692-8900代

住宅型有料老人ホーム

**ライフコンシェルジェ徳島**

LIFE CONCIERGE TOKUSHIMA

藍住町徳命字新居須65-1

**☎677-7400**

サービス付き高齢者向け住宅

**ライフヴィラエース徳島**

LIFE VILLA EASE TOKUSHIMA

藍住町富吉字豊吉86-1

**☎679-8100**

その他介護施設も運営しております。  
医療・介護のことならばお気軽にご相談ください。

## デイケアセンター つどい



送迎付きの1時間からの  
短時間リハビリもしております。

藍住町奥野字長江口70-7

**tel 088-692-1175**

併設 **内科クリニック・オクムラ**

**tel 088-692-4771**



## ②長寿を祝って

### ◎敬老祝

多年にわたり、郷土の発展のために寄与してきた高齢者を敬愛し、長寿を祝福するために支給しています。

**〔祝金〕** 満100歳以上 50,000円

**〔問い合わせ〕** 福祉課 ☎637-3114 FAX637-3150

### ◎高齢者住宅改造促進事業

何らかの介護を必要とする高齢者が、住宅改造するための経費の一部を助成することにより、自立した生活を支援する制度です。

次の(1)から(3)のいずれにも該当される方

- (1)65歳以上の高齢者のいる世帯の方
- (2)該当高齢者が身体の虚弱化により日常生活で何らかの介助を要する状態であること
- (3)世帯員全員が前年の所得税非課税の世帯であること

#### 〔助成金額〕

工事費のうち90万円までについて5/9を助成(最高50万円まで)

※事前に申請が必要

**〔問い合わせ〕** 福祉課 ☎637-3114 FAX637-3150

## 障がい者

### ①身体障がい者が援護を受けるには ..... 身体障害者手帳

手・足・目・耳・言語・心臓・じん臓・直腸・肝臓などに障がいのある方が、いろいろな援助を受けるとともに制度上の便宜を受ける場合に役立つ手帳です。

**〔問い合わせ〕** 福祉課 ☎637-3114 FAX637-3150

### ②知的障がい者が援護を受けるには ..... 療育手帳

知的障がいの方が、一貫した指導、相談や援護を受ける場合に役立つ手帳です。

**〔問い合わせ〕** 福祉課 ☎637-3114 FAX637-3150

### ③精神障がい者が援護を受けるには ..... 精神障害者保健福祉手帳

精神障がいの方が制度上の援助を受ける場合に役立つ手帳です。

**〔問い合わせ〕** 保健センター ☎692-8658 FAX637-3158

### ④国からの手当

#### ◎特別児童扶養手当

##### 〔支給要件〕

- 1 身体や精神に常に介護を必要とする程度(政令で定める程度)の障がいのある児童を養育している方で、町内に居住している方
- 2 児童の年齢が20歳未満であること
- 3 児童が児童福祉施設等に入所していないこと
- 4 児童が障がいを支給事由とした公的年金を受給していないこと
- 5 受給資格者、配偶者、扶養義務者の所得による支給制限があります

**〔支給月〕** 4月・8月・11月

**〔問い合わせ〕** 福祉課 ☎637-3114 FAX637-3150

#### ◎特別障害者手当

##### 〔支給要件〕

- 1 政令で定める程度の著しく重度の障がい状態にあるため、日常生活において常時特別の介護を必要とする方
- 2 年齢が満20歳以上であること
- 3 ア 施設に入所していないこと  
イ 病院等に3か月をこえて入院していないこと
- 4 受給資格者、配偶者、扶養義務者の所得による支給制限があります

**〔支給月〕** 2月・5月・8月・11月

**〔問い合わせ〕** 福祉課 ☎637-3114 FAX637-3150

#### ◎障害児福祉手当

##### 〔支給要件〕

- 1 政令で定める程度の重度の障がいの状態にあるため、日常生活において常時の介護を必要とする方
- 2 年齢が20歳未満であること
- 3 施設に入所していないこと
- 4 障がいを支給事由とした公的年金を受給していないこと
- 5 受給資格者、配偶者、扶養義務者の所得による支給制限があります

**〔支給月〕** 2月・5月・8月・11月

**〔問い合わせ〕** 福祉課 ☎637-3114 FAX637-3150

広 告

NPO法人 ライフ・サポート 徳島

指定就労継続支援B型事業所

共に生き 共に働く

定期作業

- ・公園の管理事務
- ・造花作成等の施設内作業

臨時作業

- ・企業や公的施設等の草刈作業
- ・その他レクリエーション活動

板野郡藍住町乙瀬字青木10-6 TEL 088-692-1850



## ⑤障がい者(児)の医療…………… 自立支援医療

身体障がい者(児)が障がいを除去・軽減するための医療が必要なとき、精神障がいの方が精神科に通院医療が必要なときは、支給要件に該当すれば指定医療機関で治療が受けられます。医療費の1割が原則として自己負担になります。ただし、所得などに応じて上限が決められています。

### 【問い合わせ】

#### ●身体障がいの方

福祉課 ☎637-3114 FAX637-3150

#### ●精神障がいの方

保健センター ☎692-8658 FAX637-3158

## ⑥障がい者の医療費の助成…………… 重度心身障がい者医療費助成制度

重度心身障がい者(療育手帳A及び身体障害者手帳1級又は2級所持者並びに3級又は4級所持者で療育手帳B1所持者)に対して保健の向上と福祉の増進を図るため、医療費の一部を助成しています。ただし、本人、配偶者、扶養義務者の方の所得制限があります。

【問い合わせ】 福祉課 ☎637-3114 FAX637-3150

## ⑦障がいのある方の相談支援事業

障がいのある方が地域で安心して生活していくために様々な相談ができるよう相談支援事業を行っています。福祉課窓口でも相談を受け付けていますが、相談支援事業所には専門の相談員がいますので、お気軽にご利用ください。秘密厳守(相談は無料です)。

#### ●相談できる人(対象者)

地域で生活している障がいのある方やその家族など

#### ●相談内容

生活のこと、障がいに関すること、福祉サービスの利用についてなど困っていることや悩んでいること

#### ●相談の方法

電話や訪問、相談支援事業所に行く、メールやファクシミリでの相談などができます(事業所により異なります)。

#### ●相談できる場所

板野郡5町で共同して委託している相談支援事業所は次の7か所です。

また、身体障害者連合会・手をつなぐ育成会・精神障害者家族会連合会でも相談を受け付けています。

(主に身体障がいのある方)

施設名	所在地	電話番号
障がい者生活支援センター 凌雲	藍住町矢上字安任56-5	693-1117

(主に精神障がいのある方)

施設名	所在地	電話番号
ことじ	上板町佐藤塚字東 179-7	694-6606
オリーブの木	鳴門市撫養町大桑島字 北の浜53	685-5524

(主に知的障がいのある方)

施設名	所在地	電話番号
愛育会地域生活総合支援センター	松茂町満穂字満穂開拓 50-5	699-4143
マザーグースの家	板野町川端字落合 34-1	672-3595
あおばの郷	上板町神宅字西金屋 36-1	694-5777
仁栄会	松茂町広島字銀ノ先 23-1	699-5390

(ピアカウンセリング)

施設名	電話番号
徳島県身体障害者連合会	631-6266
徳島県手をつなぐ育成会	631-2722
徳島県精神障害者家族会連合会	0884-62-1535

【問い合わせ】 福祉課 ☎637-3114 FAX637-3150

## ⑧補装具の交付・修理

身体障害者手帳をお持ちの方に身体の機能を補うための、義肢・車いす・盲人安全つえ・補聴器などの補装具について、購入や借受け・修理にかかる費用の支給を行います。原則として費用の1割を利用者が負担することになります。

【問い合わせ】 福祉課 ☎637-3114 FAX637-3150

## ⑨日常生活用具の給付

身体障害者手帳をお持ちの方の自立した日常生活を支援するために、特殊寝台・頭部保護帽・視覚障がい者用ポータブルレコーダー・聴覚障がい者用通信装置・スリム用具などを給付します。原則として費用の1割を利用者が負担することになります。

【問い合わせ】 福祉課 ☎637-3114 FAX637-3150

## ⑩有料道路の通行料金割引

### 【対象】

- 全ての身体障がい者(障がい者自らが運転する場合)
- 第1種の身体障がい者、重度(A1又はA2)の知的障がい者(障がい者を乗せて介護者が運転する場合)

【割引率】 約50%

### 【備考】

- 福祉課で手帳に自動車登録番号と割引の有効期限を記載する申請手続きを行い、料金所で手帳を提示します。
- ETC利用の場合は、料金所での手帳の提示は不要ですが、福祉課で事前に申請手続きが必要です。

※申請手続きに必要な書類等は福祉課にお問い合わせください。

【問い合わせ】 福祉課 ☎637-3114 FAX637-3150

## ⑪視覚障がい者のために…………… 声の広報

視覚障がい者のために「声の広報」を発行しています。町内ボランティアの方にお願ひ、「広報あいずみ」の記事をCD(デージー図書)に吹き込み、視覚障がい者家庭へ配布しています。

また、社会福祉協議会のホームページに音声データを掲載しています。

### 【問い合わせ】

藍住町社会福祉協議会 ☎692-9951 FAX692-1626



## ⑫重度身体障がい者住宅改造助成事業

重度身体障がい者の身辺自立促進と家族の負担を軽減するため、住宅改造に要する経費の一部(上限有)を助成します。

### 【対象者】

身体障害者手帳の交付を受けた1級又は2級の視覚障がい者及び肢体不自由者であり、かつ所得税非課税世帯

【問い合わせ】 福祉課 ☎637-3114 FAX637-3150

## ⑬身体障がい者用自動車改造助成事業

重度の身体障がい者が就労等に伴い、自ら運転する車を取得する場合に、自動車の改造に要する経費の一部(上限10万円)を助成します。

【問い合わせ】 福祉課 ☎637-3114 FAX637-3150

## ⑭税の減免

身体障がい者は、所得税・住民税の障がい者控除が受けられます。

所有している方(障がいのある方のために使用される軽自動車等で一定の要件に該当するもの)にかかる自動車税種別割又は軽自動車税種別割、取得に対してかかる自動車税環境性能割や軽自動車税環境性能割の減免措置もあります。

【問い合わせ】 税務課 ☎637-3117 FAX637-3150

## ひとり親家庭

### ①ひとり親家庭の方には…… 児童扶養手当

父母の離婚などで父又は母と生計を同じくしていない児童を監護・養育している方に支給されます。ただし、所得により支給制限があります。また、老齢年金、障害年金・遺族年金などの公的年金を受けている方は除かれます(公的年金額が児童扶養手当の額に満たない方を除く)。

【問い合わせ】 福祉課 ☎637-3114 FAX637-3150

### ②ひとり親家庭の医療費の助成 ……… ひとり親家庭等医療費助成事業

ひとり親家庭(18歳に達する日以後の最初の3月31日までの子のいる世帯)の世帯に対して保健の向上と福祉の増進を図るため、医療費の一部(児童は入院、通院、親は入院の保険診療分)を助成しています。ただし、本人、扶養義務者等の所得制限があります。

【問い合わせ】 福祉課 ☎637-3114 FAX637-3150

### ③JR通勤定期乗車券特別割引制度

児童扶養手当を受けているひとり親家庭の方がJRを利用して通勤している場合は、通勤定期乗車券を3割引で購入できます(生活保護法による被保護世帯も同様に適用)。

【問い合わせ】 福祉課 ☎637-3114 FAX637-3150

### ④母子(父子)家庭でお金が必要なとき ……… 母子(父子)寡婦福祉資金

母子(父子)家庭・寡婦の生活の安定とその子どもの福祉の向上をはかるために各種の貸付けを行っています。

種類は、事業開始・継続、修学、就学支度、技能習得、就職支度、生活、住宅、転宅、修業、結婚、医療介護などがあります。

ご利用については、東部保健福祉局(☎626-8714)の母子・父子自立支援員と事前によくご相談ください。

【問い合わせ】 福祉課 ☎637-3114 FAX637-3150

## 援護

### 戦没者の遺族に

#### ◆特別弔慰金

満州事変(昭和6年9月18日)以後の戦没者の遺族で基準日において公務扶助料などを受ける権利を有するものがない遺族に対し支給されます。

#### ◆戦没者の父母に対する特別給付金

戦没者以外に子や孫のいない父母で、基準日において公務扶助料遺族年金などを受ける権利を失っていない方に支給されます。

#### ◆戦没者の妻に対する特別給付金

戦没者の妻で、基準日において公務扶助料遺族年金などを受ける権利を失っていない方に支給されます。

【問い合わせ】 福祉課 ☎637-3114 FAX637-3150

## 生活保護

### 生活にお困りのとき……… 生活保護

生活保護とは、いろいろな事情で、生活に困っている方の最低限度の生活を保障するとともに、自分の力で生活できるように手助けをする制度です。保護を受けるときには、その前提として資産、能力を活用し、さらに私的扶養、他の法律による給付などを優先して活用していただきます。それでもなおかつ最低限度の生活が営めない場合に生活保護を受けることができます。

生活保護の手続は、本人か親族の方が、まずは福祉課にご相談ください。

【問い合わせ】 福祉課 ☎637-3114 FAX637-3150

## 民生委員・児童委員

### 生活や子どもについての相談

民生委員・児童委員は、厚生労働大臣から委嘱を受けて、それぞれの担当する区域内で地域福祉増進のための幅広い活動を行っています。

例えばボランティア活動や共同募金運動への協力・支援、高齢者等への訪問・見守り、日常的な声掛けあいさつなどを通じた災害等で援護が必要な住民の把握などを行っています。

町内には54人の民生委員・児童委員(内4人は主任児童委員)がいますので遠慮なくお近くの民生委員・児童委員にご相談ください。

【問い合わせ】 福祉課 ☎637-3114 FAX637-3150



福祉





# 住まいと環境

- ◆土地・住居 ◆道路 ◆ごみ ◆し尿 ◆公害
- ◆野外焼却 ◆あき地の適正管理 ◆水道 ◆生活排水
- ◆交通 ◆飼い犬

## 土地・住居

### ①土地利用の制限 …… 都市計画区域・開発行為

#### ◆都市計画区域

藍住町は、昭和50年に「藍住都市計画区域」として行政区域の全域が指定されました。

藍住都市計画区域は、市街化区域と市街化調整区域の区分(線引き)はなく、用途地域の指定もありません。

#### ◆開発行為

土地の開発を目的としたものについては、「藍住町土地利用指導要綱」に基づく事前協議が必要です。

**【問い合わせ】** 建設産業課 ☎637-3122 FAX637-3152

## 道路

### ①所有地と道路との境界が分からないとき

町が管理する道路敷地と、所有地との境界が分からないとき、所定の申請書を提出していただき、境界の協議を行う必要があります。

※費用は申請者負担です。

**【問い合わせ】** 建設産業課 ☎637-3122 FAX637-3152

### ②道路を占有・使用するとき …… 占有申請

次のように道路を一時使用したり、掘削したりするときには道路管理者と地域を管轄する警察署長の許可が必要です。

●住宅の雨水や下水などの排水をするため、道路へ管を埋めたり補修するとき

●工事用の板囲いや足場・看板などを設置のため、道路を一時使用するとき

**【問い合わせ】** 建設産業課 ☎637-3122 FAX637-3152

### ③歩道を切り下げるとき

歩車道のある道路の歩道部分を切り下げて車の出入口を設けるときは、道路管理者の承認と警察署長の許可が必要です。

**【問い合わせ】** 建設産業課 ☎637-3122 FAX637-3152

### ④団地内等の道路側溝清掃

団地内等の道路側溝清掃は、2年～5年程度の間隔で自治会と町で清掃しています。清掃が必要な自治会は、4月1日から5月31日(土日祝日を除く)までに建設産業課へ申請してください。

**【問い合わせ】** 建設産業課 ☎637-3122 FAX637-3152



広告

# 木質廃材の再生 × 廃木材が素材に生まれ変わる

Ecological Wood Recycle



有限会社 **徳島興産**

検索



家屋解体材



草



木製家具



伐採木



根株



## ごみ

### ①ごみは指定ごみ袋で

町では「指定ごみ袋制」を実施しています。ごみを「燃やせるごみ」、「金属・ガラス陶器類」、「空きビン」、「空き缶」、「廃プラスチック類」に分類し指定ごみ袋に入れて出してください。

### ②袋には記名を

袋に氏名を記入することで自分が出すごみに責任を持っていただくため記名制となっています。指定ごみ袋には、油性マジックなどでごみを出す人の氏名を必ず書いてください。指定ごみ袋以外の袋、分別できていないものは、収集しませんのでご注意ください。

### ③ごみの出し方

ごみは、決められた曜日に、決められた場所へ、種類別に区別して午前8時30分までにしてください。

他人に見られたくないものなどは、燃やせるごみなら新聞紙など、燃やせないごみであれば色つきのビニール袋などで包んで指定ごみ袋に入れて出していただいてもかまいません。

### ④無償袋について

生活保護費受給世帯、身体障害者手帳1・2級、精神障害者手帳1級、療育手帳A1・A2・B1の所持者、ひとり親等世帯、社会福祉協議会からおむつを支給されている世帯等で、かつ住民税が非課税の世帯に対して年に1回(12月)ごみ袋の無償交付を行っています。

1歳未満の乳児がいる世帯(全ての世帯が対象)にもごみ袋の無償交付(1回のみ)を行っています。

また、個人又は自治会・ボランティア団体などが町内の道路・河川等、公共用地の清掃を行う場合、申請に応じボランティアごみ袋用シール又はボランティア袋を交付します。このシールを貼ったごみ袋及びボランティア袋については、指定ごみ袋でなくても回収します。

申請書は生活環境課に備えていますのでご相談ください。

### ⑤事業系一般廃棄物について

次の許可業者に収集を依頼してください。

なお、料金については、許可業者に直接お問い合わせください。

会社名	電話番号
藍住クリーンサービス	088-644-3029
㈲あけぼの清掃	088-675-0488
阿波総合建設㈱	088-692-6447
㈲オーテック	088-631-0378
㈲小川産業	088-672-0379
㈱三幸クリーンサービスセンター	088-625-8488
㈱サンパイ	088-692-3211
㈲昭和興産	088-698-0858
正和産業	088-631-0678
ベスト・クリーン	088-692-2774
本田通商㈲	088-693-1234
㈲みどり清掃	088-632-9288
㈲矢野商会	088-672-1418
㈲山岡清掃社	088-632-3049
㈱ヤングクリーン	088-656-4008
ワコウクリーンサービス㈱	088-661-7788

(問い合わせ) 生活環境課 ☎637-3116 FAX637-3152

広告

#### 事業内容

- 産業廃棄物中間処理業 徳島県許可番号:3620132291号
- 産業廃棄物収集運搬業 徳島県許可番号:3620132291号
- 一般廃棄物再生利用業指定 徳島市指定番号:第26号
- 第一種貨物利用運送事業 中間処理(木くず破砕)処理能力160t/1日
- ◆電子マニフェストも対応できます
- 一般廃棄物再生輸送 徳島市指定番号第26号



# 廃棄木材の処分承ります。

## (剪定くず・木製家具などもOK!)

有限会社 **徳島興産**

検索



本社 徳島市津田海岸町2番90号 TEL.088-663-4467(代) FAX.088-663-4468  
 論田工場 徳島市論田町新開66-101 URL <http://www.tokushima-kousan.co.jp>



## ⑤ 藍住町のごみの出し方

※収集日等、詳細は必ず「**ごみ収集カレンダー**」又は「**ごみ分別ガイドブック**」でご確認ください。町ホームページから  
 もご覧いただけます。 ※食用油、衣類、電球、蛍光灯のリサイクルをしています。ご協力ください。

ごみの区分	収集するおなごみ	出し方のルール	収集日
燃やせるごみ	台所ごみ、紙くず、紙箱、内側がアルミはくのは紙パック、食用油、紙おむつ・生理用品、たばこの吸い殻、木の枝・木くず・製定木、草・花・野菜、紙などにしみこませて※、衣類	○台所ごみは、十分水切りをしてください。 ○木くず類は袋に入る大きさにしてください。 ○剪定木は、原則、粗大ごみです。ただし、少量(長さ1m以内、太さ5cm以内、2束以内)は集積場に出しても収集します。 ○紙おむつは、汚物を取り除いてください。 ○食用油は、紙などにしみ込ませてください。	<b>週2回</b> ※古紙類は決められた曜日に種類別に区分して束ねて出してください。
燃やせないごみ	お菓子などの缶、一斗缶(家庭用のみ)、フライパン、なべ・やかん、傘、包丁・カミソリ、ガスコンロ(潮の痕を入れて)、携帯乾電池、おもちゃ、金属製ハンガー、ゴルフクラブ、カートリッジ式ガス缶・スプレー缶(中身を抜いて)、アルミホイール、使い捨てカイロ	○危険なものは、新聞紙等に包んだうえに危険と書いて出してください。 ○乾電池は、透明の袋に入れて出してください。 ○ニカド電池は、販売店の回収に協力しましょう！ ○カートリッジ式ガス缶やスプレー缶などは <b>中身を抜いて</b> 出してください。 ○金属物、傘、ゴルフクラブ等長いものは、散乱しないよう束ねて出してください。	<b>月1回</b>
燃やせないごみ	化粧ビン、マニキュアのビンなど、せともの、土鍋、灰皿、絶木鉢(陶器)、花瓶、コップなど、ガラス板、鏡、電球・蛍光灯(透明の袋に入れて)、使い捨てライター	○ワレモノなど危険なものは新聞紙等に包んだうえに危険と書いて出してください。 ○化粧ビンはリサイクルできません。ガラス類になります。ガラス類で出してください。	<b>月1回</b> ビン類の日にビンとは別に分けて出してください。
古紙類	新聞紙・広告、雑誌、ダンボール、牛乳パック	●必ず折たたんでください ●リサイクルのため洗って乾燥させてください	<b>週1~2回</b> 決められた曜日に種類別に区分して束ねて出してください。
缶類	飲料用缶、缶詰	○中身は取り除いて出してください。	<b>月1回</b>
ビン類	ジュース、ウイスキー、ドリンク剤、調味料、コーヒーなどのビン、ビールビン、一升ビン	●フタを取り除く ●生きビンは販売店に引き取ってもらいましょう	<b>月1回</b>
資源ごみ	プラスチック容器、ラップ類(包装用マイルムなど)、ヘルメット、ポリ袋、ポリバケツなど、洗剤・シャンプーなどの容器、発泡スチロール容器・トレイ(色付き)、白色トレイ、チューブ類、チューブ・ボトル、ピンなどのフタ(プラスチック製)、プラスチック製ハンガー、おもちゃ(プラスチック製)、ボール、ゴム製品(タイヤは出せません)、ベルト・かばん、くつ	○食品の食べ残し、ボトルなどは中身を取り除き軽くゆすいで出してください。 ○白色トレイは回収箱を設置しているエコショップでも資源回収を行っています。(必ず洗ってください)	<b>月4回</b> ※ただし、4回収集できない月がありますので、ごみカレンダーでご確認ください。
衣類	服、スポン、着物、シャツ、くつ下	○タンスにしまえる状態の衣類を出してください。 ○汚れがひどい衣類、切り刻まれた衣類、水に濡れた衣類、ハギレ等は燃やせるごみとして出してください。	西クリーンステーションに直接持ち込んでください。
ペットボトル(拠点回収)	※地域のごみ集積場所には出せません(ペットボトルの見分け方) X 食用油、ソース、シャンプー、洗剤、化粧品などが入っていたものはリサイクルできません ●飲料用・しょう油・酒でペットマークのあるもの PET ボトル 猫ビボトル	○ペットボトルは、フタ・ラベルを取って洗って出してください。 ○持ってきた袋は、持ち帰ってください。 ○フタも、フタ用回収箱に入れてください。	<b>隔週の水曜日</b> ※回収箱を設置する町施設等に出してください。
粗大ごみ	粗大ごみは、ごみ集積場所には出せません。西クリーンステーションに直接持ち込んでください。		
事業系ごみ	事務所・商店・飲食店・工場等事業活動で発生するごみ(一般廃棄物)は事業者の責任において適正に処理していただくことになっています。ごみ集積場所には出せません。事業系一般廃棄物については、町の許可業者に収集運搬を依頼してください。		



処分にお金がかかって困っている身の回りの物…  
(ご自宅・店舗大掃除・引っ越し後・解体前に出る家財や家電など)

**不用品を無料で引き取ります。**

不動産解体/売却時の家の片付け  
**無料見積もり!**

・貴重品/貴金属は…**査定買い取り**  
・贈答品、食器、工具、キッチン用品…**1キロ20円〜で買い取り** **使用済OK**  
※出張引き取りの際は無料引き取りとなります

フリーダイヤル(通話料無料)  
**0120-007-595**  
お引き取りできないものもございますので詳しくはお電話ください

トリマウス **10:00~17:00**  
不用品回収・引越し  
定休日:毎週水曜日(※お盆・年末年始お休み)  
古物買取可能番号:徳島県公安委員会許可 801020081279号  
社員 登録士: 徳島527694

King Family 古着のリサイクルショップ  
**キングファミリー 徳島藍住店**  
〒771-1270 板野郡藍住町勝瑞字西勝地283-1  
**088-683-3640**  
営業時間 **10:00~20:00** 買取 **10:00~17:00**  
※火曜日は買取定休

★ サイズが合わなくなった  
★ デザインに飽きてしまった  
★ なんとも着なくなってしまった  
★ タンスは一杯だけど捨てるのは…

**あらゆる古着/お売り下さい!**  
そんな時は迷わずキングファミリーへ  
なんと **95.3%**の古着を買取できます!!  
http://www.kingfamily.co.jp/

**お掃除の事は何でもご相談下さい!**  
快適な住環境をご提供いたします。

徳島県知事登録業者  
有限会社 **阿波ビル管理**  
藍住町徳命字前須西218-10  
**TEL.088-692-1240**  
**FAX.088-692-1241**

【マリンピア第2工場】  
徳島県認定 3Rモデル事業所 第15号  
見積り無料 通話無料フリーダイヤル **0120-538-352** **ゴミはサンコウに!**

**ゴミの処理はおまかせください!**  
機密書類・遺品整理後の不用品の処理もご相談ください!  
※弊社は個人情報保護法を遵守いたします。詳しい内容はホームページをのぞいてください。

未来を守る循環型社会を推進! **www.sankoclean-sc.co.jp**  
**(株)三幸クリーンサービスセンター**  
本社/徳島市徳島本町2丁目16番地 **Tel.088-625-8488**

ISO14001認証登録範囲:本社、マリンピア第2工場

住まいと環境

**ごみ**の事でお困りなら…  
**当社におまかせ下さい!**

有限会社 **昭和興産** 北島町中村字稗畑18番地20  
**088-698-0858**

**お見積もり無料、少量でもお気軽に。**



## ⑥粗大ごみの出し方

(エアコン・テレビ・冷蔵庫及び冷凍庫・洗濯機及び衣類乾燥機・パソコンを除く)

- 粗大ごみは、**有料です。ごみ集積場所には出せません**ので、西クリーンステーションに**料金を持参の上、直接持ち込んでください**。ただし、事業系粗大ごみは、持ち込めません。
- 持込可能日時 月～金曜日(祝日を除く)9:00～16:00  
受付場所 西クリーンステーション2階事務所
- 受付時に、町外や事業系ごみの持込み防止のため、本人及び住所確認を行いますので、必ずマイナンバーカード・運転免許証等の住所氏名が分かるものをご持参ください。
- 家電リサイクル法の対象機器4品目(エアコン・テレビ・冷蔵庫及び冷凍庫・洗濯機及び衣類乾燥機)及びパソコンは、粗大ごみとして受入できません。リサイクル処理をしてください。

### (特別受入日)

- 第3土曜日他  
受付時間 9:00～12:00  
(詳しくは、ごみ収集カレンダーをご覧ください。)

### (高齢者等世帯の収集)

- (1) **65歳以上の高齢者又は身体障がい者のみの世帯**で、自分で持ち込みが困難な場合は、町が個別収集します。
- (2) 申込みは、事前に電話でお願いします。
- (3) 有料になります。粗大ごみ処理手数料は、収集時に徴収させていただきます。

## ⑦町が収集しないごみ

次の図のように処理する際に危険を伴うもの、産業廃棄物、医療系廃棄物などは、町では処理できないので収集しません。

**ごみ集積場所には出さないでください。**販売店、専門の処理業者にご相談ください。

### ●町が収集しない主なごみ



広告

産業廃棄物処理業  
お気軽にお電話下さい!

資源品買取りいたします

鉄・金属スクラップ・段ボール・新聞  
空カン・解体車

お気軽にご相談ください!!

**(有)オーテック**

徳島市不動西町二丁目 1564



☎631-0378



その他産業廃棄物など

### ●家電リサイクル法対象機器の廃棄について(4品目)



●対象となる4品目を廃棄するときは、次のいずれかの方法で処理してください。

- ① お買い求めた店舗や家電量販店へご相談ください。
  - ② **郵便局でリサイクル券を購入**して、次の業者へ引き渡してください。  
引取場所: 日本通運(株)四国支店(松茂町中喜来字稲本183) ☎699-6834
  - ③ 西クリーンステーションへ直接お持ち込みください。  
上記リサイクル券と、**手数料1,890円(1品当たり)**が追加が必要です。
- パソコン  
メーカーに回収を申し込んでください。

### (問い合わせ)

西クリーンステーション ☎692-7411 FAX692-7495  
生活環境課 ☎637-3116 FAX637-3152

## ⑧使用済み食用油の回収について

(廃食用油回収箱を設置しています)  
ご家庭で、使用済み食用油の処理はどうしていますか?  
そのまま排水口に流していませんか?(水質汚染)  
土に埋めていませんか?(土壌汚染)

グリーンファンドAIZUMI(藍住町商工会)では、資源循環型社会の実現をめざし、食用廃油を回収してエコキャンドルや家畜の飼料等にリサイクルしています。

### (対象となる油)

食用油のみ(ペットボトルに廃食用油を入れ回収箱へ)

### (回収場所)

藍住町商工会他 老人憩の家7か所他(乙瀬を除く)





## ⑨生ごみを減量するために

**家庭用電気式生ごみ処理機・生ごみ処理容器の購入補助金**  
家庭から排出される生ごみの減量化及び資源化を図るために次の要領で補助をしています。

### ●家庭用電気式生ごみ処理機

#### 〔処理機の種類〕

家庭用であれば機種指定はありません。

#### 〔補助金の額〕

購入金額(消費税含む)の1/2 上限30,000円(1,000円未満は切り捨て)

#### 〔補助の条件〕

- 1 町内在住者であり自宅で使用すること
- 2 補助は1世帯1基限りです
- 3 補助金の交付決定後でなければ購入できません
- 4 補助金交付申請などは、生活環境課の窓口だけの受付となります

### ●生ごみ処理容器(コンポスト)

#### 〔容器の種類〕

角型(わんだーBOX)

#### 〔補助金の額〕

購入金額(消費税含む)の1/2 上限4,000円(10円未満は切り捨て)

#### 〔補助の条件〕

- 1 補助は1世帯に1年度につき2基です。
- 2 容器は土を掘り下げ設置するため、設置場所が必要です。

## ⑩不法投棄の一掃と監視

.....「まちの美化のために」

ごみ、特に適正に処理されずに不法に捨てられている粗大ごみなどの撤去を呼びかけるとともに、予防のために巡回監視を行っています。

土地所有者、敷地管理者は、十分な管理を行い、投棄されないよう努めてください。

〔問い合わせ〕 生活環境課 ☎637-3116 FAX637-3152

## ⑪清潔で美しい住みよいまちづくりのためにご協力を

「藍住町ポイ捨て及び犬のふん害の防止に関する条例」が平成16年4月1日から施行されました。

この条例では、公共の場所でのポイ捨て禁止や飼い犬の放置禁止、さらに飲食料を自動販売機で販売する事業者の回収容器の設置・適正管理義務について規定しています。なお、違反者には罰則や公表規定を適用することがあります。みんなの力で清潔で美しいまちづくりに協力しましょう。

〔問い合わせ〕 生活環境課 ☎637-3116 FAX637-3152

## し尿

### ①し尿の収集・手数料

し尿のくみ取り及び浄化槽の清掃は中央クリーンステーションが行います。

#### ●手数料は次のとおりです。

事務の種類	区分	金額	
し尿 くみ取り	一般家庭	従量制 10リットルあたり 83円	
	事業所	従量制 10リットルあたり 90円	
	仮設 トイレ	基本料金	1個1回につき 1,000円
		従量制	10リットルにつき 90円
浄化槽	清掃料	10リットルにつき 90円	

※手数料には消費税が含まれています。

#### ●口座振替でも納付ができます。

阿波銀行本・支店、徳島大正銀行本・支店、徳島信用金庫本・支店、四国銀行本・支店、四国労働金庫本・支店、板野郡農業協同組合本・支店、ゆうちょ銀行のいずれかに預金口座を設けていただき口座振替の契約をしますと、手数料が口座から納められます。

また、コンビニエンスストア、スマートフォン決済アプリ(PayPay、LINE Pay)で納付することができます。

#### ●転勤・転居及び緊急の収集

転勤・転居及び災害等により、緊急にし尿等のくみ取りが必要な場合は、事前にご連絡ください。

## ②浄化槽の検査・点検・清掃

浄化槽の設置者は、法定検査・保守点検・毎年1回以上の清掃をしなければなりません。

法定検査については(公社)徳島県環境技術センター(☎636-1234)へ、保守点検については県知事に登録した業者へ、清掃については中央クリーンステーションが行います。

〔問い合わせ〕 中央クリーンステーション ☎692-7800

## 公害

### 公害にお困りのときは

大気汚染・水質汚濁・騒音・悪臭などの公害に関する問題が起きた場合は生活環境課にお問い合わせください。

なお、法律などの規制対象とならない公害については、当事者間や地域での話し合いで解決することが大切です。お互いの気配りによって、隣近所に迷惑をかけないようにしましょう。

農地のたい肥などによる悪臭は営農指導となりますので、建設産業課産業支援室(☎637-3120)にお問い合わせください。  
〔問い合わせ〕 生活環境課 ☎637-3116 FAX637-3152

## 野外焼却

### ●野焼きは法律で禁止されています！絶対にやめましょう！

ごみは野焼きをせず、町のごみ収集や資源として出すなど適正に処理しましょう。

「隣の空き地でごみを燃やして臭いがする」「煙がひどく洗濯物が干せない」といったごみの野外焼却(野焼き)に関する苦情が町に多く寄せられています。

広告

**お気軽にお電話下さい!**

浄化槽の**保守点検**は当社で!!

S 齋藤産業(株)

徳島県知事登録 第107号



徳島市吉野本町6丁目9番地

☎(088)626-0088

齋藤産業
検索



「野焼き」は「廃棄物の処理及び清掃に関する法律第16条の2」により原則的に禁止されています。

※ドラム缶焼却、ブロック積み焼却、穴を掘っての焼却も、野焼きと同じです。

また、ごみを燃やすと悪臭や煙のために近所の皆さんに迷惑になるだけでなく、ダイオキシン類などの有害物質を発生させ、人の健康への影響が心配されています。

ごみは野焼きをせず、町のごみ収集や資源として出すなど適正に処理しましょう。

### 【次のような行為は例外的に認められています】

- ①国又は地方公共団体がその施設の管理を行うために必要な廃棄物の焼却
- ②震災、風水害、火災、凍霜害その他の災害の予防、応急対策又は復旧のために必要な廃棄物の焼却
- ③風俗慣習上又は宗教上の行事を行うために必要な廃棄物の焼却
- ④農業、林業又は漁業を営むためにやむを得ないものとして行われる廃棄物の焼却
- ⑤たき火その他日常生活を営む上で通常行われる廃棄物の焼却であって軽微なもの

ただし、例外として認められている焼却行為についても、臭いや煙などによる周辺環境への悪影響が無いことが前提です。周囲から苦情が出るような場合は燃やさないでください。

【問い合わせ】 生活環境課 ☎637-3116 FAX637-3152

## あき地の適正管理

快適な生活環境を守るため、あき地の所有者(管理者)は除草やごみの撤去など所有地(管理地)の清潔保持にご協力ください。

【問い合わせ】 生活環境課 ☎637-3116 FAX637-3152

## 水道

### ①水道料金の支払い

水道料金の支払いは、便利な口座振替をご利用ください。金融機関があなたにかわって指定の預貯金口座から自動的に振り替えて支払う制度です。

手続は、右記の金融機関等へ印鑑(金融機関等取引印)と、最近の「藍住町水道使用料金等納入通知書兼領収書」又は「水道等ご使用量のお知らせ」を持参の上、申込みください。

なお、「藍住町口座振替(解約)依頼書・自動払込利用申込書」は、町内の取扱金融機関支店窓口と上下水道課窓口

えています。町外の取扱金融機関での手続希望の場合は、事前に上下水道課までご連絡ください。

また、コンビニエンスストア、スマートフォン決済アプリ(PayPay、LINE Pay)で納付することができます。

### 【取扱金融機関】

阿波銀行本支店・徳島大正銀行本支店・徳島信用金庫本支店・板野郡農業協同組合・四国銀行本支店・四国労働金庫本支店・四国内のゆうちょ銀行・郵便局・町役場出納室

### 【利用できるコンビニエンスストア】

MMK設置店、くらしハウス、スリーエイト、生活彩家、セイコーマート、セブンイレブン、ダイエー、デイリーヤマザキ、ニューヤマザキデイリーストア、ハセガワストア、ハマナスクラブ、ファミリーマート、ポプラ、ミニストップ、ヤマザキスペシャルパートナーショップ、ヤマザキデイリーストア、ローソン、ローソンストア100

【問い合わせ】 上下水道課 ☎637-3131 FAX637-3157

### ②水道工事…町指定給水装置工事事業者へ

水道工事(新設・増設・改良)をするときは、必ず町指定給水装置工事業者に依頼してください。町指定給水装置工事業者以外が行った工事は無届け工事となり、町の水道条例によって給水を中止する場合があります。

【問い合わせ】 上下水道課 ☎637-3131 FAX637-3157

### ③水道のいろいろな届け出

【開始届】 新しく水道を使うとき、又は引っ越してきたとき

【中止届】 引っ越していくとき

【変更届】 使用者の名義が変わるとき

上記の届け出のときは、2～3日前に届出書を提出してください。

【問い合わせ】 上下水道課 ☎637-3131 FAX637-3157

### ④修繕の申し込み

小さな水漏れでも、放っておくと大きなムダ使いになります。すぐに修理しましょう。

水道管が裂けたとき、蛇口がしまらなくなったなど故障したときは、水道メーターのところにある止水栓をしめて水を止めてください。そして、直ちに、町指定給水装置工事業者へ修理を依頼してください。

【問い合わせ】 上下水道課 ☎637-3131 FAX637-3157

広告

## 水廻りトラブル・水もれ・つまりお任せ下さい!!

TOTO まかせて安心! 水道局指定工事店です!! LIXIL

★水道工事全般・漏水調査

基本料金2,200円+材料費+作業料金1,100円~

★ボイラー・太陽熱温水器修理・点検承ります ★水廻りのリフォーム・下水管清掃等

年中無休 夜間受付OK

見積無料  
親切・丁寧  
安心料金  
緊急対応

ダイイチ わかば第一水道



藍住町水道局指定業者 指定104号

詳細は わかば第一水道 検索



- 完全前見積り、了承を得てから作業!
- 必要最小限での作業にて予算をおさえます。
- アフターも安心、作業に関して保障します!

総合受付  
センター  
本社

☎0120-444-688

徳島市新浜本町1丁目8-71/藍住町徳命字元村178-19



## ⑤漏水に注意しましょう

メーターから家庭内の水道設備は、所有者又は使用者で維持管理していただくことになっています。漏水には十分ご注意ください。

漏水のおそれがあるときは、まず家中の蛇口をしめて水道メーター内のパイロットが回っているか確認してください。回っている場合は、速やかに町指定給水装置工事事業者へ相談してください。

**【問い合わせ】** 上下水道課 ☎637-3131 FAX637-3157

### ○上下水道課からのお願い

#### 【町指定給水装置工事事業者とは】

藍住町が指定した、水道工事業者です。町内だけでなく、町外にも指定を受けた事業者があります。一覧表を町ホームページに掲載していますので、参考にしてください。

#### 【検針を効率よくすすめるために】

- メーターボックスの上に物を置かないようにしてください。
- メーターボックスの中は、いつもきれいにしておきましょう。
- 犬は放し飼いにせず、出入り口やメーターボックスから離れた場所につないでおいてください。

#### 【初水は飲み水以外にご使用を】

旅行、入院などで長期間にわたり水道を使用しなかったときは、バケツ1杯分程度を飲み水以外にご利用ください。

#### 【凍結の防止について】

屋外の露出している水道管は保温材(布や毛布でも可)を巻いて防寒してください。なお、布や毛布を使う場合は、ぬれると逆効果になりますので、上からビニールテープなどを巻いて防水すると効果があります。

万一、凍ってしまって水が出ないときは、急に熱湯をかけたりしますと水道管が破裂することがありますので、タオルなどをかぶせた上からぬるま湯をかけて、ゆっくり溶かしてください。

#### 【ホームページのご案内】

上下水道課では町ホームページに各種届け出等の案内を掲載していますので、ご利用ください。

<https://www.town.aizumi.lg.jp/>

## 生活排水

私たちの家庭から毎日出ている生活排水は、河川等の水質汚濁の大きな原因となっています。町では、生活排水を適正に処理し、河川等の水質を改善するため、すべての生活排水を処理できる公共下水道や合併処理浄化槽の整備促進を図っています。

### ①公共下水道

平成21年4月から一部供用を開始し、現在奥野、徳命、矢上地区の各一部において公共下水道に接続することができます。快適な水環境を保全するためにも公共下水道をご利用ください。

#### ●下水道が使えるようになると必要になるもの 【受益者負担金】

下水道の整備が完了した地域に土地や家屋をお持ちの方に、下水道へ接続する際に受益者負担金を納めていただきます。受益者負担金は、1戸あたり12万円です。受益者負担金は1度だけ納めていただくもので、すでに納められた土地について、新たに受益者負担金が課されることはありません。

#### ●下水道を使用するには

新たに排水設備を設置し、下水道を使用する場合は、上下水道課に届け出が必要です。

#### 【下水道使用料】

下水道の使用を開始しますと、下水道使用料が必要になります。下水道使用料は、水道の使用水量に応じて算出し、水道料金と併せてお支払いいただきます。この下水道使用料は、旧吉野川浄化センターや下水道施設の維持管理費などに充てられます。下水道使用料の支払いは、便利な口座振替制度をご利用ください。

また、コンビニエンスストア、スマートフォン決済アプリ(PayPay、LINE Pay)で納付することができます。

#### 【排水設備設置工事】…藍住町下水道排水設備指定工事店へ

下水道を使用するには、宅内の排水管を公共汚水ますに接続する工事(排水設備設置工事)が必要となります。工事を行う場合は、下水道排水設備責任技術者が専属している町が指定した下水道排水設備指定工事店に依頼し、申請書を提出し、必ず町の確認を受けてから工事を行ってください。

下水道排水設備指定工事店一覧については、上下水道課にお問い合わせいただくほか、町ホームページにも掲載しています。

**【問い合わせ】** 上下水道課 ☎637-3123 FAX637-3157





## ②浄化槽設置整備事業補助制度のご案内

浄化槽を設置する場合、「藍住町浄化槽設置整備事業補助金交付要綱」に基づき補助します。

### 【対象地域】

公共下水道事業認可区域とみどりが丘団地を除く、町内全域

### 【対象者】

延床面積の1/2以上が自己又はその親族の居住用建物で、10人槽以下の浄化槽を設置し使用開始される方のうち、次のいずれにも該当し、年度内に事業が完了できる方

●自ら浄化槽を設置しようとしている方

●町税等の滞納がない方

※年度内に工事が完了しない場合は補助金の交付ができません。

### 【申請受付期間】

4月1日から12月28日まで。ただし、予定数に達した時点で受付を終了します。

### 【浄化槽設置整備事業補助金額】(令和5年4月1日現在)

補助種別	区分	補助金額(上限額)
転換補助 (注1)	5人槽	360,000円
	7人槽	462,000円
	10人槽	585,000円
撤去補助 (注2)	単独浄化槽	120,000円
	くみ取り槽	90,000円
宅内配管 補助(注3)	単独浄化槽	300,000円
	くみ取り槽	300,000円

注1 転換補助に該当するのは、同一敷地内において既設の単独浄化槽又はくみ取り便所等を撤去し、これに換えて浄化槽を設置する場合です。ただし、建築確認申請を伴う場合は転換補助の対象にはなりません。

注2 撤去補助を受けるには、転換に伴い既設単独浄化槽又はくみ取り槽を完全に撤去する必要があります。

注3 家の増改築工事の一環として、配管工事を行う場合、宅内配管補助の対象とならない場合があります。

### 【補助金手続の留意事項】

生活環境課への申請書は必ず着工前(転換補助は既設槽撤去前)に提出してください。

【問い合わせ】 生活環境課 ☎637-3116 FAX637-3152

## ◎浄化槽の維持管理

微生物の働きを利用して生活排水を浄化する浄化槽の機能を維持するには、日頃の維持管理が欠かせません。浄化槽法でも浄化槽の管理者には、「保守点検」、「清掃」、「法定検査」を行うことが義務づけられています。

### 【保守点検】

浄化槽が正常に機能しているかの点検、装置の調整や修理、汚泥の抜き取りや清掃時期の判定をし、消毒剤の補充などを行います。保守点検を業者に委託する場合は、徳島県の登録業者に依頼してください。

### 【清掃】

浄化槽内に汚泥などがたまりますと、浄化槽の働きが衰えますので一年に1回以上の清掃が必要です。浄化槽の清掃は中央クリーンステーションが行います。

### 【法定検査】

浄化槽の保守点検や清掃は適正に行われているか、排水は十分に浄化されているかを確認するための検査で、県の指定機関である(公社)徳島県環境技術センターが実施します。

【問い合わせ】 生活環境課 ☎637-3116 FAX637-3152

## 交通

### ①交通安全施設の設置など

町では、交通安全を確保するための施設として、交通標識、カーブミラー、ガードレールや防犯灯などを設置し、維持管理を行っています。

※規制に係る交通標識の設置や維持管理については、公安委員会で行っています。

【問い合わせ】 建設産業課 ☎637-3122 FAX637-3152

### ②カーブミラー設置補助制度

町では、住民の方がご自宅から道路に出られる際に見通しが悪く交通上の危険があるとの判断がされ、カーブミラーの設置をご希望の場合、その費用の一部を補助(上限及び回数に制限あり)する制度があります。

ご希望の方は建設産業課までご連絡ください。

ただし、本件にかかる設置場所付近の土地所有者への了解、取付け、維持管理等については、すべて申請者の方に行っていただくことになっておりますので、ご協力をお願いします。

【問い合わせ】 建設産業課 ☎637-3122 FAX637-3152

## 飼い犬

### ①犬を飼うとき……………登録と予防注射

犬の所有者は、犬を取得した日(生後90日以内の犬を取得した場合にあっては、生後90日を経過した日)から30日以内に、町に犬の登録を申請し、狂犬病の予防注射を毎年1回受けなければなりません。

飼い犬の登録については、生活環境課や動物病院、予防接種については動物病院で随時することが可能です。

また藍住町では、毎年4月と10月に、飼い犬の登録と予防接種の巡回を実施しており、日時・場所については広報あいずみや個別通知でお知らせしていますのでご利用ください。

【問い合わせ】 生活環境課 ☎637-3116 FAX637-3152

### ②飼い犬の登録変更・抹消について

次のような場合、30日以内に生活環境課へ届出してください。

- 飼い犬が死亡したとき
- 犬の飼い主が変わったとき
- 転居などで犬の所在地が変更になったとき

【問い合わせ】 生活環境課 ☎637-3116 FAX637-3152





# 議会と選挙

町議会 選挙

## 町議会

### ①町議会のしくみ

町議会は、町民を代表する公選の議員(任期4年)で構成されている町の意思決定機関です。

また、町の公益に関することについて、議会が決定した意思を意見書として、国・県などの行政機関に提出することができます。

#### 【本会議】

町議会は町長が招集します。定例会は3月・6月・9月・12月の年4回開き、臨時会は必要がある場合に招集され、特定議案のみを審議します。

#### 【常任委員会】

総務文教・建設産業・厚生などの3つの常任委員会が設けられ、本会議から付託された議案などの審査や行政事務の調査をしています。

#### 【議会運営委員会】

議会の運営に関する事項や議会の会議規則、委員会に関する条例、議長の諮問に関する事項などについて調査を行うほか、会期、日程、議案等の取扱いなど協議を行います。

#### 【特別委員会】

議会には当面する重要な問題について審査する組織として必要がある場合に議会の議決により、特別委員会が設置されることがあります。

### ②町議会への請願、陳情

議会は、住民の代表機関として、民意を広く行政に反映するため、議会本来の権限事項を処理するほか、町の事務や議会の権限に属する事項全般に関する請願を受理し、これを処理する権限を持ちます。

#### 【請願】

請願の趣旨、提出年月日及び請願者の住所を記載し、請願者が署名又は記名押印した文書を議長あてに提出してください。議員の紹介が必要です。請願書の表紙に紹介議員の署名を受けてください。

#### 【陳情】

提出の要領は請願と同じですが、議員の紹介は必要ありません。

### ③町議会の傍聴

町議会本会議は傍聴することができます。希望される方は、会議当日に受付で傍聴手続(氏名・住所等を記載)をしてください。

【問い合わせ】 議会事務局 ☎637-3127 FAX637-3156

## 選挙

### ①永久選挙人名簿について

#### 【永久選挙人名簿とは】

住民基本台帳の記録などに基づいて、選挙管理委員会が調製、保管する名簿です。この名簿にいったん登録された方は、他の市町村に転出などで4か月を経過したとき、死亡したとき、日本国籍を喪失したとき以外には終生抹消されることがないので永久選挙人名簿といえます。

選挙の際に投票をするためには、この永久選挙人名簿に登録されていなければなりません。

#### 【永久選挙人名簿への登録は】

永久選挙人名簿への登録には、毎年3月・6月・9月・12月の1日を基準日と定めて行う定時登録と、選挙のつど基準日(通常は選挙の公示、告示の前日)を定めて行う選挙時登録があります。

まだ名簿に登録されていない方で、基準日現在、藍住町に住民票を移してから引き続き3か月以上住所を有している方のうち、基準日又は投票日まで年齢満18歳以上になる方を新たに登録します。

### ②選挙権

#### 【衆議院議員、参議院議員の選挙】

日本国民で年齢満18歳以上になれば、法律により選挙権を停止されている方以外誰にも選挙権があります。

選挙前に住所を移した方で、まだ新しい住所地の選挙人名簿に登録されていない方でも、ほとんどの方が元の住所地で投票することができます。

#### 【在外投票】

日本国籍を持つ18歳以上の有権者で、仕事や留学などの事情で海外に住んでいる方で、在外選挙人名簿に登録され、在外選挙人証を持っている方が投票することができます。

#### 【地方公共団体の選挙】

##### ●町議会議員・町長

町議会議員、町長選挙では登録基準日前までに引き続き3か月以上藍住町に住民を有している必要があります。

##### ●県議会議員・県知事

県議会議員、県知事選挙では、県外へ住所を移した方は投票できません。また、県内の他市町村へ住所を移した方の中には届出の時期によって、新住所地の選挙人名簿に登録されていないことがあります。この場合、元の住所地の投票所で投票できる制度があります。

【問い合わせ】 選挙管理委員会 ☎637-3126 FAX637-3151

### ③投票

#### 【投票所入場券】

投票に先立ち、選挙期日の公示(告示)日以後投票所入場券を郵送します。

入場券に記載された各地区の投票所へ本人が入場券を持参し、受付で提示してください。

万が一、届かなかつたり紛失してしまったなどで入場券がない場合でも、選挙人名簿に登録されている方はそれぞれの投票所で本人確認の上、投票できます。

#### 【代理投票、点字投票】

自分で字が書けないため、投票の代筆を希望する方、点字での投票を希望する方は、投票所で係員に申し出てください。

#### 【期日前投票】

仕事・旅行・レジャーなど、何らかの理由で、選挙の当日に投票所に行けない方は、告示日の翌日から投票日の前日まで期日前投票ができます。入場券を期日前投票所に持参し、宣誓書に必要事項を記入してください(宣誓書は入場券に印刷してあります)。入場券がない場合でも、本人確認の上、投票できます。

#### 【不在者投票】

滞在先や不在者投票ができる施設として指定されている病院や老人ホームなどに居られる方は、不在者投票ができます。

身体に障がいのある方は障がいの種類・程度によって、郵便を使って自宅で投票する郵便投票の制度を利用することができます。

「選挙人名簿登録証明書」(申請が必要)の交付を受けている船員の方は、指定港・船舶内・ファクシミリ(衆・参議員選挙のみ)による不在者投票制度を利用することができます。

特定国外派遣事業及び南極地域調査における不在者投票制度もあります。

また、選挙人名簿登録地以外の選挙管理委員会では不在者投票をする場合は、投票用紙など必要な書類を請求(どこで投票したいかを伝えます)し、交付された投票用紙などを持参して選挙人名簿登録地以外の市区町村の選挙管理委員会に出向き、不在者投票ができます。

【問い合わせ】 選挙管理委員会 ☎637-3126 FAX637-3151



議会と選挙





人と法律のあいだに。

# 相続遺言相談センター<sup>®</sup> 徳島西宮

小笠原合同事務所・アクシスパートナーズ

**相続 遺言 贈与**

平日9:00~18:00 土曜9:00~17:00

**0120-110-991**



徳島・小松島・鳴門・阿波・阿南・吉野川・海部の相続、遺言を安心サポート！

HP



**毎週土曜日無料相談受付(予約制)**

LINE



**徳島事務所**  
徳島市東大工町1丁目19

**鴨島事務所**  
吉野川市鴨島町喜来字宮北485-1

**海南事務所**  
海部郡海陽町大里字尾ノ鼻36-2

## 行政書士法人 きずな徳島

徳島県行政書士会所属 代表行政書士 吉田 嘉光

- 自動車登録・車庫証明 ●建設業許可・経営事項審査
- 外国人在留許可 ●相続関係書類
- その他各種許認可・届出

《営業時間》月～金曜日：AM9:00～PM6:00  
メール・FAXでは24時間受付しております。  
《定休日》土・日・祝日（ご予約は対応します。）

悩みごと、困りごとなど  
ありましたら、お気軽に  
ご相談ください。

**TEL 088-679-1444 FAX 088-678-3605**

藍住町勝瑞字成長128番地6

e-mail info@gyousei-naruto.net







# 相談・広報・広聴

◆いろいろな相談 ◆広報 ◆広聴

## いろいろな相談

### ひとりで悩んでいませんか？

困ったときは藍住町の心配ごと相談所をご利用ください。相談は秘密厳守・無料です。

#### ① 藍住町心配ごと相談所

相談種類	相談内容	相談日(祝日を除く)	相談員・機関	相談場所
一般相談	生活上の悩みや、家庭生活での相談	第1・3火曜日 13:30~15:30	民生委員・学識経験者	総合文化ホール2階 相談室
人権相談	人権に関する相談	第2月曜日 13:30~15:30	人権擁護委員	
行政相談	国の行政活動全般及び関係行政機関への苦情・意見・要望等に関する相談	第1月曜日 13:30~15:30	行政相談委員	
法律相談	財産・相続・契約・金銭貸借などの相談	第2・4木曜日 13:00~15:00	弁護士	
税金相談	所得・相続・贈与など税金に関する相談	第3金曜日 13:00~15:00	税理士	
健康相談	健康や食事・保健衛生などについての相談	毎週月曜日 13:30~16:30	保健センター	総合文化ホール1階 保健センター
介護相談	介護保険・福祉機器・家庭介護などについての相談	月~金曜日 8:30~17:15	地域包括支援センター	役場4階 地域包括支援センター
こども相談	子育てに関する悩みやその他気になることの相談	月~金曜日 9:00~12:00	児童館	町内の児童館 (江ノ口児童館を除く)

【予約】 法律相談は必ず事前に予約をお願いします。(※初めての方を優先します。)

相談所専用電話 ☎692-6222

【問合せ】 藍住町社会福祉協議会(☎692-9951 FAX692-1626)までお問い合わせください。

#### ② 消費生活センター

相談種類	相談内容	日時	相談員・機関
消費生活相談	消費者トラブルに関する相談	月~金曜日 9:00~16:00	消費生活相談員

消費生活相談員2名が無料で相談を受け付けます。不安なとき困ったときはお気軽に連絡ください。秘密は守られます。

【場所】 消費生活センター(役場2階 産業支援室内)

【問合せ】 消費生活センター(☎679-1848)、消費者ホットライン(局番なし ☎188)

広告

**高岡司法書士事務所**  
司法書士 高岡俊成

- 土地建物の相続・贈与・売買の登記
- 会社法人設立、役員変更等の登記
- 裁判所提出書類作成
- 簡易裁判所訴訟代理関係業務

北島町役場 ●  
ファミリーマート ●  
北島中学校 ●  
パナソニック ●  
パナダンス ●  
北島南小学校 ●  
しまむら ●

★**当事務所**

北島町江尻字妙蛇池 21-10  
☎(088)697-2686

**黒木総合法律事務所**  
徳島弁護士会所属 弁護士 黒木賢太郎  
受付時間 午前9:00~午後5:30

至上板 ● 西条・北島線 ● ダイキ ● 至北島 ●  
ドラッグストア ● ビデオ100 ● 浜病院 ●  
チャーリー ● 徳島前住店 ●  
黒木総合法律事務所 ● 藍住町役場 ●  
ジェイテクト ● ジェイテクト ● 徳島工場 ● 中島タウンス ●  
藍住IC ● 名田橋 ● 徳島自動車道 ●

藍住町東中富字龍池傍52-6 TOP藍住IC-E号室 駐車場有り  
**TEL088-679-6009**  
<https://www.kuroki-lawoffice-tokushima.jp>



相談・広報・広聴



## 広報

### ① 広報あいずみ

毎月15日に広報紙「広報あいずみ」を発行し、町民の皆さんに配布しています。紙面には、町の施策を分かりやすく説明した内容や町からのお知らせ、町内で起こった出来事、催しなどを掲載し、町政と町民のパイプ役を果たしています。

配布は、新聞折込みにより行っていますが、新聞を購読されていない方には、申込制で郵送しています。町内の方は郵送料等の費用は掛かりません。申込みを希望される方は総務企画課政策推進室までご連絡ください。

なお、「広報あいずみ」は町ホームページでもご覧いただけます。

#### 【問い合わせ】

総務企画課 政策推進室 ☎637-3124 FAX637-3155

### ② 藍住町ホームページ

町の行事予定やお知らせ、各種手続のほか、ごみカレンダーや健康カレンダーなど町政全般の情報を提供し、災害時には、緊急情報を提供します。

<https://www.town.aizumi.lg.jp/>

#### 【問い合わせ】

総務企画課 政策推進室 ☎637-3124 FAX637-3155

### ③ 藍メール

町民の皆さんに安全で安心な生活をお過ごしいただくための情報(防災情報、イベント、募集情報等)をメールで配信しています。

登録方法の詳細は町ホームページをご覧ください。

#### 【問い合わせ】

総務企画課 政策推進室 ☎637-3124 FAX637-3155

### ④ 行政報告

町ホームページに、町議会定例会で町長が述べた所信表明及び行政報告を、見やすく編集して掲載しています。

#### 【問い合わせ】

総務企画課 政策推進室 ☎637-3124 FAX637-3155

### ⑤ 電光掲示板

町民体育館の西側に電光掲示板を設置し、町からのお知らせや各種催し物などの情報を掲示しています。

【問い合わせ】 社会教育課 ☎637-3128 FAX637-3153

## 広聴

### 町長への手紙

町政に対する意見等を広く聴取するために「町長への手紙」を設置しています。

#### 【「町長への手紙」設置場所】

1	藍住町合同庁舎1階町民ホール
2	藍住町総合文化ホール
3	藍住町立図書館
4	藍住町歴史館「藍の館」
5	藍住町勤労女性センター
6	藍住町老人福祉センター「藍翠苑」
7	藍住町立中央保育所
8	藍住町立幼稚園(4か所)
9	児童館(8か所)

#### 【問い合わせ】

総務企画課 政策推進室 ☎637-3124 FAX637-3155







Aizumi Town

# 生活ガイドINDEX

身近な医療機関がわかる



医療機関  
ガイド

日々の生活に役立つ



暮らしの  
知識

※生活ガイドでは、暮らしに役立つ情報を掲載しています。

※地図のページに関しましては、該当ページに広告をご掲載いただきました施設の情報のみ表示しています。

藍住町医師会 78

徳島県歯科医師会  
板野歯科医師会 79

徳島県薬剤師会 板野支部 80

藍住町商工会 81

藍住町 健康マップ(病院・薬局) 82

藍住町 藍住町近隣 健康マップ 84

藍住町タウンマップ 86

リフォームの基礎知識 88

空き家を放置するとどうなるの? 90

愛車の健康法 92

話題の店舗をご案内 93

葬儀について 94



生活ガイド





# 藍住町医師会

## 会長あいさつ

医療は、人と人との接触が基本であり、新型コロナウイルス感染拡大により、多大な影響を受けています。藍住町医師会としても、感染防止を行いながら通常診療を途切れることなく継続することに全力で努めております。また藍住町と協力し、新型コロナウイルスワクチン接種にも全面的に協力し感染の鎮静化を進めていくつもりです。

かかりつけ医をもって健康管理に努めましょう。

藍住町医師会長 稲次 圭

### 藍住町医師会と藍住町との主な連携事業

#### 〇町保健センターとの連携事業

##### <検診事業>

町民のがん検診(胃がん(エックス線・内視鏡)、大腸がん、子宮がん、前立腺がん)とともに肝炎検査、骨粗しょう症検診及び、特定健診の委託を受けています。

##### <特定健診・特定保健指導の受託>

各医療保険者が実施する、特定健診・特定保健指導を受託しています。特定健診結果を基に、分かりやすく結果を説明したり、必要に応じて治療につなげたり、各医療保険者と協働して、健診から健康な生活が続けられるよう進めています。

##### <予防接種事業>

BCG、4種混合、B型肝炎、風疹、麻疹、日本脳炎、子宮頸がん予防ワクチン、Hib、小児肺炎球菌、水痘、高齢者インフルエンザ、高齢者用肺炎球菌の予防接種事業に対して県内広域化事業に参加し、藍住町民はもとより県内在住者全ての利便性向上を図っています。

また、速やかなコロナ感染の終息をめざし2021年5月から新型コロナウイルスワクチン接種事業を進めています。

##### <母子保健事業>

健診事業として股関節脱臼検診、9-10か月児健診、1歳6か月児健診、3歳児健診に携わっています。

妊婦一般健康診査、乳児一般健康診査も県内全自治体の委託を受けています。

##### <藍住町健康づくり事業>

健康づくり推進協議会に参加し福祉・健康づくりの町フェスティバル、健康づくり朝食アイデア献立コンクール等で町民の健康増進活動を行っています。

#### 〇町教育委員会との連携事業

##### <学校医事業>

学童に対する内科健診、眼科健診や耳鼻咽喉科健診に全医療機関が参加しています。

学童心電図検診や小児生活習慣病、検尿による腎臓病検診等も板野郡医師会と徳島県医師会の専門部門を設けて検討し学童検診事業の向上を図っています。

また、各校に設置されている保健委員会に参加し、教職員や父兄の方々とともに学童の健康維持・安全対策を練っています。さらに、食物アレルギー対策も県医師会とも連携をとり改善を図っています。

#### 〇町地域包括支援センターとの連携事業

##### <在宅医療・介護連携推進事業>

介護が必要な状態となっても住み慣れた地域で自分らしい暮らしを人生の最後まで続けることができるよう、地域包括支援センターと連携を図り、在宅療養・介護の相談支援を行っています。板野郡医師会が板野郡5町から委託を受け、切れ目のない在宅医療と在宅介護の提供体制の構築推進、在宅医療・介護連携に関する相談支援なども行っています。

##### <認知症総合支援事業>

認知症高齢者の地域での生活を支えるために、認知症の早期診断、早期対応に向けて、かかりつけ医・認知症サポート医・認知症専門医療機関が連携し、認知症初期集中支援チーム・認知症地域支援推進員とともに支援体制づくりに携わっています。

##### [相談から支援までの流れ]

###### ①地域包括支援センターへ相談

###### ②認知症初期集中支援チームによるサポート

- ・家庭訪問
- ・必要に応じて専門医療機関への受診の促しや調整
- ・必要な医療や介護サービスの検討、調整
- ・認知症の症状に応じた対応や日常生活等についてアドバイス

###### ③関係する機関へ引継ぎ

かかりつけ医やケアマネジャーに支援を引き継ぎ  
その他にも、藍住町医師会は藍住町と連携して精神保健事業、国民健康保険事業や介護保険事業などを行っています。

## 藍住町内の身近なお医者さん

医療機関名	所在地	電話番号
社会医療法人川島会 藍住川島クリニック	藍住町徳命字前須西98番1	088-692-0110
医療法人明和会 藍住 たまき青空クリニック	藍住町住吉字千鳥ヶ浜110-5	088-678-7727
あいずみ皮ふ科	藍住町矢上字西47-7	088-692-9211
あいずみ松本眼科	藍住町徳命本村162-8	088-677-5568
安芸内科	藍住町奥野字和田117-6	088-692-6111
社会医療法人凌雲会 稲次病院	藍住町笠木字西野50-1	088-692-5757
大久保内科	藍住町笠木字中野179-5	088-692-1220
奥村医院	藍住町徳命字前須西166-1	088-692-2403
香川内科	藍住町住吉字神蔵158-1	088-692-9770
医療法人 きはら耳鼻 咽喉科医院	藍住町乙瀬字中田65-1	088-693-0087
こうのINR クリニック	藍住町東中富字龍池傍54-3	088-693-1103
小松泌尿器科	藍住町東中富字趾傍15-1	088-692-1277

医療機関名	所在地	電話番号
医療法人 こやま小児 科内科クリニック	藍住町矢上字原193-1	088-637-3211
医療法人 西條内科耳鼻科	藍住町東中富字趾傍示22-7	088-692-8711
清水内科	藍住町奥野字和田71-13	088-692-8900
杉みね整形クリニック	藍住町東中富字直道傍示68-10	088-693-1021
富本小児科内科	藍住町東中富字東傍示1-3	088-692-7228
内科クリニック・オクムラ	藍住町奥野字長江口70-7	088-692-4771
医療法人 中川整形外科	藍住町勝瑞字東勝地95-2	088-641-2288
中山産婦人科・小児科	藍住町東中富字長江傍示5-6	088-692-0333
浜病院	藍住町矢上字北分95	088-692-2317
増田クリニック	藍住町矢上字原174-1	088-693-3020
森本医院	藍住町勝瑞字成長62	088-641-4141
矢野医院	藍住町矢上字西160-102	088-692-4411
山田眼科 藍住	藍住町奥野字矢上前53-2	088-692-8118
医療法人 山根眼科	藍住町奥野字乾2-1	088-692-8171





## 主な活動内容



### むし歯や歯周病の予防

- 「いきいき健口フェア」6月・11月
- 会員の各歯科医院でも、「フッ素塗布」が行われています。
- 「歯周病」と全身への関わりについてのP.R.活動。



### 心身障がい者歯科診療

- 何らかの障害をお持ちで地域の歯科医院での治療が困難な方を対象とした歯科診療所です。

【診療日】毎週月曜日～金曜日

【受付】午前9時30分～午後4時30分  
完全予約制です。必ず前もってご連絡ください。

口腔保健センター

☎088-632-8511



### 各種歯科健診の実施

- 乳幼児歯科健診、学校歯科健診、妊婦歯科健診、事務所健診



### 歯科休日救急診療所

【診療日】当面の間大型連休（お盆、年末年始、GW等）のみ

【受付】午前9時30分～午後2時30分  
詳しくは<http://www.tokushimacity-ddental.com/>まで

電話予約制

☎088-632-8511



### その他の活動

- 親と子のよい歯のコンクール  
8020よい歯の高齢者表彰、学校表彰、シルバー大学校講師派遣など

### 徳島歯科学院専門学校

歯科衛生士・歯科技工士の養成

☎088-632-7260

- 歯科治療電話相談

受付日 毎週木曜日（祝日除く）  
午後1時～午後4時

☎088-633-0988

往診できるご近所の歯科医院をご紹介します。

徳島県歯科医師会 在宅歯科医療連携室

☎080-2987-4838 までお電話ください。

受付時間：月曜日～金曜日（祝日除く）  
9:00～17:00



## 藍住町内の身近なお医者さん

医療機関名	所在地	電話番号
あい歯科	藍住町矢上字北分64-3	088-692-7887
猪子歯科	藍住町徳命前須東163-1	088-692-7668
おおさわ歯科医院	藍住町勝端字幸島116-71	088-641-4216
コウケン歯科	藍住町笠木西野33-10	088-692-8841
さいじょう歯科	藍住町奥野字和田122-6	088-692-0180
斎藤歯科医院	藍住町住吉字神蔵209-1	088-678-4337
多田歯科医院	藍住町東中富字長江傍示22-8	088-692-8217

医療機関名	所在地	電話番号
濱デンタルオフィス	藍住町住吉字藤ノ木128-6	088-692-5566
福井デンタルクリニック	藍住町勝瑞字成長140-5	088-677-8288
枅富歯科医院	藍住町奥野字西中須94-1	088-692-2525
松本歯科小児矯正歯科医院	藍住町徳命元村115-1	088-693-3525
みき歯科医院	藍住町勝端成長59-3 古山ハイツ105	088-641-4343
森歯科医院	藍住町勝瑞字西勝地86	088-641-2333







# 徳島県薬剤師会 板野支部

## 徳島県薬剤師会板野支部ごあいさつ

藍住町のみなさま、こんにちは。徳島県薬剤師会板野支部です。私たち薬剤師会は、薬局、製薬会社や医薬品卸、大学、行政機関などで働くすべての薬剤師の職能団体です。その中で、みなさまに一番身近な薬局は、現在、板野郡内で43店舗の薬局が加入しており、お薬やみなさまの健康サポートに関する活動に取り組んでいます。

薬局では、「かかりつけ薬局」としてみなさまのお薬と健康に関する相談窓口となり得るよう病気のケアと健康増進のために努め、「医療提供施設」として医師や看護師、ケアマネージャーなど他職種と連携し「在宅医療」の際のお薬の正しい使い方や管理・指導を行うなど「くすりの専門家」として微力ながら地域医療の一端を担わせて頂いております。

また地域では「学校薬剤師」として地域の学校保健充実と児童や生徒の保健衛生の向上に携わり、麻薬・覚せい剤などの「薬物乱用防止教室」や「禁煙」についての啓蒙活動を行っております。

その他「公認スポーツファーマシスト」（日本アンチ・ドーピング機構が定める所定の課程終了後に認定され、最新のアンチ・ドーピング規則に関する知識を有する薬剤師）として国民体育大会に向けての選手団への情報提供や啓蒙活動、学校教育の現場におけるアンチ・ドーピング情報を介した医薬品の使用に関する情報提供や啓蒙活動を行っております。徳島県薬剤師会のホームページ上で、ドーピング薬の問い合わせも受け付けております。お薬相談や一般のみなさま向けの情報などもございますので、機会があれば、徳島県薬剤師会のホームページもご覧ください。

高齢社会といわれる中、数年前より国の政策として、セルフケアやセルフメディケーション（WHO定義：自分自身の健康に責任を持ち、軽度な不調は自分で手当てすること）を推進しております。つまり、薬局などで処方せんがなくても購入できる一般用医薬品（OTC医薬品）を上手に利用しながら病気の予防や体調管理を行い、自分の健康を自分で守ることで、その中で、薬剤師の役割は大きく、みなさまのお役に立てることも多いかと思えます。

日々進歩している医療やお薬、健康情報に対応し得るべく、地域薬剤師の知識向上に努め、今後も地域のみなさまの気軽な相談相手となれますよう努力してまいりますので、ご理解ご協力のほどよろしくお願い申し上げます。

薬剤師会板野支部支部長 岩下 佳代

## 業務内容

- 1 薬学の進歩を助成し、薬業発展の促進に関する事項
- 2 薬剤師職能の向上に関する事項
- 3 公衆衛生普及指導に関する事項
- 4 薬事衛生の向上普及に関する事項
- 5 学校保健に関する事項
- 6 社会保健に関する事項
- 7 介護・福祉に関する事項
- 8 優良医薬品の普及並びに流通の適正化に関する事項
- 9 会員の相互扶助、福祉増進に関する事項
- 10 機関誌並びに薬事関係図書刊行に関する事項
- 11 医薬品備蓄センターの運営に関する事項
- 12 次の業務に係る検査センターの運営に関する事項
  - (ア) 医薬品、医薬部外品及び化粧品等の試験検査
  - (イ) 飲料の用に供する水及び浄化槽の放流水・工場事業場等の排水等の水質検査
  - (ウ) 食品及び食品添加物等の検査
  - (エ) 衛生検査及び環境衛生検査のうち(イ)の事項を除くもの
  - (オ) 上記(ア)～(エ)の検査に係る証明事業
- 13 その他目的達成に必要な事項

## 一般社団法人 徳島県薬剤師会

〒770-8532 徳島県徳島市中洲町一丁目58番地1

TEL.088-655-1100(代) FAX.088-655-6991 E-mail:info@tokuyaku.or.jp

## 徳島県薬剤師会 藍住町内の薬局・薬店リスト

医療機関名	所在地	電話番号	医療機関名	所在地	電話番号
藍住サンコー調剤薬局	藍住町奥野字長江口70-35	088-693-2301	成長調剤薬局	藍住町勝瑞字成長165-2	088-683-3338
アイユ-薬局	藍住町矢上字安任141-6	088-692-3763	トマト調剤薬局 藍住店	藍住町徳命字前須西78-4	088-678-2752
あすなる調剤薬局 藍住	藍住町徳命字元村163-1	088-602-7182	ハート調剤薬局 笠木店	藍住町笠木字西野49-9	088-693-4520
薬のかわむら	藍住町勝瑞字正喜地78-8	088-641-1128	ハート調剤薬局 徳命店	藍住町徳命字前須東18	088-624-8466
サンコー調剤薬局 直道店	藍住町東中富字直道傍示 68-1	088-637-3193	ハート調剤薬局 東中富店	藍住町東中富字長江傍示3-3	088-635-6628
スマイル調剤薬局 あいずみ南店	藍住町住吉字千鳥ヶ浜110-5	088-602-7180	ハート調剤薬局 矢上店	藍住町矢上字原192-1	088-693-2310
スマイル調剤薬局 藍住店	藍住町東中富字龍池傍示54-3	088-677-6010	フレンド調剤薬局 藍住店	藍住町東中富字東傍示11-2	088-693-2980
			三谷調剤薬局 藍住店	藍住町奥野字和田118-8	088-692-6777



# 藍住町商工会

お気軽にお問い合わせください

徳島県板野郡藍住町奥野字矢上前41-3  
TEL 088-692-2816 FAX 088-692-8976  
URL: <http://r.goope.jp/tsci2200/>

令和5年8月



商工会は、昭和35年の商工会法制定以来、法律に基づいて設立された公的な経済団体として、会員事業者が、お互いの事業や地域の発展のために総合的な活動を行ってまいりました。

藍住町商工会は、昭和35年8月に設立され、地域の小規模事業者に寄り添う伴走型支援、創業や事業承継支援、地域資源「藍」を活用した試作品の開発及び販路開拓支援をはじめ、納涼祭・藍ラブフェスティバルの開催など、地域経済発展のための事業を積極的に展開してまいりました。

これからも役職員一丸となって、豊かな地域づくりと地域商工業の発展に貢献できますようきめ細やかな支援に努め、地域に密着した唯一の総合経済団体としての役割を担ってまいりますので、皆様方のご支援ご鞭撻を賜りますようお願い申し上げます。

藍住町商工会 会長 高畑 正明

## 藍住町商工会ってどんなところ？

### 経営相談・支援

- 各種講習会・研修会の開催
- 創業・事業承継・経営革新等の支援
- 弁護士・税理士・社会保険労務士などの専門家による無料個別相談支援
- 経営計画作成・各種助成金・補助金申請支援
- 商業活性化のため「藍住まちゼミ」の開催



### 金融相談・斡旋

- 無担保・無保証人・低金利による「マル経資金融資」の斡旋
- 資金繰表作成支援



### 税務相談・記帳指導

- 会員事業者向けインストール型クラウド経理ソフト「MA1」の利用指導
- 決算申告、源泉事務、日々の記帳等の指導



### 労務相談

- 労働保険等の手続き指導



### 各種共済制度紹介

- 小規模企業共済  
事業主のための国の退職金制度。掛金全額を所得控除可能
- 中小企業退職金共済・特定退職金  
従業員のための退職金制度
- 商工貯蓄共済  
貯蓄・融資・保障・医療の4つの機能を組み合わせた共済制度
- 福祉共済  
会員・家族・従業員のための傷害・病気・ガンの保障に役立つ共済制度
- 経営セーフティネット共済  
取引先の影響を受けた“連鎖倒産”や経営難を防止する共済制度







# 藍住町 健康マップ (病院・薬局)

## あいずみ皮ふ科

(旧わたなべ皮ふ科)

日本皮膚科学会 皮膚科専門医 井上 利之

診療時間	月	火	水	木	金	土
9:00~13:00	○	○	○	休	○	○
14:30~18:30	○	○	○	休	○	○

■休診日/日曜・祝日・木曜

藍住町矢上字西47-7

☎(088) 692-9211

## 内科クリニック・オクムラ

診療科目 ●内科 ●呼吸器内科 ●消化器内科  
●循環器内科 ●リハビリテーション科

副院長 奥村 宇信 (日本循環器学会認定 循環器専門医)  
(日本内科学会認定 総合内科専門医)

血圧・コレステロール値・血糖値が高いや  
動悸・息切れなどございましたらご相談下さい。

診察時間	月	火	水	木	金	土
AM 9:00~12:30	●	●	●	●	●	●
PM 3:00~ 6:30	●	●	●	/	●	●

【休診日】日曜・祝日・木曜午後



tel 088-692-4771

## 山根眼科

診療時間	月	火	水	木	金	土	日祝
9:00~12:30	●	●	●	/	●	●	/
14:30~18:00	●	手術	●	/	●	/	/

《休診日》木曜・日曜・祝日

板野郡藍住町奥野

☎(088) 692-8171

内科・小児内科・消化器内科・循環器内科  
呼吸器内科・リハビリテーション科

医療法人 清樹会 清水内科

診療時間	月	火	水	木	金	土	日祝
9:00~12:30	●	●	●	●	●	●	/
14:30~18:00	●	●	●	●	●	●	/

藍住町奥野字和田71-13 ※日曜・祝日は休診

☎ 692-8900 (代)

内科・呼吸器内科・耳鼻咽喉科

西條内科耳鼻科

診療時間	月	火	水	木	金	土
9:00~12:30	●	●	●	/	●	●
14:30~18:00	●	●	●	/	●	※

休診日 日曜日・祝日・木曜日 ※14:30~17:00

藍住町東中富字脳傍示22-7 スマホからでもアクセス

TEL 088-692-8711

FAX 088-692-8871



藍住たまき青空クリニック  
板野郡藍住町吉字千鳥ヶ浜110-5  
TEL 088-678-7727



血液透析内科 泌尿器科 腎臓内科

循環器内科 糖尿病内科 内科

KI, 社会医療法人川島会

藍住  
川島クリニック

藍住町徳命字前須西98番地1 ☎088-692-0110



地図のページに関しましては、該当ページに広告をご掲載  
いただきました施設の情報のみ表示しています。

ここは有料広告掲載ページです



**小児科 内科 富本小児科**  
病児保育

診療時間	月	火	水	木	金	土
AM 8:45~12:00	●	●	●	12:30まで	●	●
PM 1:30~2:30 予防接種・乳児健診	●	●	●	/	●	●
PM 2:30~6:00	●	●	●	/	●	17:00まで

藍住町東中富字東傍示1-3 (直道交差点より南へ400m)  
☎ **692-7228**  
(うさちゃん病児保育室 ☎678-2111)

**心と体の  
リラクゼーション法**

① リラックス呼吸法

簡単な呼吸法で、体の緊張をほぐしてみましょう。  
口を軽くあけて、ハァーとため息をついてください。苦しくならない程度に長く息を吐いたら、少し息を止めて休みます。息を吸うのは自然にまかせ、吸ったら、またハァーと吐いて休む、というのを繰り返します。吐く息に集中するのがポイント。気分が落ち着くまで何回でもやってみましょう。

**処方せん受け付けます**  
**藍住サンコー調剤薬局**  
営業時間  
月~土 AM8:30~PM6:30  
休 憩 PM0:30~PM2:30  
定休日/木曜午後・日曜・祝日  
藍住町奥野字長江口70-35  
TEL (088)693-2301  
FAX (088)693-2302

**安芸内科**

診療時間	月	火	水	木	金	土
9:00~13:00	○	○	○	正午まで	○	○
15:30~18:00	○	○	○	/	○	14:00 15:30

■診療科目 内科・糖尿病内科・放射線科  
■休診日 日曜・祝日  
藍住町奥野字和田117-6(藍住町役場南100m)  
☎ (088) 692-6111

スマイル健康の笑顔 院外処方せん受付  
**スマイル調剤薬局**  
薬剤師による在宅訪問指導を行っています  
**あいずみ商店** | **藍住店**  
住吉字千鳥ヶ浜110-5 | 東中富字龍池傍示54-3  
休日 日曜・祝日 | 休日 木曜・日曜・祝日  
☎ 602-7180 | ☎ 677-6010  
FAX 602-7181 | FAX 677-6020

**こやま小児科内科クリニック**

診療時間	月	火	水	木	金	土	日
午前 9:00~13:00	●	●	●	●	●	/	/
午後 14:30~18:30	●	●	/	●	●	●	/

※土曜日は~17:30まで 休診日/日曜・祝日・水曜午後  
藍住町矢上字原193-1 藍住町役場から東へ500m  
☎ **088-637-3211**

生活ガイド





# 藍住町 藍住町近隣 健康マップ

**さんた整骨院**  
健康保険適用可

※骨折・脱臼の場合は医師の同意が必要です。

受付時間	月	火	水	木	金	土	日
9:00~12:00	×	●	●	▲	●	●	▲
15:00~20:00	×	×	●	●	×	●	×

休月曜・祝日 ▲木曜・日曜 13:00まで

藍住町富吉字地神 29-11 ☎635-3212  
<http://seikotsu-santa3.com/>

Yuasa Dental Clinic  
歯科・小児歯科・歯科口腔外科・矯正歯科  
**ユアサ歯科**

診療時間	月	火	水	木	金	土	日・祝
9:30~13:00	●	●	●	/	●	●	/
14:30~18:30	●	●	●	/	●	●	/

板野町西中富字喜多居地60番1  
<http://yuasa-shika.com>  
TEL. 088-679-4618



歯科／小児歯科／矯正歯科  
**杣富歯科医院**

診療時間	月	火	水	木	金	土
午前 9:00am~1:00pm	●	●	●	●	●	-
午後 2:30pm~6:00pm	●	●	●	●	●	●

5:00まで

〈予約制〉新患・急患の方は随時受け付けております。  
〈休診日〉日曜・祝日・木曜午前

板野郡藍住町奥野字西中須94-1  
tel 088-692-2525

院長 折富健二  
副院長 折富由佳子 日本小児歯科学会認定 小児歯科専門医



心と体の  
リラクゼーション法

② アロマセラピーを  
利用してみよう

アロマセラピーとは、植物の精油で、主にその香りをおくことで健康に導くというもの。自分の好きな香りの精油をベースオイルで薄めてマッサージしたり、アロマポットに数滴垂らし、温めて香りを楽しみましょう。

歯科・小児歯科・矯正歯科  
**さいじょう歯科**

【診療時間】  
午前 9:00~1:00  
午後 2:30~7:00

【休診日】  
日曜・祝日、木曜

●ホワイトニング (自由診療 2~3万円)  
●虫歯予防  
●歯周病予防など

新患 急患随時受付

☎(088)692-0180  
藍住町奥野字和田122-6 <http://www.saijodent.jp>



地図のページに関しましては、該当ページに広告をご掲載  
いただきました施設の情報のみ表示しています。

ここは有料広告掲載ページです



歯科・小児歯科  
日本歯周病学会 歯周病専門医 森 俊樹

## M 森歯科医院

MORI Dental Clinic

診療時間	月	火	水	木	金	土	日祝
9:30~13:00	●	●	●	×	●	●	×
14:30~19:00	●	●	●	×	●	●	×

休診日 木曜・日曜・祝日 藍住町勝瑞字西勝地86  
☎088-641-2333

小さなお子様づれの方も、安心してご来院下さい

hama  
world office

診療時間/平日 午前 9:00-12:30  
午後 14:30-19:30  
Instagram 始めました!  
土曜日 9:00-13:00  
定休日/毎週日曜日・祝日  
HP/ <https://hama-dental.jp>

インプラント(自由診療1本30万円程度) 最新型CT導入!

## 濱 歯科

※初めての方も  
予約なしで  
診察いたします。TEL: 692-5566  
板野郡藍住町住吉字藤ノ木128-6

整形外科・リハビリテーション科

## こまつばら整形外科

診療時間	月	火	水	木	金	土
午前 9:00 ~ 12:30	●	●	●	●	●	●
午後 2:30 ~ 6:30	●	●	●	●	●	●

休診日 日曜日・祝日・水曜日午後  
北島町中村字城屋敷19-11  
ホームページ検索は こまつばら整形外科  
TEL. 698-5108



生活ガイド

小児科 アレルギー科 内科

## きた 健生 じま クリニック

TEL 088(698)9629  
〒771-0203 北島町中村字東開14-1

◎フジグラン北へ直達 ◎コープ北島 敷地内

診療時間	月	火	水	木	金	土
午前 8:50~12:00	●	●	●	●	●	●
予防接種	×	●	●	×	●	●
午後 1:30~2:30	×	●	●	×	●	●
午後 3:00~6:30	●	●	●	●	3:00~4:00	3:00~5:00







地図のページに関しましては、該当ページに広告をご掲載  
いただきました施設の情報のみ表示しています。

ここは有料広告掲載ページです



NPO法人  
**ライフ・サポート徳島**

指定就労継続支援B型事業所

板野郡藍住町乙瀬字青木10-6

TEL 088-692-1850

 **おごせリフォーム**  
Ogose Reform

株式会社おごせ電機 建設業許可第1673号

〒771-1252 徳島県板野郡藍住町矢上字北分88  
TEL.088-692-2074 FAX.088-692-2120



生活ガイド





# リフォームの基礎知識

## リフォームの進め方とポイント

### Step1 具体的な計画をたてる

- 時期、期間は？ ● 予算は？

リフォームの目的から具体的な計画を立てましょう。  
この時点での情報収集も大切なポイントです。



### Step2 事業者を決める～契約する

- 施工業者の事業内容がリフォーム目的と合致しているか？
- 実績や業務内容を吟味。信頼できる事業者か？
- 候補を数社選んで同じ条件で見積書を提出してもらい検討したか？

契約前に疑問点・不安点は徹底的に確認しましょう。

見積書・提案書や契約書だけでなく、打ち合わせの際の資料やメモなど書類にはしっかり目を通し、保管しておきましょう。



### Step3 着工

- 工事に向けての準備や近隣への周知は大丈夫か？
- 工程表に基づいて進んでいるか？
- 変更・追加などが発生していないか？

定期的に施工業者から報告・連絡を受けるようにしましょう。また、不安がある場合は施工業者の担当者を通じて確認するようにしましょう。

### Step4 着工後

- 事業者立ち会いの下、確認をし説明をうけたか？
- 今後のメンテナンスや保証先を確認したか？

## リフォームの疑問

**Q** リフォームの費用はどのくらいかかりますか？

**A** 改装の範囲で変わっていきます

建物の一部分の改装もリフォームですし、全面改装でもリフォームです。当然のことですが、手を加えれば加える程かかる費用は増えていきます。例えば、畳敷きの6畳間をフローリングに替える場合は十数万円ですが、家全体に及ぶ大掛かりな改装の場合は、建替えの方が安くなることもあります。



**Q** 満足いくリフォームのポイントは？

**A** まずは現在の不満点を挙げてみましょう

現在のお住まいの不満のある所をリストアップする事をおすすめします。そうする事でただ漠然と不満に感じていた事も具体的に検討出来るようになり、優先順位をつけて内容の整理もしやすくなります。

また、キッチンなどの設備の取り替えをお考えの場合は、ショールームなどで実際に見て触ってみることも重要です。



**Q** 信頼のおける業者とは？

**A** 2～3社は候補を挙げて比較しましょう

- 費用の安さで決めずに、契約内容に納得した上で契約をかわしましょう。
- 建築士や増改築相談員などの資格者がいるか確認しましょう。
- 経験豊富で実績がある事業者がどうか確認しましょう。
- アフターフォローはどうなのか、必ず確認しましょう。



個性をカタチに  
新しい住まいづくり

輸入住宅事業部が創設されました!

受け継がれた伝統と経験で  
世代を超え感動を与え続ける  
こだわりの住まいを創造



HIKARI construction company  
徳島県知事許可第1号

株式会社光建設

0120-781450

徳島市中洲町1丁目69番地

光建設 徳島 検索



万に備えて、住まいの講座



株式会社サイネックスによる編集記事ページです | ここは有料広告掲載ページです

『うちのお風呂は 想像以上に 気持ちいい!!』  
“しあわせ”と“ゆとり”を生み出します。

バス、キッチン  
住まいのリフォームは  
おまかせ下さい

**おごせリフォーム**  
Ogose Reform  
株式会社おごせ電機

建設業許可第1673号  
徳島県板野郡藍住町矢上字北分88  
TEL.088-692-2074  
FAX.088-692-2120  
HP <http://www.ogose.co.jp/reform>

Face book▲

**株式会社  
増原興業**

代表取締役 増原 輝明

**藍住町指定  
給水装置工事店**

藍住町矢上字原 263-158  
TEL 088-692-2134  
FAX 088-692-3956



徳島県知事許可 〈般 01〉 第 2181 号  
(社) 徳島県建設塗装協会会員

建築塗装全般・吹付工事全般  
橋梁塗装一式・鉄骨塗装一式

**白川塗装工業**

藍住町奥野字猪熊 244  
TEL (088) 692-4829  
FAX (088) 692-2938  
☎ 0120-416-353



管工事から、建築業、土木工事まで

**株式会社 伸ホーム**

TEL 088-698-7322 FAX 088-698-0338

北島町綱浜字中須40-8  
E-mail: info@shin-home.com  
建設業許可 徳島県知事(般-01)第4973号  
三級建築士事務所登録 徳島県知事 第12002号

ライフラボ徳島の家づくりは、まず“暮らしを想像する”ことから始まります。

自由設計の家づくり  
Life-labo  
Tokushima

徳島市万代町5丁目71-4 2F  
TEL 088-676-2413



生活ガイド





(株)未来は「空き家」に関する様々なことをサポートいたします。

# 空き家 空き土地

のことで困ってないですか?

売却 買取 維持 管理 活用 税金 相続 リフォーム

インスタ

Mirai House 株式会社未来

宅地建物取引業許可番号 徳島県知事(4)第2657号 徳島県知事(4)第2657号  
 建設業許可番号 徳島県知事 第70008号 徳島県知事 第70008号  
 二級建築士事務所許可番号 徳島県知事 第82002号 徳島県知事 第82002号

TEL. 088-641-0852 受付時間/10:00~19:00

771-1272 板野郡藍住町勝瑞字成長60-1 E-mail simple@mirai-house.jp https://mirai-house.jp/





株式会社サイネックスによる編集記事ページです | ここは有料広告掲載ページです



<b>外壁塗装</b>	屋根工事、防水工事もいたします 各種塗料よりご提案
<b>リフォーム</b>	内装工事、水道工事、電気工事 外構工事、原状回復、ハウスクリーニング
<b>害虫 喜歓駆除</b>	イタチ、ハクビシン、コウモリ、 ハト除けネット、スズメバチ、 空家管理

ご予算に合わせたご提案をさせていただきます。  
お気軽にお問い合わせ下さい。

**徳島住研サービス**  
T J S  
〒770-0044 徳島市庄町5丁目81-229  
TEL 088-635-5708  
直通 090-8698-6070  
<https://tokushima-js.com/>

一級建築士事務所  
**福井建築**

お客様と信頼を築く宣言

居間・キッチン・ユニットバスのことならお任せください！  
古民家・住まいの改修「考えよう、地震に強いリフォーム計画」

木造住宅耐震診断・屋根調査・お気軽にご相談ください

徳島県鳴門市大麻町松字東バ73番地1  
Tel 090-4503-0126  
FAX 088-689-3204

**あなたの不動産  
どう活かす？**

不動産のことならワンストップでお任せください。

- NPO法人徳島県空き家問題解決支援センター
- 日本賃貸住宅管理協会 ●全国賃貸管理ビジネス協会
- 損害保険代理店 ●生命保険代理店 ●宅地建物取引士
- 2級建築士 ●古民家鑑定士 ●賃貸不動産経営管理士
- 既存住宅状況調査技術者 ●相続支援コンサルタント
- 賃貸マンション・テナント・買家・管理戸数 1,100戸

1996年創業

**地域密着**

情報の実績

売りたいが…

**管理**

草刈りが大変  
害虫が心配

物件探しの  
時間がとれない

**買いたい**

土地探しから  
お任せしたい

相続した不動産

**相続相談**

売る？ 貸す？  
どっちがおトク？

そのまま売却したい

**売却**

家賃解体  
不用品処分

LINE

HP 売買・賃貸

お問合せ

**株式会社 藤本ハウジング** エイブルネットワーク With mama 徳島店 【石井店】 徳島県名西部石井町石井字石井497-1  
☎088-674-7816 FAX 088-674-7823  
【藍住店】 徳島県板野郡藍住町笠木字中野111  
☎088-692-8867 FAX 088-678-6378  
●(公社)徳島県宅地建物取引業協会会員 ●徳島県知事(6)第2366号 ●四国地区不動産公正取引協議会加盟 ●建設業許可(徳島県知事(藍-01)第7086号)



生活ガイド





# 愛車の健康法



日常点検や定期点検を習慣づけ、大切なクルマを長持ちさせましょう。「ちょっと変だ」と早めに異変に気付くことで、多くのトラブルを回避することができます。その為のアドバイスを紹介します。

## 意外と気付きにくいワイパーの交換

雨の日になくってはならないワイパーですが、劣化してくると拭きムラができたりびびり(拭き跡)が残ったり、かえって視界が悪くなることも。日頃から点検し、できれば1年に1度交換しましょう。



## ランプはこまめに点検を

車のランプ類はドライバーが状況を確認する他に、周りに対して意思表示を伝える役割もあります。安全に走行するために、日頃から故障しているランプが無い点検しましょう。



## エンジンオイルの交換は定期的に

エンジンオイルは次第に汚れ、機能が低下します。交換時期はエンジンの状態や使用状況によって異なりますが、一般的に5,000~10,000km経過時(走行距離が少ない場合でも6ヶ月~1年ごと)とされています。オイルのグレードによって交換時期が定められているので、状況に合わせ、早めに交換しましょう。

## エンジンの点検は耳でもできる

水温計などの計器でエンジンの異常を確認する事は出来ませんが、エンジンから普段と違う音がしないかどうかでも確認は出来ます。ガラガラ・キューキューというような音がしたらすぐに点検しましょう。

## 排気ガスで健康チェックを

エンジンをかけたら排気ガスをチェックしましょう。無色のはずの排気ガスが黒ずんでいるなど、普段と異なる状態を発見したら早めに整備工場に相談しましょう。



## 燃費チェックで健康診断

普段からガソリンを入れた時には燃費を調べて、燃費の変化に注意しましょう。燃費が悪くなったように感じたら点検しましょう。



## タイヤ点検

タイヤは、唯一路面と接して重い車重を支えている、負担の大きなパーツです。ドライブに出かける前に、タイヤの寿命や溝の有無、空気圧などチェックしましょう。



株式会社サイネックスによる編集記事ページです | ここは有料広告掲載ページです

生活ガイド

安いだけじゃない! **満足度 100%** 藍住町のみなさん! **顧客目線 100%** 車のこと。なんでも相談してください。こちらの都合じゃない!

新車・中古車

車検

キズへこみ修理

整備・修理

タイヤ・オイル

保険



営業時間 / 9:00~19:00 定休日 / 年末年始・GW・夏季休暇  
事業内容 / 新車・中古車販売・車検・点検・一般整備・板金塗装・出張オイル交換・パーツ販売・パーツ取り付け  
〒771-1261 徳島県板野郡藍住町笠木字中野 81-1  
TEL : 088-612-7871 FAX : 088-612-7872  
MAIL : l\_magic@wave.plala.or.jp



エルマジック徳島 検索





## 話題の店舗をご案内

株式会社サイネックスによる  
編集記事ページです

ここは有料広告掲載ページです

チームとして動いているので、  
下記の各業種とも連携して  
ご相談に乗らせていただきます。



- ◎司法書士 ◎弁護士 ◎税理士
- ◎保険業者 ◎各葬祭所 ◎各金融機関
- ◎不動産業者



### 総合不動産

## トラストホーム

徳島県知事(2)第2941号  
相談コンサルタント在籍店

お問い合わせ下さい

☆こんなお部屋に  
住めたらいいな♪ **リフォーム**

☆この条件でうち  
が買いたいな♪ **相談**

☆土地を探してうち  
が建てたいな♪ **建築**

名西郡石井町高川原字天神544-1  
フジグラン石井2F

☎ **088-679-7121**

ERA加盟は、すべて独立自営の会社です。



## 知っておきたい 不動産のQ&A



**Q** なぜ登記しなければ  
ならないのですか？

**A** 売買などによって土地や建物の所有権や抵当権など不動産に関する権利を取得した場合は、その旨の登記をしなければ、法律上、売買の当事者以外の第三者に対してその権利を取得したことを主張することができません(民法第177条)。そのため、所有権や抵当権などの不動産に関する権利を取得した場合は、登記の申請をして権利を守る必要があります。

また、建物を新築した場合には、所有者は1か月以内に建物の表題登記を申請しなければならないなど、不動産の表示に関する一定の種類登記については、所有者等に登記の申請義務が課せられています。

**Q** 登記の申請は  
誰がするのですか？

**A** 所有権の移転など権利に関する登記の申請は、原則として登記権利者と登記義務者が共同してしなければなりません。登記権利者とは、登記をすることによって登記上直接利益を受ける者で、登記義務者とは、登記をすることによって登記上直接不利益を受ける者です。

土地の売買を例にすると、買主は売主から所有権の移転の登記を受けて登記簿上の権利を取得するという利益を得ますので、登記権利者となります。一方、売主は買主に所有権を移転する登記をして登記簿上の権利を喪失するという不利益を受けるので登記義務者となります。

なお、例外として、表示に関する登記については所有者などが、判決又は相続による登記などについては登記権利者が、それぞれ単独で申請することができます。

**Q** 登記の申請は代理人によってすることができますか？

**A** 登記の申請は、必ずしも本人がしなければならない性質のものではないので、代理人による申請も認められています。

代理人によって申請する場合は、登記権利者又は登記義務者からの委任状を申請情報に添付しなければなりません。



出典:法務局ホームページ「不動産登記のよくあるご質問等」より加工・編集して作成  
(<https://houmukyoku.moj.go.jp/homu/static/fudousantouki.html>)



生活ガイド





# 葬儀について

※掲載の記事に関しましては、一般的な仏式の慣習を掲載したものであり、各宗教や宗派または地域により異なる場合がございます。

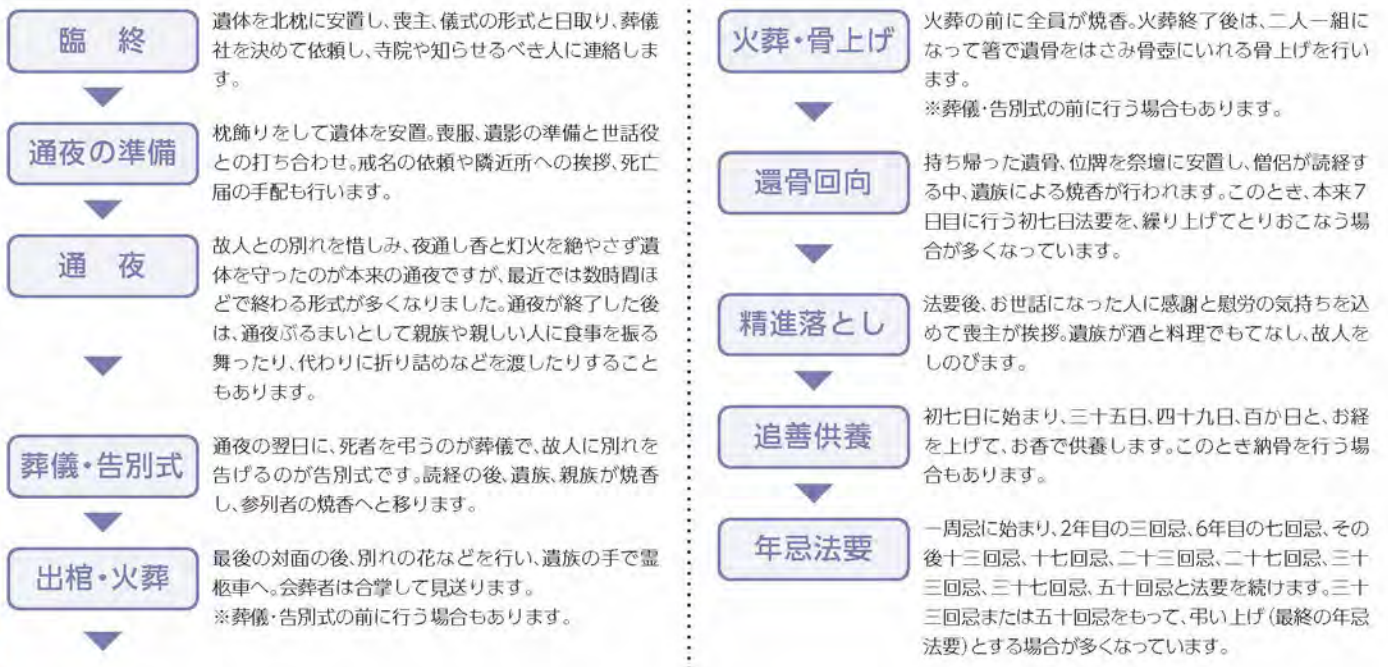
悲しみの中にも故人への真心を込めてしきたりや作法を心得ておきましょう。

日常生活の中で、できるだけ考えたくないことかもしれませんが、どのような人生にも終焉は訪れます。誰もがいつかは遺族になり、告別式の参列者になることも避けられません。悲しみに打ちひしがれ、心も動転するような場面で、遺族や親しい人たちを支えるために、しきたりや作法があると いえます。最近では死を忌むべきことと考えるより、人生を全うすることとして、自らの葬儀の演出を前もって指示しておいたり、希望を伝えておいたりすることも広まってきました。いざというとき慌てないために、基本的な葬儀や法要の流れ、会葬のマナーは心得ておきましょう。



## 弔事の流れ～臨終から法要まで～

葬儀は人生最後の儀式。弔事の一つひとつにしきたりがあり、意味があります。地方によって、また宗教や宗派によって名称や作法は異なりますが、大方の流れは次のようになります。



生活ガイド

地域の風習に幅広く対応

## ベルモニー会館 藍住

### 一般葬式場

会葬者数 20~80名様程度

座席はご希望に合わせて調整できます。ゆったりした空間で、参列の方も快適にお越し頂けます。

心やすらぐ、快適な空間と設備  
まるで自宅にいるようにくつろげる空間だからこそ、故人様を思いながら、おだやかに過ごしいただけます。

小さい家族葬  
**ファミリーホール 紬**

会葬者数 10名様までの専用ホール

ご家族・ご親族だけでの少人数での葬儀に丁度良い広さのホールです。ご自宅のようにご利用できます。

ベルモニー葬祭 徳島 ☎088-655-4441

徳島市末広1丁目2-30 <https://www.bellmony.co.jp/> | ベルモニー葬祭 | 検索 | (年中無休・24時間対応)

葬祭ディレクター 多数在籍

無料葬儀事前相談 随時受付中

ウエルズベルモニーグループ

旧吉野川

ベルモニー会館 藍住

ダイキ ● マルナカ ● ドラッグコスモス ● ファミリーマート ●  
ローソン ● キョーエイ ●

14

浜病院 ● (株)ジェイテクト ●  
徳島信金 ● シーリングテクノ ●





株式会社サイネックスによる編集記事ページです | ここは有料広告掲載ページです

処分にお金がかかって困っている身の回りの物…  
(ご自宅・店舗大掃除・引っ越し後・葬体前に出る家財や家電など)  
**不用品を無料で引き取ります。**

実績多数!  
**不動産解体・売買  
ご相談承ります!!**  
生前・遺品整理 家の片付け  
無料見積もり!!

・貴重品/貴金属は  
…査定買い取り  
・贈答品、食器、工具、キッチン用品  
…1キロ20円〜で買い取り **使用済OK**

※出張引き取りの際は無料引き取りとなりませす

フリーダイヤル(通話料無料)  
**0120-007-595**  
お引き取りできないものもございますので詳しくはお電話ください

トリマウス **10:00▶17:00**  
不用品回収・引き取り  
生活必需品回収  
トリマウス

営業時間  
定休日:毎週水曜日(※お盆・年末年始お休み)

古物商許可証番号:徳島県公安委員会許可  
801020801279号  
商品整理士:認定527694

私たちは新しい家族の絆を形にかけて  
自然との調和と安らぎの環境づくりに貢献します。

運搬基地  
工場  
展示場

お墓に関することなら当店へ、お気軽にご相談下さい。  
お仏壇もご相談に応じます。 **TEL.088-694-2461**

JA板野郡農協指定店  
**有限会社 丸居石材**  
**TEL.088-694-2461**

■展示場 板野郡上板町西分字法師塚21-10 TEL・FAX兼用 088-694-6633  
■本社工場 板野郡上板町神宅字宮前33-1 TEL 088-694-2461 FAX 088-694-2500

有丸居石材  
8884482

お電話受け付け  
お問い合せ下さい

## 仏壇・仏具Q&A

※全日本宗教学術協同組合ホームページより引用

※掲載の記事に関しましては、一般的な仏式の慣習を掲載したものであり、各宗教や宗派または地域により異なる場合がございます。

**Q** お仏壇を購入するのに  
いい日によってありますか?

**A** 「思い立ったが吉日」という言葉にもあるように、お仏壇を購入または買替えるのに、良い日・悪い日というのはありません。



**Q** どんなお仏壇を  
購入すればいいですか?

**A** 宗派・地域によりおまつりするお仏壇に違いがあります。それを踏まえた上で、おまつりする場所にあった大きさ、デザイン、色、材質などで選ばれるとよいでしょう。



**Q** お仏具とお供えものは  
どんなものが必要ですか?

**A** 仏具とは、お仏壇を飾り、毎日お供えするご飯、花やお茶、果物などをお供えする用具、器などをさします。宗派により用いる仏具が異なります。



ただ今、永代管理墓が大人気です!

ぶつだんのもり 応神店

TEL.088-641-3222

徳島市応神町西貞方字仁徳48-1

営業時間▶9:00~18:00 火曜定休



アクセスの良いバイパス沿いに花と緑あふれる楽園の聖地

**松茂ロイヤルパーク**

〒770-0001 板野郡松茂町中喜来字十人歩22-1 TEL.088-676-3223



春には桜、眼下に名方池を望む落ち着いた聖地

**名方池ロイヤルパーク**

〒770-0001 徳島市加茂町東名東山60-1 TEL.088-678-2112



仏壇・仏具・墓石・神殿・神具・石材工事・ギフト



ぶつだんのもり

本店 応神店 阿南店 脇町店 かもしま店 淡路店

0120-48-1115

https://www.b-mori.co.jp

ぶつだんのもり

お問い合わせ  
番号



生活ガイド



2023年12月より公開

# 「わが街事典」電子ブックで 藍住町の情報を持ち歩こう

いつでもどこでも知りたい情報を  
「わが街事典」アプリでチェック

**無料**

閲覧に伴う通信料は  
ご負担ください



スマートフォン



パソコン



タブレット



「MY本棚」機能で、  
お手軽に情報をチェック！

一度読んだ電子ブックは「MY本棚」に保存  
されますので、読みたくなったときはすぐに  
読むことができます。

ダウンロード方法や  
対応端末など  
詳しくはこちら➡



iPadアプリ版

iPhoneアプリ版

Androidアプリ版



## 編集後記

「藍住町 暮らしの便利帳」は、藍住町にお住まいの皆さんへ、町の行政情報をお届けするとともに、地域企業の発展につなげることを目的として発行しました。

また、住民の皆さんに、より利便性の高い情報源としてご利用いただけるよう、官民協働事業として藍住町と株式会社サイネックスとの共同発行としました。

「藍住町 暮らしの便利帳」は、地域の各団体および事業者の皆さんのご協力により、行政機関への設置はもとより、藍住町の全世帯へ無償配布することができました。あらためて心より厚くお礼申し上げます。

■「藍住町 暮らしの便利帳」に掲載の行政情報は、令和5年8月31日現在の情報を掲載しています。社会情勢の変動等により内容が変更される場合がありますので、あらかじめご了承ください。行政情報の内容・手続き等で不明な場合は、各担当課までお問い合わせください。

■掲載されているスポンサー広告は、暮らしの情報としてご活用ください。広告内容については株式会社サイネックスにお尋ねください。

### 発行

藍住町／株式会社サイネックス



藍住町HP



サイネックスHP

### 制作

株式会社サイネックス  
〒543-0001 大阪府大阪市天王寺区上本町5-3-15  
TEL.06-6766-3333(大代表)

### 広告販売

株式会社サイネックス 徳島支店  
〒770-0813 徳島県徳島市中常三島町1-32  
TEL.088-623-0530

※掲載している広告は、令和5年9月現在の情報です。



見やすく読みまちがえにくい  
ユニバーサルデザインフォント  
を採用しています。

無断で複写、転載することをご遠慮ください。

QRコードは株式会社デンソーウェブの登録商標です。

藍住町  
暮らしの便利帳  
Aizumi Town Guide Book 2023

令和5年10月発行





藍住町

*Aizumi Town*